

予算決算審査特別委員会（9月24日）

開会（9：00）

○渋谷英彦委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから予算決算審査特別委員会を開会いたします。

当委員会に付託された議案は、認第10号「令和2年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」及び議第62号「令和3年度焼津市一般会計補正予算（第7号）案」の2件であります。

認第10号については、本日、27日及び28日の3日間で審査を行い、29日に議員間討議を開催し、討論、採決を行います。

議第62号については、同じく、本日、27日及び28日の3日間で審査を行い、審査終了後に討論、採決を行います。

審査順序は、お手元に配付の審査順表のとおり、本日は、総務部、行政経営部、防災部、生きがい・交流部、教育委員会事務局の順、27日はこども未来部、健康福祉部、市民環境部の順、28日は経済部、建設部及び上下水道部、都市政策部の順で進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○渋谷英彦委員長 御異議なしと認めます。

よって、お手元の審査順表のとおり審査をすることにいたします。

発言順につきましては、特別委員会の調整会議で決定した通告一覧表のとおりといたします。

それでは、審査に入ります。

認第10号「令和2年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、総務部所管分を議題といたします。

質疑・意見に入ります。これより順次、発言願います。

まず、ナンバー1の質疑について、石原委員からお願いいたします。

○石原孝之委員 おはようございます。

決算書の99ページの13款1項1目、派遣職員給与費負担金に関してお伺いします。ちょっと詳細を詳しく知りたいんですが、派遣期間と派遣先をお伺いします。

○萩原雅頭人事課長 石原委員の御質疑についてお答えします。

まず、派遣先であります。石巻市、静岡県後期高齢者医療広域連合、焼津商工会議所、焼津市観光協会の4か所に1名ずつ派遣をしております。

派遣期間につきましては、石巻市が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間、そのほかの静岡県後期高齢者医療広域連合、焼津商工会議所、焼津市観光協会が令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間でございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

○渋谷英彦委員長 では、2番に行きます。

○河合一也委員 歳入17款2項1目、市有不動産売却収入についてですけれども、1点目は、今、今日修正があったようなんですけれども、赤道売却ということだったんですけれども、自分の理解では、赤道というのは比較的古くから土地の人に利用されているこ

とが多い、その道を売却することに問題がなかったかどうか、売却先、個人か企業かも含めて、とその売却理由をお伺いします。

2点目として、その売却の規定というのはどんなものか教えていただければということで御質疑させていただきます。

○油井光晴管財課長 初めに、正誤表が配られていると思いますけれども、訂正と理由をお示しさせていただきたいと思います。

お手元の正誤表を御覧ください。

令和2年度主要施策概要報告書25ページの(2)普通財産管理費、管財課、ア、普通財産管理費のほうの3行目でございます。

5としまして、「普通財産(土地の売払い)を8件(全て)」と記載がございますが、こちらを「うち7件」と訂正をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

売払い8件のうちの残りの1件につきましては、過去の公共事業の残地について、隣接地の土地所有者から購入希望があり、売却したものでございます。

それでは、河合委員の御質疑に御答弁させていただきます。

法定外公共物、いわゆる赤道、青道の売却についてでございます。

法定外公共物は行政財産でありますので、売払いするには、行政財産としての用途を廃止し、普通財産へ変更しておく必要がございます。

この行政財産としての用途を廃止する際には、購入希望者の要望を受けた後になりますが、道路、水路としての用途を廃止していかどうかの調査を行います。

具体的には、所管課でございます土木管理課におきまして、電気、ガス、電話、上下水道などの地下埋設物が埋まっているかどうか、庁内の道路課、河川課、農政課、都市計画課、管財課などの関係課に用途を廃止しても問題がないかの照会と周囲の土地利用や通行、排水などに影響がないかの調査、確認を行っております。

また、申請者におきまして、隣接地の所有者などにも、用途を廃止し、売り払ってもよいか、同意を取っていただきます。

これらの条件を全てクリアし、問題が生じないということを確認した上で、行政財産としての用途を廃止し、普通財産へ変更をいたします。この時点で管財課所管となりまして、売買契約の締結、所有権移転等の事務手続等を行っております。

したがって、行政財産から普通財産へ移行する段階で、売却する上での問題が生じていないということを確認しているということでございます。

売却した事例といたしましては、7件のうち、個人が6件、企業が1件でございます。

理由としましては、全てが自己所有地と一体で利用したいというものでございまして、きっかけとしましては、自宅の建て替え、宅地造成のため、工場敷地の拡張のためなどでございます。

次に、売却の規定についてでございます。

焼津市財産規則第23条に行政財産の用途の変更及び廃止の規定がございまして、同規則第32条に普通財産の売払いの規定がございます。同条第1項では、財産担当部長が普通財産を売り払う必要が生じたときは、次の各号に掲げる事項を記載して、市長の決裁を受けなければならないと規定されており、第1号で当該財産の明細、第2号では、売り払おうとする理由などの規定がされてございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

- 河合一也委員 個人や会社の都合だけじゃなくて、周囲の市民への説明もされて、しっかりとした調査がされた上でのことだと伺い、とても安心しました。

問題なく、市の市有地が普通財産になって売却されるための規定もあっての上でのことということも分かって、確認させていただきました。ありがとうございます。

- 渋谷英彦委員長 では、次、3番、石原委員。

- 石原孝之委員 同じなので大丈夫です。

- 渋谷英彦委員長 では、4番、杉田委員。

- 杉田源太郎委員 それでは、歳入21款5項6目、環境整備協力費、これ、3,200万円ですけど、令和2年度、コロナ禍で、4月、5月はほとんど、5月はほとんど開催していない、4月は全然開催していませんでした。しかし、5月、頂いた資料によると、5月には約12万円ぐらい、それから、令和2年度の6月から3月まで、この平均は約320万円です。

コロナ禍の開催において、この協議会が行われていると思うんですけど、どのような、このコロナ時の開催、この問題について、どのような協議をされたのか。焼津市として、開催の要請の自粛というものはしてきたのでしょうか。

- 増井太郎総務課長 杉田委員の御質疑に御答弁させていただきます。

今回、ボートレースチケットショップ焼津については、令和2年2月27日に内閣総理大臣から、大規模スポーツや文化イベントなどについて、今後2週間程度、中止か延期、または規模縮小するよう要請が出されたことを受けて、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、まず、令和2年2月28日から3月15日までの臨時休業を決め、また、その後の要請や感染状況などにより、その期間を延長しまして、結果として、緊急事態宣言時も含め、令和2年5月31日まで休館をしていたということでございます。

ですので、こちらのほうは、5月のほうに収入がございましたけれども、これは実際には6月に行われたときに5月分のもので、締め関係で金額があるということになっております。

それで、令和2年度のボートレースチケットショップ焼津環境協議対策協議会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、7月に書面会議での開催となりました。

そして、この書面会議の中で、令和2年6月1日から営業再開をしたわけですが、これも、これの再開に当たっては、モーターボート競走における新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインに基づき、感染拡大防止対策を実施した上で開催しているという旨の報告がございました。

また、焼津市のほうで開催自粛要請はしているかという御質疑ですけれども、焼津市として開催自粛要請を行ったということはございません。

以上となります。

- 杉田源太郎委員 焼津として、いろいろなイベントだとか、そういうものが自粛とか、時間の制限だとか、そういうのをずっとされて、指示はしてきたわけなんですけど、確かにこのギャンブル場のチケット売場については、これは市の施設じゃないんですけど、市の施設、市の主催でなければ、そういうことに対して、自粛の要請、そういうものを

市としてするという考えはなかったですか。

○増井太郎総務課長 昨年度につきましては、5月14日に緊急事態宣言のほうが解除されたわけですが、ここから、県のほうと、施行者が浜名湖競艇企業団になりますけれども、そちらと協議をして、6月1日の再開を決めたということで、市としましては、開催自粛の要請というよりも、そのガイドラインに沿った運用、例えば間隔を空けるですとか、密にならないような来客、あと、入るときのマスク着用の徹底ですとか、そういったことがしっかり行われているかという、運用というんですかね、そういったことを確認してもらうようなことで、折に触れ、ちゃんと行われているかということをもう一度確認を求めるような形をお願いしてきたということで、要請自体は、中では考えなかったということでございます。

○杉田源太郎委員 この環境整備協力費の額と、そこに入る人数との関係というのは、私は分かりません、分かりませんが、頂いた資料によると、令和2年度7月、8月で360万円、それで1%ですね、これが。12月には380万円。3月には320万円。

本当にすごい、合計で、この10か月間、5月を除くと、5月分が6月ということでしたけど、それを含めて3,200万円ですよ、1%が。1%ですよ。

このすごい大きな金額を動かしている人がいるのかもしれないけど、かなりの、時々、駐車場は見せてもらっていますけど、いつもメインの駐車場が満杯状態、時には裏のほうの駐車場もかなり入っているということも確認は時々させていただいています。

市の主催じゃないからということで、そういう注意とか、そういう要請はしていないということなんですけど、最近でも、自分の市が主催するものでなくても、大きな、そういうものについて、その主催者がそういう対策を十分にやっているけど、市として、その延期だとか、あるいは中止、そういうものを要請しているという節がありますよね。つい最近でも……。

○渋谷英彦委員長 杉田委員、この質疑のほうに。ずれないで。

○杉田源太郎委員 分かりました。

だから、その質疑の趣旨から、その背景を言っているんですけど、そういうものからしても、多分こういう高額、自分たちにしてみれば高額、市としては大したことないと言うのかもしれませんが、こういう金額をもらっているところ、そういうところが、自分たちのあれじゃなければ、要請をしなくてもいいというのはやめてもらいたい。それだけ要請して終わります。

○渋谷英彦委員長 では、次、5番、内田委員。

○内田修司委員 私のほうから、歳出2款1項2目文書費の中の保存文書管理費でございます。

説明資料の23ページに載っておりますけど、まず、モデル課における文書整理・削減作業について、行われたということですけど、その具体的な作業は何か教えてください。

2として、結果として、約13.2%の削減ということですが、この数字が多いのか少ないのかというところは、なかなか分からないところなんですけど、もし、当初の目標等があったら、それを教えてほしいのと、この13.2%削減というところを含めて、結果の評価についてどう考えているのかを教えてください。

○増井太郎総務課長 内田委員の御質疑にお答えさせていただきます。

今回、まず、1として、モデル課における具体的な作業ということで御質疑いただいております。

1つ目が、執務室内の文書をキャビネットへどのように配置するかということで、執務室内の文書のまず配置ですね、それとか、あと保存年限を、その文書が何年保存しておくかというのを定めるファイル基準表というものを文書管理の基礎としているんですけども、そちらのファイル基準表のまず再作成を行いました。

それと、2番として、現状における文書量の計測、今どのくらい文書があるか、それとあと廃棄すべき文書と保存すべき文書の選別整理、それと、廃棄後の文書量の計測を行いました。

次の御質疑で、当初の目標ということで、こちらはどのような設定をしているかというような御質疑かと思えますけれども、まず、文書を、結果として13.2%の削減を図ったということなんですけれども、最初の目標として、文章を何割削減するといったことを目標に定めているわけではなくて、結局必要な文書は取っておかなければならない。

ただ、不要な文書が、例えば保存年限、文書というのは毎年発生するものですから、そういったものもしていかなきゃならない。新しく入ってくる文書は保管しなきゃならないということで、新陳代謝も必要となってくるものですから、目標としましては、市として、現状の文書管理の問題点の把握と分析を行って、公文書の適正な管理を行うこと。それと、ちょうどタイミングとしまして、新庁舎への移転がございましたので、そちらの円滑な移転を目的として、業務委託をしたということになっております。

そして、こちらの結果に対する評価としては、文書管理の考え方の基準となるファイリングシステムという手引を再度改定しまして、それに基づき、モデル課において、ファイル基準表を再度作成した上で、専門の委託業者、受託業者の審査を受けることにより、適正な文書管理を行っていく、進めていく基礎ができました。

モデル課で実施したこともその後全庁に広げることによって、市の適正な文書管理を確立していくことのきっかけというのですか、その初めとなったのではないかと考えております。

そして、この約13.2%がモデル課における文書量の削減を図れたわけなんですけれども、こちらが文書の共有化を図ったりだとか、適正な保存年限を設定する中で削減できたものという形で評価をしております。

以上でございます。

○内田修司委員 分かりました。

目的が、文書の削減がメインではなくて、その整理の中で削減作業を行ったということとはよく分かりました。

とかく紙資料は、保存するかどうかということも含めて、迷ったら保存みたいな感じになって、それがひたすらコピーが増えていって、個人持ちもしてとか、そういったことになっちゃうのが多いかなと思います。

結果として、この13.2%削減されたというのは、ある意味、適正な管理ができていないんじゃないかなと思うんですけど、1つ伺いますが、今回モデル課でこういったことを行ったということですけど、今後の進め方というのは、どういう展開をされるんでしょうか。

○増井太郎総務課長 これは昨年度の実績でございまして、モデル課というのが、一応各部の主立ったところといったら変なんですけれども、文書が多いところとか、そういったところをモデル課と選定して、させてもらいました。

それで、その後に、全庁的に文書管理を担当する職員を集めて、講習会をやったりとか、そのモデル課を基に、こういうような削減をしたよということを各部局で見ただいておりますので、实地調査、实地で総務課の職員が行って、こういう形で削減していきましょう、ファイル基準表はそんな形で作りましょうというようなことで広めていきまして、そういった中で、結果として、文書の削減も図れて、適正な管理も、紙文書になりますけれども、図れて、今は、新庁舎についても、キャビネットに収まっているようなことで、前みたいに文書が氾濫しているとかということがなく、共有化が図れて、誰もがそれを見に行き、見ているような状態になっているかというふうに考えております。

ですので、またこれが終わった後に、令和3年度にかけて、それを広めていったということが進捗の状況でございます。

以上になります。

○内田修司委員 分かりました。

全庁的に広げて、適正な管理を進めていかれるということで、それはいいと思いますが、時間もたつと、また、整理から離れていってしまうこともあるかなと思いますので、定期的にチェックをしていただければなと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、6番、杉田源太郎委員。

○杉田源太郎委員 内田委員と同じ項目ですけど、ここでは、モデル10課で積み上げると、約400メートル、ファイルメートル、イコール大体1メートルというふうに書いてあります。その文書を削減されたという報告があったと思います。

文書管理の基準、これはどのようなことをしたことによって、その削減がされたのか、その基準について、具体的に分かったら、教えてください。

2番目に、その作業された後、再確認が必要だというようなことが、後で気がついたときに、そういうものがどこに保存されているとか、その場所とか、そういうものはどのように設定されていますか。

○増井太郎総務課長 杉田委員の御質疑にお答えさせていただきます。

まず、最初の御質疑ですけれども、どのような基準でということなんですけれども、内田委員への御答弁と重なってしまうところがあると思いますけれども、まず、文書管理の基本としましては、文書を組織共有するということが目標となっております。そのために文書の整理、分類をしたりとか、保管及び廃棄をシステム的に行うことが必要でございます。

今回どのような基準で廃棄を定めたかということなんですけれども、先ほど各課においてファイル基準表というのを再作成いたしました、その中にその文書の保存年限というのを定めています。

これは、法定で何年保存しなければならないと定まっているものもございまして。ただ、それ以外のものもあるんですけれども、当然他の地方公共団体も同じような仕事をして

おりますので、そういったところを参考にしながら、また、受託業者のチェックを受けながら、このぐらいの保存年限でどうでしょうというようなことを受けて、適正な保存年限を定めてまいりました。そして、その中で、適正な保存年限を経過しているものなどを削減していったというようなことをごさいます。

それで、2つ目の質疑で、廃棄に当たって再確認が必要だということでの御質疑ですが、一度もう削減、その文書を廃棄するといったことは、もう完全に市の公文書としては廃棄をしてしまうということなものですから、やはりその廃棄する段階で、本当にそれが必要か必要でないかということを選別して廃棄をいたしますので、保存年限が過ぎて、必要なくなった文書については、まず確認をする必要がないというようなことで、本当に参考として見たかったとかというのはあるのかもしれないんですけども、そういったことですと、文書が、なかなかたまる一方で、捨てられないということになりますので、適正な保存年限を過ぎたものは、市としての共用文書からは削減をしていったというようなことでやらせていただいております。

○杉田源太郎委員 確認ですけど、これはあくまでも紙ベースのことなんですけど、紙ベースじゃなくて、データベースとしての、残されている場所で、そういうものがデータベースにもちゃんと保存されているということでもいいですか。

○増井太郎総務課長 基本的には、今回の文書については、紙の文書になります。

それで、電子処理をされた文書というの、結局は申請があつて、それを、例えば給付ですとか、そういうものを決定するというときには、結局紙によって、それが検討されていくことになります。

今後、電子決裁とかになってくると、当然紙の文書だけじゃなくて、電子的に保存するという文書もあるんですけども、今後その導入していく中では、電子決裁をどのような形で保存していくか、それも多分ファイル基準表というのが基礎になるかと思えます。何年取っておくか、それで、その年数が来たら、データを削除する、そのような形となるかと思えます。

今そのパソコンとかが導入されていく中で、どうしても電子データですと、決済をつくるときに、データとして保存していると、何しろ、結局それも紙となって出ていくわけですよ、意思決定の中では。

ですので、今後、電子決裁等を導入していく中で、そういった電子文書も、データをずっと保存できるわけではなくて、容量もかなりかかるものですから、そういったことも今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○杉田源太郎委員 先ほど、そのデータを各部署で共有する、そのデータ、その文書を他部署と共有しなければならない、そういう文書があると思うんですけど、その文書は、その共有しなきゃならない部署に同じものが2つあるだとか、そういうことになっていくのか。

それともう一つは、先ほど1つの部署で、その部署内の職員はみんなそれが、こういうデータはここにあるよということで、みんな分かっているということでもいいですか。

○増井太郎総務課長 システム上は、先ほど言ったように、組織の共有ということで、その組織のまず一番小さいのが、担当というですか、係になるわけです。その後、課で。

ファイル基準表は課で作成をしているものですから、課の中で共有を図っていくということで、その執務室内のキャビネットのどこにあるかというのが、その地図を抱えているのがファイル基準表となるものですから、職員全員がそれを徹底できるように、今後また指導をして、指導というですか、形でしていきたいと思います。

それと、他の部局ですね、例としましては、どこかの部署で、部局で報告書を出しましたと。それも全部の部署で、それじゃ、それを10年間保存しておくかというのと、ずっとそれが全課に、課なり部にあるわけですけど、そういう形ではなくて、それを発信した部というのですか、そちらが10年保存をして、例えば、それを見に行きたいよと言えば、そこの部に行けば見れるというような形で保管をしているということで、共有化というのは、そういった形で図っていくということで、今考えております。

以上です。

○杉田源太郎委員 頑張ってください。

○渋谷英彦委員長 では、次、7番の質疑に行きます。

○杉田源太郎委員 続けて、2款1項9目、公会堂等建設補助金についてです。

これは、いろいろな地区集会所5施設の各施設の補助金がどういうふうになっているのか。5施設というふうに書いてありますので、その5施設についての内訳をお願いします。

そして、今多くの公会堂で、公会堂あるいは集会所という名前もありますけど、老朽化がすごく目立つように思います。災害時の拠点の1つとしても検討しているところもあるというふうには聞いていますけど、令和2年度の補助申請、ほかにもあったんでしょうか。

○増井太郎総務課長 杉田委員の御質疑に御答弁させていただきます。

まず、この5施設の内訳ということですが、先ほど杉田委員のほうからお話がありましたように、地区で持っている集会所というのが焼津に130強あります。あとは防災センターですとか、市が持っている施設等もございますけれども、140弱の地区で持っている集会所等がございます。

今回、5施設ということなんですけれども、その内訳でございますけれども、1つが、宗高の第2町内会の公会堂、こちらが320万6,000円の補助です。内容としましては、耐震補強工事、トイレ改良工事、あと浄化槽の取替え、それと、玄関のユニバーサル化、そういったことでの工事があったということで、それに対する補助です。

補助率は、それぞれ種目によって、種目というのですか、工事の種類によって違っておりますけれども、補助として320万6,000円を執行させていただきました。

2つ目が、相川の自治会館です。こちらが5万4,000円で、こちらは浄化槽の修繕となっております。

3つ目が和田第21自治会、第7町内会の一色上公会堂で、25万4,000円の補助です。こちらは外壁塗装ですとか、屋根の補修、軒上補修工事等でございます。

4つ目が、小川第11自治会の第7町内会、与惣次の集会所、60万6,000円の補助です。こちらは浄化槽の取替えということでの補助です。

それと、5つ目、最後になりますけれども、下小杉の自治会の第2町内会、浜公会堂ですかね、15万7,000円ということで、こちらについては、空調設備を新設ということ

で、こちらに対する工事、空調設備ですね、それとあとトイレの改修、これもユニバーサルデザイン化ということでされております。そちらへの補助ということで、こちらの5つが今回の補助の対象となっております。

また次に、補助申請はほかにもあったかということなんですけれども、令和2年度につきましては、あと東益津の第15自治会の石脇下公会堂というところが、外装塗装をしたいよというようなことがありました。あと、西島自治会の西島自治会館も同じく外装塗装、小川第11自治会第5町内会の中川原公会堂につきましても、外装塗装とトイレ補修の3か所の要望がございました。こちらのほう、補助金を交付するに当たっては、当然予算の要求等もございまして、まず、地元から集会所等の修繕に係る要望を当該年度の前年度に提出をいただいております。そして、こちらのほうで、どこを修理したいかと地元さんで考えているかということをもまず把握をさせてもらって、そして、現場を職員が見に行きます。

それで、そこでまず緊急性を判断して、緊急性が高いこと、今回の工事ですと、耐震だったりだとか、あとはトイレの改修とかというところは、トイレが、浄化槽ですね、それがもう壊れてしまったというところ非常に支障がございまして、そういった緊急性の高いものをまず対象にさせてもらって、外壁塗装については、どうしても長年たつてくると、もう一度塗り直さなきゃならないところが出ております。これが予防的な側面もございまして、すぐにどうかなってしまうということもないものですから、そういった予防的な修繕のものはちょっと待ってもらって、次年度に遅らせてもらってやったりだとかということで、対象を絞ったりすることもございまして。

ただ、そのやっている中で、やはり緊急で突然修理が必要になったとかということも出てくるものですから、そういったときには予算をやりくりして、なるべく補助ができるような形で予算を確保しまして、当該年度に実施するような形で、今対応しております。

以上となります。

○杉田源太郎委員 実は、私、宗高の第2町内会の現場を見せてもらったんですけど、やっぱりかなりしっかりした補助をしていただいているな、この電源の問題から何から、かなり細かいところまでやられているというのを確認はしました。

こういう耐震の問題、あるいは避難の問題とかそういう、緊急性と今言葉がありましたけど、こういうところまで、こういうものに対する援助というものがあるよという、その基準みたいなものというのは、各自治会のほうにちゃんと報告というか、周知されているんでしょうか。

○増井太郎総務課長 こちらでは、自治会の定例会等、その要望を伺うときに、こういった要綱で、当然補助率というのもございまして、全額が市の補助という形にはいきませんので、当然地元のためてきたお金というのもございまして、そういったことを説明しながら、こういったこともありますということで、あと、市の単費だけではなくて、県の補助とかも使うというような関係で、あらかじめそういった申請もございまして、そういったのがあるときには早めに御連絡をいただくというような形での周知はさせていただきます。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、8番に行きます。

○秋山博子委員 では、私は、2款1項12目の人事管理費について伺います。

今回、不用額幾ら幾らとあるんですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響などで、幾つかの研修が中止になったということの影響だと思いますが、その中止になった研修のフォローといいますか、対応はどんなふうにしていますでしょうか。

○萩原雅顕人事課長 まず初めに、訂正のお願いがございます。

正誤表が配られていると思いますけれども、主要施策概要報告書の37ページ、表の3つ目になりますけれども、ウの国内派遣研修費の決算額が37万6,600円と記載されておりますが、32万4,320円でございますので、訂正のほうをお願いいたします。誠に申し訳ございません。

それでは、秋山委員の御質疑に対しまして回答いたします。

中止となりました研修の対応といたしましては、用意していたテキストを配付して自習という形を取ったり、専門知識を習得できる外部研修におきましては、開催時期の異なる開催地での受講や業務に必要な別の研修へ振替を進めました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、昨年度、令和2年度に研修を受けられなかった職員は本年度に受講させるなど、研修の機会を失わないような対応をしております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○秋山博子委員 ありがとうございます。

そうすると、中止になったものについても、それぞれ対応できるようにしたということです。

議員なんかは、行政視察、他市他県へのそういうものが中止になったということもある中で、昨年は6月、7月ぐらいから、かなりオンラインの議員向けの研修というものも続々と出てきてまして、ふだんよりも一層勉強の機会が増えたということがあるんですけれども、この職員研修、幾つかの中で、そういったオンラインによる対応というのは今回はされなかったですか。

○萩原雅顕人事課長 オンライン研修、昨年度の途中から、そういう実施する、対応できるようにはなってきておりましたけれども、内容によりまして、例えば、接遇研修とかですと、オンライン上の講師と受講生の差がございまして、効果が薄くなるということも聞いておりますので、そういった向き不向きというのもございます。

それとあと、昨年度ではないんですが、最近になりまして、専門研修の研修がオンライン化、続々されておまして、そちらのほうは、希望によりまして、オンライン研修受講という形で進めているところでございます。

今後、またオンライン研修のほうにつきましては、内容を吟味しながら採用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○秋山博子委員 了解です。

それで、今回その不用額というのは、実際にペーパー配付、テキスト配付等によって、講師にかかることが減ったとか、そういうことが主な不用額ということではないでしょうか。

○萩原雅頭人事課長 こちらの人事管理費におきましては、研修費のみではなくて、ほかの費用も含まれております。

実際に、令和2年度の研修費で不用額となったというものは、主に県外の専門研修、例えば、日本経営協会NOMAの講習に行けなかったということで、その分の旅費等が積み重なって不用額となったというものが主な要因となります。

以上でございます。

○秋山博子委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、9番に行きます。

○内田修司委員 私のほうから、歳出2款1項12目人事管理費のうちの職員健康管理費、説明資料の38ページですけど、健康診断の実施人数を表にされていますが、未受診者が19名ですかね、いらっしゃるかと思えます。その理由についてお伺いいたします。

もう一つは、同様に、その下にストレスチェックの実施状況が書かれていて、これも未受診者が何名かいらっしゃるんですけど、この未受診者の理由についてお伺いいたします。

○萩原雅頭人事課長 内田委員の御質疑についてお答えいたします。

まず、健康診断の未受診者の理由についてであります。人間ドックを予約したものの、仕事や諸事情で受診ができず、再予約が年度内に間に合わなかったことや、医療機関で受診中であることなどが挙げられます。

ストレスチェックにつきましては、ウェブ方式とマークシート方式で実施しておりますが、ウェブ方式の場合、受診が完了したと勘違いしていたことや、システムの操作に慣れず、入力を諦めてしまったこと、また、期間中に不在にしていたということが挙げられます。

以上、御答弁とさせていただきます。

○内田修司委員 健康診断のほうは、たしか法定というか、義務だと思いますので、未受診の方のフォローというか、それはしっかりやっていただければと思います。

ストレスチェックのほうなんですけど、未受診の方、やり方等の問題があるかなと思いますけど、当然ながら、チェックをして、何かあった、フォローが必要な方というのは、当然何らかの対応をされているかなと思いますけど、どの程度というか、多少なりともフォローが必要な方がいらっしゃるんじゃないかなと思いますけど、どういった事例とかありますか。教えていただけますか。

○萩原雅頭人事課長 健康診断及びストレスチェックでフォローが必要な方につきましては、今人事課のほうに保健師を配置しておりますので、保健師によって、まず、面談なりを行いまして、その内容によっては、受診を勧めるというような体制を取っております。

以上でございます。

○内田修司委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、10番に行きます。

○鈴木浩己副委員長 同じく職員健康管理費ですけども、1点目のほうは、今、内田修司委員の質疑に対して御答弁をいただきましたので、割愛いたします。

2点目のほうですけども、その受診者のうち、持病等で定期受診者の方も未受診者

の中にはおいでになります。

そういった方々の健康状態というか、そういうものを所属長とか人事課のほうでは把握されているのでしょうか。伺います。

○萩原雅頭人事課長 医療機関を受診していない職員のうち、特にリスクの高い者に対しては面談を行って、生活習慣やストレス状態等の確認を行っているところでございます。

以上でございます。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

あと、この職員健康管理というか、健診の中で、普通の定期健診とそれからストレスチェックと、もう一つ、胃の検診があります。

定期健診やストレスチェックは97%か98%ぐらいの受診率で高いんですけども、胃の検診については、それよりかも10ポイントぐらい毎年低い数値が出ているんですけども、この未受診者の理由ですとか、それらの人々の健康状態、そういったものも把握しているのかどうかを伺います。

○萩原雅頭人事課長 未受診者の方につきましては、日程が合わないとか、体調が優れなかったということが考えられるところでございますけれども、その未受診者の胃の検診について、その具合がどうかというところは、ちょっと把握し切れていないという状況です。

以上でございます。

○鈴木浩己副委員長 現状は分かりましたけれども、今後そういった職員の皆さんの状況を把握するお考えはあるかどうか、伺います。

○萩原雅頭人事課長 職員にとりまして健康は第一でございますので、そちら、先ほどの点につきましては、なるべく把握できるよう努力をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それと、もう一つ伺いたいのは、正規職員の場合、定期健診を受診せずに、ドックを受診するように義務づけられているわけなんですけれども、これは、会計年度任用職員の場合はどうなのでしょう。

この主要施策概要報告書を見ると、正規職員のほうは定期健診と人間ドックが2行にわたって書いてあるわけなんですけれども、会計年度任用職員のほうは、人間ドックという欄がないものですから、その辺で福利厚生のそういう制度に差があるという、そういう感じですかね。

○萩原雅頭人事課長 今の御質疑についてお答えします。

職員と会計年度任用職員につきましては、制度に若干の違いがございます。会計年度任用職員の場合は、協会けんぽの特定健診というものがございまして、そちらのほうで対応をいただいているということでございます。

以上でございます。

○鈴木浩己副委員長 けんぽのほうの健診の結果というのは、これ、把握されないというのはどういうわけなんですか。

○萩原雅頭人事課長 申し訳ございません。

こちらの表に掲載をしておりますけれども、会計年度任用職員で特定健診をされた

方は40名いらっしゃいます。ですので、未受診者の方が8名ということになります。

以上でございます。

- 鈴木浩己副委員長 じゃ、できたら、令和3年度の主要施策概要報告書を作成する際には、それらも網羅できるような表にさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、終わります。

- 渋谷英彦委員長 では、次、11番、深田委員。

- 深田百合子委員 新庁舎建設事業費について伺います。

令和2年度末の進捗率は全体で65%ということで、新庁舎部分は81.6%、執行額は29億8,500万円となっています。

1、繰越明許費41億8,537万2,000円の内訳、2、節の旅費、需用費、役務費、委託料、負担金、補助及び交付金の内容、3、新庁舎オフィス環境整備業務715万円の内容、4、建設事業費総額の見通し、以上について伺います。

- 油井光晴管財課長 深田委員の御質疑に御答弁させていただきます。

初めに、繰越明許費の内容でございますが、新庁舎建設工事の建築工事が25億1,956万円、電気設備工事が6億3,922万4,000円、空気調和設備工事が8億7,989万2,000円、給排水衛生設備工事が1億4,669万6,000円で、合わせまして総額41億8,537万2,000円でございます。

次に、節の旅費等の内容でございます。旅費につきましては、工事で使用する材料につきましては、その金額や重要度に応じまして、工事で使用する前に、その材料を製造している工場へ行って検査を行うことになっております。計4回、工場での材料検査を行ってございます。

次に、需用費の内容でございますが、リングファイルなどの事務用品の購入の一般消耗品費でございます。

次に、役務費でございます。工事を進めていく上で生じる設計変更の内容によりまして、建築確認の修正申請が必要になる場合があります。その申請に必要な専門機関による構造の性能評価というものがございます。その変更申請手数料になってございます。

次に、委託料でございますが、建設工事監理業務委託委託料、オフィス環境整備業務委託料と、新庁舎における入退館の管理と職員身分証明書を兼ねたICカードを作成しましたが、その作成委託料になります。

次に、負担金、補助及び交付金についてでございます。新庁舎では電気の引込線について、停電に備えまして、2か所の別の変電所から引込みを行っておりますけれども、その予備電力線を引き込む際に必要な中部電力へ支払う工事費の負担金でございます。

次に、新庁舎オフィス環境整備業務の内容についてでございます。

令和2年度から令和3年度にかけての債務負担行為により実施中でございます。

令和2年度の主な内容としましては、新庁舎の執務室についての什器備品のレイアウト図面の作成、既存庁舎のレイアウトや既存什器備品の現況調査を経まして、什器備品の購入品の前提品の提案など購入計画の作成、既存品の再利用計画の策定、引っ越し業務に関わる入札用の仕様書作成支援などを行ってございます。

令和3年度の業務は、人事異動に伴うレイアウト図面の修正、什器備品の配置位置の

墨出し、備品納入業者との日程調整、引っ越し業者による移転計画策定の調整支援などの移転管理業務を行ってございます。

次に、建設事業費総額の見通しでございます。

建設工事費が、現在、約95億5,500万円の契約額となっております。それに設計費、設計監理費が約2億7,200万円、測量などが約2,300万円で、建設に関わる総事業費としましては、約98億5,000万円となっております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○深田百合子委員 今月21日に新庁舎が開庁しましたけれども、早速いろいろ皆さんから御意見が寄せられております。

令和2年度にこのことがどれだけ検討されたのかなということで、少しお聞きしたいと思えます。

今、旅費で、4回工場に行って、検査、いろんな機材の確認をしたということなんですけれども、今、1つに、柱とか壁、コンクリートのむき出しの柱みたいになっているんですけれども、ちょっと何か削れているような感じの壁のような柱のようなデザインになっているんですけど、それは今後、崩れてくるとか、ぼろぼろとなるとか、そういうものはないんでしょうか。ここで、ちゃんと確認はされておりますでしょうか。

それから、繰越明許費と委託料の内容については、ちょっと今、書き切れなかったものですから、後で詳細をお聞きしたいと思えますが、この委託料の中で、どれだけ令和2年度に、委託の中で内容を検討されていたのかなというのを、新庁舎管理のほうになると思うんですが、例えば、今、案内の方が1階とか2階とかに、制服を着て、案内してくれていますが、北口の駐車場にはシルバーさんかな、駐車案内の方が何人か丁寧に対応してくださっておりますが、北口から入ると、すごく寂しい感じで、1人の人が対応してくれていると思えますが、今までが南から入ってきたものですから、南側の左ドアから入れるような、左側の駐車場が完成する前に、この期間の間に、南側の左ドアから入れるようにするという、こういう検討は、令和2年度でされなかったのかな、どうなのかなというのをお聞きしたいと思えます。

○油井光晴管財課長 まず、柱なんかの見た目がちょっとざらざらしているなという、そういうような御意見だと思いますけれども、新庁舎のほうは、柱は打ちっ放しというような、天井に構造が出ているんですけれども、打ちっ放しというような、そういうデザインになっています。

コンクリートのほうは、高強度のコンクリートを使っておりますので、それが崩れるということはございません。検査のほうもちゃんと受けています。

南側からの出入りということでございますけれども、南側からは、今現在できてはいるんですけれども、通行ができない南玄関がございます。ちょうど北玄関の反対側になりますけれども、そこが現庁舎が建って、そこにこれから解体工事を行うんですけれども、囲いをするものですから、通行ができないということで、南の西側、南西側に通用口がございます、そちらには誘導を行っております。

それから、現在、駐車場が、まだ既存庁舎、旧庁舎の下のところを使いますので、そこに駐車をされる方が多くなってございます。

誘導は、そちらの駐車場に停めた場合には、北玄関を回るようにということで、解錠

直後、流れがあんまりよくないなということで改善をしたところでございます。

以上、足りないところがありましたら、また、すみません、よろしく申し上げます。

○深田百合子委員 柱を見て、打ちっ放しの、子どもとかが触って崩れるということもないということですね。分かりました。

あと、中に、北口から入ったときに、ちょっとすごく寂しい感じがするものですから、もう少し正面玄関という、華やかな雰囲気はすごく必要かな、大事かなと思いました。

それから、駐輪場、南側の人は西側の通用口に回っていただくということなんですけれども、その西側のところに駐輪場が用意していただいております。そこがもうすごくいっぱいなんですよね。

今後、建設関係とか教育関係とか議会とか、職員が新たにこちら、新庁舎に移動してくると思うんですけど、そうなったときに、もうすぐ、あそこはもう入れない状況なんですけれども、令和2年度では、この駐輪場のスペース、敷地というのはどういうふうにご検討おられるんでしょうか。

○油井光晴管財課長 お答えします。

駐輪場は確かに、今、西側に設けている駐輪場はかなりいっぱいになっております。計画では、北玄関の両隣に駐輪場を現在設けております。それから、南側は、テラスになっているようなところがございますので、そこに駐輪場を設けるということで、それは現在、表示とかを追加して、様子を見まして、改善をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○深田百合子委員 分かりました。

ぜひ南側にも駐輪場、自転車を置けると入りやすいと思いますので、改善をお願いします。

それから、委託料だと思うんですが、この庁舎管理の中で、総合案内の方は既に制服を着用して案内していただいていると思っておりますが、市民の方から、今度、市役所の職員の人は制服になったんですかと聞かれたんですけれども、私はその説明ができなかったものですから、令和2年度において、総合案内の人たちの人数とか内容とか制服とか、どこにどういうふうに委託を決定したのか、内容等教えていただけますか。

○油井光晴管財課長 総合案内業務につきましては、庁舎の集中管理業務の中で、一括して委託をしている中の1つの業務ということでございます。

制服のほうは、その請負業者が、職員との違いが分かるようにということで、用意していただいているところでございます。

以上でございます。

○深田百合子委員 丁寧に対応をしていただけることはすごく感謝したいと思っておりますが、これまでの総合案内の職員さんは、一括管理されているということなんですけれども、令和2年度のときに入ったということによろしいでしょうか。今まで総合案内をされていた職員さんは、担当の方は、新しい総合案内の一括管理の委託の先に入ったということによろしいですか。それとも入らなかった。

○油井光晴管財課長 旧庁舎の総合案内につきましては、市のほうで雇用した職員になっております。その方が結果として、新たに集中管理業務を請け負った業者が面接を行いまして、採用されたという形になります。

○深田百合子委員 旧警備員の方は、今回で終わりですよって様子のお話があったんですが、そういう方々の雇用というのはどうなったんでしょうか。令和2年度に、もうそういう話をされて、納得されたということでしょうか。

○油井光晴管財課長 旧庁舎の警備のほうにつきましては、夜間のほうは、委託業務として行っておりまして、昼間はシルバー人材センターの委託という形になっています。

現在の集中管理、新庁舎のほうの管理につきましては、昨年度プロポーザルで競争ということをやっておりますので、その結果、業者が変わったという形になります。

以上でございます。

○深田百合子委員 分かりました。

シルバーさんなので、また別の業務が対応できるといいかなと思って、ちょっと残念な気もしました。

最後に、建設事業費、総括の見通しなんですけれども、今後を含めて98億5,000万円ということなんです、これは全て含めたものとして受け止めてよろしいでしょうか。

一般質問の中でも100億円を超えるのではないのかということもありましたが、どうでしょう。

○油井光晴管財課長 98億5,000万円の中身でございますけれども、こちらは、建設工事費と設計管理費、それから測量などを合わせた、建設に関わる総事業費という形で、先ほど御答弁をさせていただいております。

関連の費用としましては、例えば用地買収を過去に行っております。それが約4億円かかっています。それから、現在、やっておりますけれども、引越し関係の費用がございます。

それから、備品の購入の関係の費用がございます。こちらは、現在、途中でございすけれども、今年度の予算ベースで約3億9,000万円となっております。合わせると、100億円を超えるという見込みになっています。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 では、12番に行きます。

○鈴木浩己副委員長 明るい選挙推進費の部分を伺います。

概要報告書ですと、新有権者の皆さんに啓発はがきの送付をやっていただいたほか、市内高校などへの啓発活動を実施していただいたわけなんですけれども、投票率向上に実績として結びついているのかどうか、お伺いいたします。

○増井太郎総務課長 鈴木委員の御質疑に御答弁させていただきます。

今回、御紹介いただいたように、新有権者への啓発はがきですとか、あと市内高校等への啓発活動、主なものとしては、出前講座、出前授業の実施ということになるかと思っておりますけれども、それが投票率向上に結びついたかということで、御質疑いただいたときに、何を指標というか、成果をどうやって出せばいいのかなというのをちょっと考えました。

今回、18歳の投票率というのが、それでもその指標になるのかなということで、答弁の中でさせていただきたいと思っております。

市の選挙管理委員会では、各選挙ごとに、その選挙の全体投票率に一番近い投票所を選んで、1つ抽出して、その投票所における年代別の投票率を調査しております。

そして、直近になると、今年度に入ってからになるんですけども、6月20日に執行しました県知事選挙が直近になるんですけども、そのところが、今回静岡県知事の投票率が54.40%で、今回、大富公民館の投票所を抽出して、やりました。大富公民館の全体の投票率が53.92、全体が54.40の中の53.92%ということで、近いということで、こちらを調査いたしました。

そうしますと、18歳の投票率が39.58%で、19歳の投票率が18.46%でございました。この選挙全体の種類によって、投票率が高い、低いがあるものですから、一概にこの投票率が必ず毎回その率にはならないんですけども、1つ傾向としては、やはり19歳に比べて18歳の投票率というのは高いものとして表れております。

それで、出前講座、出前授業、こういったものは、高校2年生を対象とすることが、高校のほうから要望されることが多いものですから、新有権者になる手前の生徒さんが対象となっておりますけれども、こういった出前講座、出前授業をやらせてもらっていると、あと、高校でも当然主権者教育というんですか、そういったことが高校で行われるということもございまして、全体の投票率から見れば低いものの、19歳に比べて、18歳の投票率が高いということは、これらの活動が少なくとも結びついているのかなというふうに思っております。

以上となります。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

なかなか全国の自治体で若い皆さんの投票率を上げる取組って、やっぱり永遠の課題だと思うんですけども、そうした中でも、焼津市ではがきですとか出前講座とか、様々手を打っていただいて、18歳がそれでも約4割ぐらい。ただ、19歳になると、悲しいかな、その半分ぐらいに落ち込むと。

やっぱり高校2年生のときに、やっぱり皆さんの講座を伺ったのから、だんだん時間的な経過で風化しちゃっていくのかなというのと、もう一つはやっぱり住民票を持っていながら、大学とか短大とか専門学校に、ほかの地域にやっぱり進学されていて、住民票だけこっちに残っているという、そういうのも少なからずあるのかなというふうに思うんですけども、全国の先進事例なんかをやっぱり見てみましても、やっぱり焼津市とあんまり取組そのものは変わらないのかというふうに思うんですけども、この辺は、粘り強くやっぱりやっていく必要があるなというふうに思うものですから、今後、御苦労は多いですけども、ぜひ若い世代の投票率向上も含めて、全体の投票率向上にもまた周知徹底というか、啓発事業を行っていただきたいと思えます。

以上、終わります。

○渋谷英彦委員長 では、次、13番に行きます。

○岡田光正委員 それでは、私は、12款1項3目、一時借入金利子についてお聞きしたいと思えます。

当座預金、当座貸越しということで、これ、資金が不足したのはいつで、幾らで、何日だったのか、その根本的な原因はどうだったのか、ちょっと教えてください。

○伊藤和広会計管理者 それでは、岡田委員の御質疑に対して御答弁させていただきます。

まず、各種事業の支払いに充てる歳計現金に不足が生じた場合ですけども、財政調整基金条例に基づいて、財政調整基金から歳計現金に一時的に資金を融通していただき

ます。これを繰替え、繰り返しの繰りに代替案の替——替えるという字ですね——繰替えと言います。

融通していただいた資金を今度は歳計現金から財政調整基金に戻す際は、直近の市中金融機関の定期預金利子相当額をつけて戻すということをしております。今回のこの12款1項3目の一時借入金利子についてですが、この利子相当額に当たるものでございます。

支出が集中する出納閉鎖期間と、年末、年度末に支出超過となり、歳計現金の収支バランスが崩れることがあります。この支払いに充てる現金に不足が生じる場合に繰替えを実施しております。

令和2年度におきましては、4月に12億円と8億円の2回、3月に6億円の1回の繰替えを実施しております。利息分として、記載の23万1,121円の利息相当額をつけて財政調整基金に戻しております。

また、繰替えが必要になった理由でございますが、4月は、先ほども申し上げましたけれども、前年度の各事業の終了とともに支払いが集中したこと。それから、年度始めに負担金等の支払いが集中したこと。3月につきましては、年度末で各事業の終了とともに支出が集中したことによるものでございます。

以上でございます。

○岡田光正委員 内容については分かりました。

そうすると、実際のところ、資金ショートしたという形ではないということでもいいですね。そういうことですね。

それで、今、当然のことながら、国のほうからの資金だとか、それから、そのほか、遅れることも考えられます。

そうしますと、一時借入れも当然必要になってくる時期というものがあるのかなという感じがします。

私の経験から申し上げますと、指定金融機関と毎月1回必ず資金繰りの内容だとか、それから、あるいは静岡県さんの話を聞きますと、各財務状況についての打合せ、これについて、その振替の状況についても、1か月に一遍、指定金融機関も交えて、会議を行っているように聞いております。

焼津の場合はどんな具合で、指定金融機関なんかと話し合いをやっているのでしょうか。

○伊藤和広会計管理者 頻繁ではございませんけれども、指定金融機関との打合せはしております。それから、毎日、市金庫から収支の報告、それをいただいております。あと毎月、各課から支払いの予定、あるいは収入の予定、収支の計画を出していただいております。それと日々の日計表との比較をしまして、不足するかどうかという判断をさせていただいているところでございます。

○岡田光正委員 よろしく願いいたします。

○渋谷英彦委員長 これで予定している総務部の質疑は全て終わりました。

それでは、以上で通告による質疑は終了いたしました。

質疑、意見を打ち切ります。

以上で、認第10号中、総務部所管部分の審査を終わります。

以上で、総務部所管部分の議案の審査は終わりました。

当局の皆さま、御苦勞さまでした。

ここで休憩いたします。10時25分再開いたします。

休憩（10：15～10：25）

○渋谷英彦委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、認第10号「令和2年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、行政経営部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次発言願います。

ナンバー1。

○岡田光正委員 岡田光正です。

私は、1款2項1目の歳入、固定資産税についてお聞きしたいと思います。

滞納繰越分5,300万円収受などで非常に成果があったというふうに理解しております。しかし、1,400万円の不納欠損について、これ、毎年同じような状況にはなるかと思いますが、その計上までの経緯、少し教えていただきたいと思います。

それから、現在の収入未済額の今後の見通しについて、特に令和3年度、コロナ禍で一部なかなか難しい部分もあるのかなというような感じもしますものですから、その見通しについて説明をお願いしたいと思います。

○小池善栄納税促進課長 岡田委員にお答えします。

不納欠損計上までの経緯につきましてですが、まず、未納が発生した場合には督促状を送付いたします。これにより未納解消に至らない場合には、引き続き催告状の発送、訪問催告、これは今、新型コロナウイルス感染症ですのであまり積極的には行っておりませんが、それなどにより納税相談を促します。これにも応答がない場合、また、納税相談で納付の約束をしてもその納付約束の履行がない場合には、差押え処分執行のための財産調査を行います。財産調査の結果、滞納処分をする財産がない場合、滞納処分によりその生活を著しく窮迫させるおそれがある場合、または、その所在や財産がともに不明な場合には滞納処分の執行停止をいたします。この停止の状況が3年間継続したときは、納税義務は消滅します。また、滞納処分の執行を停止した場合において、法人の解散、本人の死亡などにより徴収できないことが明らかであるときは、納税義務を直ちに消滅させることができます。このほかに、5年の消滅時効の完成によっても納税義務は消滅いたします。このように、消滅したものが不納欠損として計上されます。

次に、収入未済額の今後の見通しでございますが、次年度に繰越しをされて、その後、分割納付の継続、滞納処分、静岡地方税滞納整理機構への徴収移管などを通じ徴収に努めるとともに、納付困難となった方につきましては、納税猶予などの納税緩和措置を適切に行い、滞納の整理をかけてまいります。

以上です。

○岡田光正委員 長々説明していただいたんですけども、その辺は分かります。

この1,400万円、今回のこの部分について、いろいろ言ってくれた中で、どういう状況があつてこれだけの額が欠損になったのか、その経緯を聞きたい。

それから、未収額、これのうち、どのぐらいまでは回収見込みだよというようなものが分かるかどうか。その辺、教えていただければ、お願いします。

○小池善栄納税促進課長 申し訳ありません。数字をここに手持ちでございませんので、後日報告をさせていただきます。

あと、未収金の徴収の見込みですけれども、これにつきましては、現状どれぐらいの割合がというのははっきりできませんので、なるべく適切に徴収を行っていくという答えでさせていただきます。

以上です。

○岡田光正委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、2番に行きます。

○杉田源太郎委員 私は、歳入の1款6項1目都市計画税についてお伺いいたします。

令和元年度に比べて約700万円ぐらい、これは調定額なんですけど、その次の括弧中の数字はちょっと、これは割愛させていただきます。土地の評価額が下がって新築件数が増えたということだと思んですが、市内の土地の価格がどんな傾向になっているのか、教えていただきたいと思います。

○鈴木文彦課税課長 杉田委員にお答えいたします。

都市計画税に係る市内の土地の評価の傾向についてでございますけれども、東日本大震災の影響によります土地価格の下落が増加してきておりましたけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の低迷などによりまして、内陸部を含む市内全域について下落の傾向でございます。

令和3年の地価公示につきましては、市街化調整区域の前年度の比較ではマイナス2.6%、静岡県が実施をしております令和3年の地価調査ではマイナス1.9%となっております。

また、家屋の状態でございますけれども、令和元年度課税分の新增築家屋が561件、令和2年度分が584件で、23件の増加となっております。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 22日の新聞でも発表されていたんですけど、また今年度の地価が、県内のほとんど全域について下がっている傾向にあります。令和2年度、この前の年と比べて、やっぱり全域で下がっていたと思うんですけど、その傾向の中で特に下がっているというようなところについてはどうですか。

○鈴木文彦課税課長 それでは、地価公示の件につきまして、少し数字を挙げさせていただきます。

下落率が大きい場所につきましては、浜当目2丁目マイナス5.3%、石津港町につきましてはマイナス5.2%、東小川3丁目につきましてはマイナス3.9%、駅北2丁目につきましてはマイナス3.7%、エリアもこちらは沿岸部でございますけれども、マイナス3.5%となっている状況でございます。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 そういう下がっている中でも新築件数は23件ですか、元年度より増えているということで、新築が増えている地域というのはどの地域でしょうか。

○鈴木文彦課税課長 新築家屋の新增築の増加のところですけども、会下ノ島石津の区

画整理ですけれども、こちらが29件増加をしております。あと、南部の土地画整理につきましては16件増加しております。あと、大村2丁目が5件増加をしております。あと、大覚寺と大住につきましては、一部市街化調整区域がございますけれども、大覚寺が7件の増加、大住につきましては5件の増加、主なところは以上でございます。

○杉田源太郎委員 今、件数がかかなり多かったと思うんですけど、先ほど、元年度に比べて23件増加って、市街化調整区域の中での増加、そういう意味ですか。

○鈴木文彦課税課長 相対的には23件増加なんですけれども、家屋の取壊しだけというものもございますので、昨年度につきましては家屋の滅失もございまして、差し引きすると23件の増加ということになっております。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 では、3番に行きます。

○須崎 章委員 私のほうからは、歳出2款1項3目、広報広聴事務費について、3点お伺いいたします。

1点目は、意見箱には年間何件の意見が寄せられたのか。

2点目は、どのような内容の意見か。回答可能な内容、あるいは回答不可能な内容の意見は何か、お伺いいたします。

○櫻井芳之シティセールス課長 須崎委員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、市民意見箱へ寄せられました年間の投稿数でございますが、市ホームページ、そして市役所本庁舎、大井川庁舎、市内9の公民館に設置してございます意見箱への投稿、そして郵送を合わせまして、昨年度は文書での投稿が58件、メールで送信されたものが418件の合計476件でございます。

次に、投稿されました意見の内容でございますが、市政に関する政策提言といったものはやや少なく、個人的な御意見、見解をはじめとした様々な御意見や御質問、お問合せがほとんどを占めてございます。

ただし、政策提言と御意見は明確に分けることが難しいものがございまして、御意見の中にも政策提言ではないかと思われるものもございます。

昨年度は、特に新型コロナウイルス感染症に関する御意見、お問合せが多く寄せられております。

次に、回答可能な内容、意見及び回答不可能な内容、意見についてでございますが、寄せられました御意見や御質問、提言等で回答を求められているものにつきましては、担当課より回答をしております。回答不可能なものにつきましては、個人情報に関するものや特定の個人や団体等を誹謗中傷するようなもの、その他、市政と関係のないものなどでございます。

以上、須崎委員への御答弁とさせていただきます。

○須崎 章委員 476件、多いのか少ないのか、ちょっとあれなんですけれども、メールで418件というのは非常に、意見箱に入れるよりもメールで質問したほうが皆さん利用されるのかなと思いますけれども、大体この476件の担当課ごとの多いところはどんなところがあるか分かりますでしょうか。

○櫻井芳之シティセールス課長 お答えをさせていただきます。

今ちょっと手元に資料はあるんですが集計してございませんので、担当課ごとのデー

タがないものですから、また後日御案内をさせていただきますけれども、先ほどちょっと申し上げたんですけれども、新型コロナウイルス感染症の御質問、意見が非常に多く来ているというところでございます。

以上です。

- 須崎 章委員 新型コロナウイルス感染症の関係というのが多いなというのは、やはり市民の皆さんも非常に不安を感じているのかなと思っていますので、その辺のところはまた対応して、可能な限り反映させていただいて、行政のほうにも活かしていただければありがたいなと思います。

以上です。

- 渋谷英彦委員長 では、4番に行きます。

- 鈴木浩己副委員長 ホームページ運営事業費で3点伺います。

1点目は、ホームページの更新ですけれども、なかなかリアルタイムで行われていないケースというのが散見されるわけなんですけれども、どんな対策を講じられているか伺います。

2点目は、市のトップページですけれども、大分前回リニューアルしたときから経過しておりますけれども、どのように考えていらっしゃるか伺います。

3点目につきましては、市民の皆さんからホームページの更新をはじめといたしまして、内容ですとか、様々御意見がシティセールス課さんのほうに寄せられるかなというふうに思うんですけれども、市民からの直接のそういった御意見についてどういうふうに受け止めていらっしゃるのか。

以上3点伺います。

- 櫻井芳之シティセールス課長 鈴木委員の御質疑にお答えをさせていただきます。

まず、ホームページの更新がリアルタイムで行われていないケースが散見されるといって、その対策はどうなっていくかということでございますが、毎月、職員向けにホームページだよりを発行しておりますして、職員がパソコン上で閲覧できます掲示板に掲載しております。

内容といたしましては、先月のページビュー数、そして、ホームページの記載内容の修正確認の依頼、各課での承認手続の確認などでございます。

また、今年度より広報紙への掲載依頼書類、広報紙への掲載内容について、ホームページの作成状況を確認する欄を設けまして、各課にホームページの作成、更新を促しております。

今後もホームページの新規作成や更新等に係る周知を行ってまいりたいと思っております。

次に、ホームページのリニューアルはどう考えているかについてでございますが、ホームページのトップページだけではなく、全体のリニューアルにつきまして検討を行っているところでございます。

具体的な内容につきましては、まだお話しできる段階ではございませんが、使いやすさなどのアクセシビリティ向上に配慮したホームページ作りのほか、LINEや広報紙の情報などとの連携などを含めて検討をしております。

次に、市民からの御意見をどのように受け止めているかについてでございますが、市

民の皆さんからの御意見等につきまして、すぐに対応できるものは対応させていただいております。ただ、対応がすぐには難しいものにつきましては、今後のホームページのリニューアルなどの際の参考とさせていただきたいと思っております。

以上、委員への答弁とさせていただきます。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

まず、1点目のリアルタイムでなかなか更新されていないという部分ですけれども、ちょっと詳しく教えていただきたいんですけれども、恐らく担当の原課のほうで作成をすると思うんですけれども、それをシティセールス課のほうにデータとしてもらって、シティセールス課が市のホームページにアップするのか、その辺のフローをちょっと教えてください。

○櫻井芳之シティセールス課長 答えをさせていただきます。

ホームページでございますけれども、まず、うちのホームページ、CMSといひまして、コンテンツ・マネジメント・システムという形を取ってございます。各課でホームページを原則的には作っていただきます。そして、私どものほうでその内容確認といひますか、アクセシビリティを確認しまして承認を行うという流れになります。ですから、まずは各課のほうでしっかりホームページを作っていただいて、内部で電子決済といひますか、そういった承認を得ていただいて、最終的には私どものところで承認をすると、そういう流れになってございます。

以上です。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

例えば行政経営部が所管なものですから、政策企画課とかもあって、各年度で新たな制度が創設されたりするということのも、前年度から財政のことも踏まえて、行政経営部の中でいろいろもむと思うんですけれども、各課の皆さんが。新たな4月1日から制度が創設された場合に、なかなか4月1日からアップされる課もあればされない課もあつたりするんですよ。そうすると、やっぱりシティセールス課だけではなかなかカバーし切れませんが、政策企画のほうでもって、たしか今年度からスタートする制度だなみたいな、そういう感じで原課のほうから来ないような場合というのは、こっちから催促してつくってもらえるのかどうなのか、そういう権限があるかどうか。それも伺っておきます。

○飯塚真也行政経営部長 情報発信につきましては非常に重要な事項として捉えておまして、今年度もデータ戦略と、それに合わせて情報発信という形で改めて戦略を取っておりますので、そういった中で、チェック体制等につきましても、今後シビアにやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木浩己副委員長 どうかよろしく申し上げます。

特にLINEでも結構リアルタイムで発信をしていただいているものですから、むしろLINEのほうが早くて、ホームページ、追いついていない場合もあつたりするということのもあるものですから、ぜひ今後とも同時にアップしていただけますようによろしく申し上げます。

それから、全体のリニューアルですけれども、平成22年の4月にリニューアルしてい

ただいて、平成26年にはスマホ版のホームページを作っていたいただいて、前回のリニューアルから11年半ぐらい経過をしているものですから、できたら令和4年度ぐらいには新たなリニューアルされたものでスタートできたらなというふうに個人的には思っているんですけども、期限を切って検討しているものなのかどうなのか、それも伺っておきます。

○櫻井芳之シティセールス課長 お答えをさせていただきます。

実は、特に期限を切っているわけではございませんが、いろいろデジタル関係のものと、今変化が非常に激しくて、実は検討はしていたんですが一旦それをやめまして、LINEとか新しいデジタル技術、それも含めて全部つなげてもう一度考え直しているものですから、特に期限を切っているわけではございませんけれども、また、デジタル戦略課のほうと打合せをしながら、よりいいものを目指してやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

最後の市民の皆さんからの御意見の集約ですけれども、結構やっぱり市外や県外の方が観光情報を見てみたりだとか、あるいは、市民の方が福祉政策ですとか、あるいは新型コロナウイルス感染症ワクチンの情報だとか、そういったのを見たいよというように、なかなかリアルタイムになっていなかったりとか、あるいは、ちょっと見にくいじゃないかという御意見というのは結構貴重な御意見だと思うんですね。ですので、そういった部分もぜひ参考にさせていただきながら、すぐ対応できるものは対応させていただきということで感謝申し上げますけれども、次のリニューアルの時期に向けまして、ぜひ、市民の意見が反映されるようによろしく願いいたします。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、5番。

○安竹克好委員 2款1項7目、地域おこし協力隊整備事業費をお伺いいたします。

政策企画課と観光交流課では金額に誤差がございます。その内容をお伺いいたします。

○山下敦史政策企画課長 安竹委員の御質疑にお答えさせていただきます。

政策企画課と観光交流課の金額の違いですけれども、政策企画課の隊員の活動期間が7月から9か月間であったの対しまして、観光交流課につきましては、任期満了による途中隊員の交代がございましたけれども、1年間、隊員の活動期間があったことによるものでございます。

○安竹克好委員 誤差の理由が分かりました。

隊員に支払われる費用の内訳、そこも教えてください。

○山下敦史政策企画課長 費用の内訳についての御質疑ですけれども、地域おこし協力隊の活動に要する毎月の費用につきましては、固定的に支払う活動に対する報奨等の金額が26万5,000円。あと、地域活動に必要な経費につきましては実費でお支払いするものですが、それにつきましては、令和2年度は一月当たり平均約4万円支払われてございます。

以上でございます。

○安竹克好委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 次、6番に行きます。

○川島 要委員 私も地域おこし協力隊の整備事業費についてでございます。

2名の方がいらっしゃるということで、具体的な業務の内容、また、それに対する業務評価を伺います。

○山下敦史政策企画課長 川島委員の御質疑にお答えいたします。

当課の地域おこし協力隊の具体的な業務につきましては、移住定住に関する業務が主な業務となります。

具体的な内容と実績につきましては、移住相談、現地案内を72回行っております。また、移住イベントへの参加が3回、ホームページ、SNSを活用した情報発信につきましては709回、そのほか、パンフレットの作成、地元住民や関係団体等と連携したイベントの事業2回を実施しております。

結果といたしまして、実績としましては7名の移住者がございました。

以上でございます。

○川島 要委員 ありがとうございます。

ちょっと基本的なことを伺いたいんですけど、地域おこし協力隊という方の任期は3年でよろしかったね。この隊員の方に求める姿勢として、例えば毎年毎年の業務の実績を評価していくのか、それとも、ある程度任期の中で、長期的なスパンで実績を判断していくのか。若干業務によっても内容とその評価の仕方も違ってくると思うんですけども、基本的に地域おこし協力隊の方に対する評価の仕方というのはどんな感じでお考えなのか伺います。

○山下敦史政策企画課長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

地域おこし協力隊員の評価についての御質疑ですけれども、地域おこし協力隊員とは毎年度業務委託契約を交わしています。その中の仕様書の中で数値目標を定めて、1年ごと、年度末に一度成果報告会といたしますか、審査会を設けて、1年間の活動がどうであったかといったものを評価いたします。それによりまして、次年度、3年の任期がございましたので、次年度も協力隊員として任命していくかといったものの審査を行っております。そういう中で、令和2年度につきましては、数値目標でいきますと、年度途中からの採用であったこともありまして、協力隊員の活動を通しての移住者というものは2名ということで一応目標では定めておりました。そこが実際には7名いたということで、そこは上回っていたと思っています。

ただ、当然年度年度の評価もございますが、3年間通じてどうであったかということもとても重要な指標だと思いますので、そういったものも含めて、また隊員の活動が終わってから隊員が地域内で例えば起業して移住していただくということもこの事業の目的でもありますので、そういったところのサポートに向けても取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○川島 要委員 分かりました。

例えば、極端な言い方をしますと、あまり実績がよくないので、3年の任期はあるんでしょうけど、じゃ、2年で終了ということもあり得るし、非常に業績がいいので3年の任期満了になっても延長して継続していただくということもあり得るんでしょうか。

○山下敦史政策企画課長 地域おこし協力隊の任期を途中で打ち切ることは、必ずしも考えておりません。というのは、やはり活動をお任せではなくて、意見交換をしながら、当課の職員と業務内容について毎月確認をしながら進めておりますので、そういったことがないように取り組んでおります。

任期の延長につきましては、原則3年ということで特別交付税の対象となっているものですから、3年過ぎた後は、基本的には別の補助事業で起業していただくというような方向に持っていくことを考えています。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、7番に行きます。

○須崎 章委員 私からは、歳出の2款1項7目、総合計画推進事業費について、2点お伺いをいたします。

1点目は、当初予算に対して執行率が約58%の理由は何なのか、お伺いいたします。

2点目は、総合計画推進事業への影響はないのか、お伺いをいたします。

○山下敦史政策企画課長 須崎委員の御質疑にお答えいたします。

初めに、当初予算額に対して執行率が低かった主な理由でございますけれども、予定しておりました静岡県のふじのくにフロンティア推進エリアの認定に向けた計画策定業務を見送ったことが主な要因でございます。

見送りの理由につきましては、県が新型コロナウイルスの影響を受けまして、多彩なライフスタイルを実現するための地域資源や取組を連携させる地域づくりへの支援を重点取組として、令和3年度からフロンティア推進エリア計画策定に関する新たな補助制度を検討していることが分かりましたので、様子を見ることにいたしましたものでございます。

次に、総合計画推進事業への影響ですけれども、このことによりまして、総合計画第2期計画の策定には特別影響はございません。

以上でございます。

○須崎 章委員 ふじのくにのフロンティアの推進エリアのその辺のところは、少し次年度に送るよということなんですけれども、この説明の中では県との情報交換を行ったというふうに書いてあるんですけど、どのような内容なのか、お答えいただきたいと思っております。

○山下敦史政策企画課長 令和3年度から創設される予定の補助金の対応等について意見交換を行ったところでございます。

○須崎 章委員 了解しました。

○渋谷英彦委員長 では、8番に行きます。

○鈴木浩己副委員長 同じく総合計画推進事業費ですけれども、主要施策概要報告書によると、第2期の基本計画策定に向けて、新型コロナウイルス感染症に関するアンケート調査ですとか、各種団体ヒアリングを実施したということで書かれておりますけれども、どういう規模でアンケートですとかヒアリングを行って、どういうことがそれによって吸い上がってきたか、お伺いをしたいと思います。

そして、2点目としては、そういった吸い上がった意見がどのような形で反映をされていくのか、どういう予定か、伺いたいと思っております。

○山下敦史政策企画課長 鈴木委員の御質疑にお答えいたします。

アンケートの規模と、どのようにそれが吸い上がったかという御質疑ですが、アンケート調査は、新型コロナウイルス感染症の拡大が市民生活にどのような影響を与えているのか等を把握するために行いました。無作為抽出の方法によりまして、満18歳以上の市民2,000人を対象に、令和3年1月25日から2月8日まで実施いたしました。回答率は75.2%でございました。

調査結果を分析した結果、新型コロナウイルス感染拡大時の施策の緊急度と終息後における施策の重要度では、ともに医療、健康、福祉の施策が上位を占め、関心の高さが分かりました。

また、団体ヒアリングは、商工、観光、福祉、環境分野などに対して行いまして、それぞれ新型コロナウイルス感染症の拡大時や終息後においては新型コロナウイルス感染症対策を徹底するとともに、新たな視点での施策の実施などが求められていることが分かりました。

続きまして、市民意見はどのような形で反映される予定かという御質疑ですが、アンケート調査や団体ヒアリングのほかに、総合計画策定市民会議、総合計画等審議会での様々な御意見を踏まえ、本年度策定する焼津市第6次総合計画第2期基本計画の施策の方針や市民と行政の役割分担など、計画に反映していく予定でございます。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 では、9番に行きます。

○内田修司委員 歳出2款1項7目企画費のうちの出会い・結婚サポート事業費についてですけど、これの出会い・結婚サポートセンターの実績、登録者人数とか、説明資料に書かれていますけど、実績の評価についてお伺いします。

2つ目としまして、結婚新生活支援補助金実績16件ということですけど、当初の予算の想定数は幾らだったのか、実績の評価についてお伺いいたします。

○山下敦史政策企画課長 内田委員の質疑にお答えいたします。

初めに、出会い・結婚サポートセンターの実績の評価でございますけれども、登録者数は694人で、カップル誕生数は11組が実績となります。前年度と比較いたしまして会員のほうは63名増加しておりますけれども、イベントによるカップル数が18組から7組減少して11組となっております。コロナ禍によりまして、年2回の婚活イベントをオンラインで実施したため、参加人数が前年度の123人から53人ということで70人減少してしまいまして、カップル数の減少を招いたと考えております。

次に、結婚新生活支援補助金の当初の想定でございますけれども、結婚支援生活支援補助金につきましては、当初10件、300万円の想定でございましたが、想定を上回る16件の申請がございました。結婚に伴う経済的負担を軽減し、新婚世帯が焼津市で定住することに寄与したことと考えております。

以上でございます。

○内田修司委員 内容は分かりました。

確かに新型コロナウイルス感染症の影響によって、恐らく当初は実際の交流イベントをパーティー形式でやるつもりでいたのがウェブ等にならざるを得なかったということだと思いますけど、その状況においてもカップル誕生11件というのを実績として出され

ていると、非常に苦勞している中でも頑張っているんじゃないかなと思います。

補助金の実績についても、当初予算10件だった予定が申請のほうが増えたということ  
で16件までということだと思んですけど、こういった状況でもニーズが非常にあるか  
なと思うんですが、これらの事業、参考までにお伺いしたいんですけど、今年度も継続  
してやられているということによろしいですね。

○山下敦史政策企画課長 結婚新生活支援補助金につきましては今年度も継続しておりま  
して、補助額のほうが増大しております、年齢要件が2人とも29歳以下ですと、これ  
まで30万円だったのが60万円ということで、拡充して継続しております。

以上でございます。

○内田修司委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 じゃ、次、10番。

○石原孝之委員 重ねて自分も質疑させていただきます。同じ場所ですね、内田委員と。

①登録人数の694人に関してなんですが、男女比率、または年代を伺います。

2つ目は、交流事業をオンラインで2回開催したというふうに書かれていましたが、  
どのような内容だったのか、お伺いします。

3つ目、過去に、ここの説明資料を見ると、自分も読み違えたのか、ちょっとニュア  
ンスの違いだったかもしれないですけど、カップルが成立した方に関して、もし結婚ま  
で至った方に対しての新婚のそういった補助、結婚の住宅取得費用とか賃貸費用に充て  
たのかなと思ったんですけど、また別物だという説明を受けたんですけど、その辺をちょ  
っと掘り下げて伺いたいと思います。お願いします。

○山下敦史政策企画課長 石原委員の御質疑にお答えいたします。

初めに、登録人数の男女比率と年代でございますけれども、男女比率は、男性が約  
65%、女性が約35%でございます。年代別では40代が約39%が一番多く、次いで30代が  
約35%、20代が約15%、50代が約11%となっております。

次に、交流事業ウェブ開催の内容でございますけれども、パソコンやスマートフォン  
で参加するZ o o mを活用した婚活パーティーを12月のクリスマスと2月のバレンタ  
インに関連づけて2回実施しております。イベントでは、婚活アドバイスセミナーや  
アンケート調査を実施し、2回で11組のカップルが成立いたしました。また、イベント  
後には電話によるアフターフォローも行っております。

続きまして、過去に開催のカップルで成立した方の結婚新生活支援補助金の活用につ  
いての御質疑かと思いますが、出会い・結婚サポート事業費、同じ事業費の中ではござ  
いますけれども、出会い・結婚サポート事業と結婚新生活支援補助金につきましては、  
委員おっしゃるとおり、別の事業でございます。出会い・結婚サポート事業では、カッ  
プルの成立、結婚した数について把握しておりますけれども、出会い・結婚サポート事  
業で、カップルまたは結婚して退会した場合、その後の情報についてはなかなか把握で  
きませんので、その方たちが結婚新生活支援補助金を活用したかどうかについては把握  
しておりません。

以上でございます。

○石原孝之委員 国策というか、いろんな自治体のほうでこういったサポート事業をやっ  
ていて、やはり、やったら終わりではなく、その後の経過というのはすごく成果という

か、期待が持てるというか、皆さんそういったことを、実績がどうだったのかなと気になると思うんですね。やって、カップルから結婚、結婚から出産とか、そのストーリーがすごくいいななんて思うし、リアルに感じる事ができるので、ぜひそういった調査をもう少し、やったらおしまいではないと思うんですけど、ちゃんと各課と連携しながら、個人情報を守りながらも、ある程度会員の方にフィードバックしていくというのも夢があるのかななんて思いました。

あと、先ほど言った694人の方々、先ほど参加人数の比率を聞いても、オンラインで五十何人減っちゃっているということがあるんですけど、幽霊部員じゃないですけど、そういったただ数だけ、登録が増えるだけではやっぱり意味がないので、本当にリアルなところまでもっと掘り下げて調査をこういったところでフィードバックできるとすごく安心します。このサポート事業はすごくに大切なことだなと感じていますので、もっとその辺も一議員として聞いてみたいかなと思っていますので、意見として述べさせていただきます。

あと、ぜひ年代分けてやってほしいなと思います。年代が今言ったように結構幅広いかなと思います。熟年層のあえて、晩婚化が進んだりとかいろいろ、熟年離婚もあるという報道もありますので、その年代にフォーカスした出会いとか、20代から30代限定とか、そういった形で面白くちょっと何か仕掛けてもらえたらわくわくするかなと思いますので、ぜひこの事業、応援していますので、もっと詳細を楽しく評価していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、11番。

○内田修司委員 同じく企画費の中のデジタルマーケティング推進事業費4,400万円強ですけど、説明資料のほうを見せていただきまして、市のプロモーション動画ですね。8Kの映像等で約1,750万回視聴されたという報告ですが、視聴されている方の分析結果について伺いたします。

2番目としまして、4,400万円という費用を使ってなんですけど、結果の評価と今後の方向性について、伺いたします。

○藤原則文デジタル戦略課長 内田委員の御質疑にお答えさせていただきます。

まず、プロモーション動画を視聴している方の分析結果でございますが、こちらにつきましては、日本を含む10か国に動画を配信いたしまして、最も視聴回数が多かった国はタイで、全体の36.1%に当たります633万7,911回の視聴がございました。続いて2番目に多かったのがベトナムで、15.6%に当たる273万5,770回、3番目が台湾で、全体の14.2%に当たる248万7,986回の視聴がございました。

また、視聴している方の性別、年齢等についてでございますが、タイとベトナムについては、男性が18歳から24歳、女性が25歳から34歳の方が最も多く、台湾では男性、女性とも55歳から64歳の方が最も多いという結果になりました。

次に、結果の評価と今後の方向性についてでございますが、国内外の非常に多くの方に動画を視聴していただいたことで、本市の認知度向上と魅力の発信につながったものと考えております。

こうした中で、タイや台湾など、東南アジアの親日国には好評であったことから、タ

ターゲットを絞り込んだプロモーションなどに今後つなげていける結果が出たのではないかと考えております。

また、このほか、様々な視聴履歴データを取得することができましたので、こちらも大きな成果だと認識しております。

今後につきましては、現在こういう状況ではございますけれども、アフターコロナの観光需要や産業分野での施策に取得したデータや分析結果を活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○内田修司委員 分析のほうを確認されているのは理解しました。

今の国別のやつでタイが36%ということなんですけど、国内国外で、日本人の方のどうか、日本国内で見られているのはこれよりさらに少ないということなんですか。

○藤原則文デジタル戦略課長 お答えさせていただきます。

今回のこちらの事業につきましては、もともとインバウンドの国外向けに予定をしております、その関係で動画のほうも言葉がない映像と音楽とかでの動画になっておまして、ただ、比較の関係で日本も配信の対象にはさせていただいております、数は委員おっしゃるとおり海外よりも少ないですけれども、約全体4.4%の76万9,812回が今回の結果での視聴になりますけれども、こちらは今申し上げたとおり、もともと海外向けのあれを考えておりましたので、77万回近く視聴があったということで、これも割合としては少ないんですけれども、反応としてはよかったのかなと思います。

以上です。

○内田修司委員 理解しました。

新型コロナウイルス感染症の関係で、インバウンド、海外の観光というのは今厳しい状況だとは思いますが、将来に向けて、投資という意味でやっていく意味は非常にあると思いますので、今後も映像等の改良を行って、より多くの方々に視聴いただいて、その後の観光需要が増えていくことを期待しております。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、12番。

○杉田源太郎委員 今、内田委員の質疑で大体分かりましたので、1番はやめます。

この視聴履歴の分析を行って、これはインバウンドがターゲットだったということが今初めて分かったんですけど、ターゲットの絞り込みを行われたというのはインバウンド対象ということで、その結果、今後どんなふうにしていくかという、その方向というのは出ているということですか。

○藤原則文デジタル戦略課長 杉田委員の御質疑にお答えさせていただきます。

今後の活用等でございますけれども、先ほど内田委員の御質疑でも少しお話しさせていただきましたけれども、観光需要とか産業分野等で活用していきたいとは考えております。その中で、例えば、今回視聴していただいた方に引き続き何か広告を投げたりとか、そういったことを考えておると、あとは、先ほど性別と年齢のお話を少しさせていただきましたけれども、そのほかいろいろな、見ていただいた方の属性といいますが、例えば魚が好きな方とかそういった、要はほかのところ魚のページをよく御覧になっている方とか、そういった属性の分析とかも一部得られておりますので、そういったと

ころとかをまず活用してインバウンド、新型コロナウイルス感染症が明けた後、そういったものにぜひ結びつけていきたいなというところを模索している段階でございます。

以上です。

○杉田源太郎委員 自分はそういうところになかなか行き着くのは難しい、技術力がないので分からないですけど、見てもらったときに、その人の年齢だとかいろいろなことが書いてありましたけど、それを見たことによって、こんなところに興味を持ったよとか、そういう意見欄みたいな書くところがあるんですか。

○藤原則文デジタル戦略課長 一部意見とかを得られる広告の出し方をしているところもありまして、その中で一部意見書き込み等があったことは承知しております。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、13番に行きます。

○鈴木浩己副委員長 公共施設マネジメントの関係ですけれども、昨年の特別委員会で、外部施設の指定管理者のことについてお伺いをさせていただきました。

課長のそのときの答弁ですと、令和2年度に体育協会をどのように活用していくかなど、具体的な協議検討を行う予定と御答弁いただいたんですけども、どんな検討がなされたか、内容について詳細を伺いたいと思います。

○青木雄一郎行政経営課長 鈴木委員にお答えします。

体育施設の指定管理についてですが、協議検討につきましては、スポーツ課が体育協会、体育協会は本年4月に名称の変更しております。現在、スポーツ協会となりますけれども、その2者で協議を行っております。

その協議では、組織体制の強化や財政面での基盤づくりの必要性や指定管理者制度を導入する際に対象施設の再考、組織強化の規模、方向、自主事業の内容及び収支の状況の見極めなど、そういった現状の課題等を洗い出しまして検討を進めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

スポーツ課とスポーツ協会と様々な角度で御協議、御検討いただけるということでお話を伺ったわけなんですけれども、この問題については、十数年ずっと懸案事項で、様々検討が続けられておりますけれども、実際のところ、そろそろ具体的なそういう段階に入って、指定管理者としてスポーツ協会にお任せできるような、そういう段階に来ているのか、それとも、まだまだ諸課題が多くて、まだ何年もかかるよというふうな感じなのかどうか、その辺、行政経営課の課長の見解としてどんな見解をお持ちになっているか。期限を切ってある程度こういう話というのは進めるのがやっぱり望ましいかなというふうに思うんですけども、現段階で、実際のところはスポーツ課とお話をしている中なんですけれども、行政経営課としてどういうふうな見解をお持ちか伺いたいと思います。

○青木雄一郎行政経営課長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

委員も御存じのとおり、焼津体育館のほうも検討しておりますので、そういったところも絡んでくるんですけども、体育施設の指定管理者の導入につきましては、先ほどお答えさせていただきました課題等について、当然スポーツ協会と協議して、体育施設における管理運営に関する方針を策定する予定となっております。こちらは公共施設マ

ネジメントのほうにも当然案件として上がってくるんですけども、そちらを予定しております。この方針に基づきまして次年度以降の年次計画を検討する予定となっておりますので、現時点での期限等は定めておりませんが、継続の取組として行っていく内容となります。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、ここで休憩いたします。11時30分、再開いたします。

休憩（11：22～11：30）

○渋谷英彦委員長 それでは、引き続き会議に入ります。

14番。

○須崎 章委員 私からは、歳出2款1項13目、システム維持管理費について、2点お伺いをいたします。

1点目は、当初予算より約762万円減の理由、根拠は何か、お伺いします。

2点目は、業務システム間の連携を必要とする業務間のプログラムの開発、修正に随時対応したとあるが、具体的な内容は何か、お伺いをいたします。

○藤原則文デジタル戦略課長 須崎委員の御質疑にお答えさせていただきます。

まず、当初予算からの減額の理由についてでございますが、こちらは税務、福祉業務等の関係業務につきまして、システムで出力する帳票の管理維持業務を委託しておるところでございますが、こちらは実績払いの委託であることから、当初の見込みより実績が少なくなったため、減額となったものでございます。

また、基幹系システムの制度改正に対応するための経費につきましても、当初の見込みより回数が少なかったため減額となりました。

続きまして、業務システム間の連携のための対応の具体的内容についてでございますけれども、こちらは令和3年度適用の税制改正の対応といたしまして、子育てや障害者システムなどの福祉システムに対して、税理システムとの連携インターフェースを追加したものでございます。

また、オンライン資格確認の導入に伴いまして、国民健康保険システム等関連システムの改修を行ったものでございます。

以上でございます。

○須崎 章委員 そうしますと、修正あるいは開発を行ったというんですけども、これは委託か何かでやってもらったんでしょうか。

○藤原則文デジタル戦略課長 基本的には委託をして行っているものでございます。

以上です。

○須崎 章委員 令和3年度からシステムを構築するためにやったということですので、なかなかこういう業務も業務間でやはり連携が必要かなというふうに思いますので、うまくやっていければいいかなと思いますので、以上です。

○渋谷英彦委員長 次、15番。

○杉田源太郎委員 私も同じく2款1項13目についてお伺いします。

まず、管理費、2億3,400万円。この管理費について、内訳をお伺いします。

2番目、令和元年度も約2億4,300万円、こういう維持管理費が使われていますけど、毎年このシステム維持管理費が必要になるのでしょうか。

○藤原則文デジタル戦略課長 杉田委員の御質疑にお答えさせていただきます。

まず、事業費の内訳についてでございますが、事業費が95万6,406円。こちらはサーバー室の空調機修繕や電算出力帳票の作成等に要した経費でございます。

あと、委託料として6,673万6,983円。こちらは財務会計、人事給与庶務事務等のシステムやプリンター等機器の保守料、基幹系システムの帳票管理維持委託、SEのテクニカルサポート業務委託、それから、システムの制度改正対応等に要した経費でございます。

次に、使用料及び賃借料が1億6,652万3,000円。こちら、基幹系クラウドシステムの使用料、基幹系端末の機器等の賃借料等に要した経費でございます。

あと、備品購入費が62万1,280円。こちら、新型コロナウイルス感染症防止対策としてのキャッシュレス決済の導入に要した経費でございます。

次に、システムの維持管理、必要性についてでございますけれども、こちら、業務のほか、デジタル化が進む中、システムが多くなり、それにより安定的に稼働させるための維持管理にかかる経費も多くなってきているというのが現実でございます。ただ、電算システムの導入構築に際しましては、庁内の情報化推進委員会に必ず諮り、複数課の職員が関わりまして、その電算システム等の要不要、それから費用対効果等の検討を重ねて経費の圧縮等に努めているところでございます。

以上です。

○杉田源太郎委員 今の説明の中で分かったんですけど、賃借料が圧倒的に多いということは、期限だとかそういうものというのはシステムによって違うと思うんですけど、その違いというのはどういうものが主なものでしょうか。

○藤原則文デジタル戦略課長 大きく分けると、システム自体のものと機器ですね、ソフトとハードの部分ですかね。そういったものの賃借になりますけれども、物によって異なりますけれども、おおむね5年リースで価格を平準化して支払っていくような形が多くなってございます。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、16番に行きます。

○杉田源太郎委員 同じく2款1項13目、グループウェア運営事業費について。令和2年度の事業費、この内訳についてお伺いします。

それから、令和元年度でも約2,400万円使われていますけど、その内訳、比較についてお聞きいたします。

○藤原則文デジタル戦略課長 杉田委員の御質疑にお答えさせていただきます。

まず、事業費の内訳についてでございますが、こちらは事業費が器具等修繕料83万6,220円。こちら、パソコン等の修繕に要した経費でございます。それから、委託料が590万4,866円。こちら、グループウェアの保守等に要した経費でございます。使用料及び賃借料が5,119万7,777円。こちらはグループウェア等を利用するためのライセンス更新等に応じた経費及び情報系ネットワークに接続されたサーバーやパソコンの賃貸借に要した経費でございます。

次に、令和元年度との比較についてでございますけれども、比較いたしますと、令和2年度約3,384万円の増となっております。増額の主な要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症緊急対応によりますテレワーク・ウェブ会議環境構築業務を委託したことや、令和元年末に調達いたしました情報系パソコンの賃貸借料が発生したことなどによるものでございます。

以上です。

○杉田源太郎委員 内容は大体分かりました。

説明の中で、資産管理システムを活用して、職員が使用する業務用のパソコンの管理保守、機器の故障の対策というふうに書かれていたんですけど、パソコンの故障というのはどのくらいの、このシステムはどのシステムなのか。

○藤原則文デジタル戦略課長 修繕の関係ですけれども、先ほど御説明いたしました83万6,220円ですけれども、一番多いものは、現在職員の使っております情報系のタブレットを置くクレードルという差し込む台になるんですけども、そちらとの接触の不良による故障が昨年ですと7件、タブレット自体の故障が3件、ノートパソコン自体の故障が2件、その他、無停電電源装置ですかね、そちらのバッテリー交換が1件の合わせて13件の故障に対応させていただきました。

以上です。

○鈴木浩己副委員長 同じく、グループウェア運営事業費ですけれども、先日の議案説明会の部長の説明によりますと、新型コロナウイルス感染症対策により、予備費から235万4,000円流用したよというお話がありました。杉田委員のときの御回答で、新型コロナウイルス感染症対策でテレワーク、また、ウェブ会議のシステム構築ということで課長から御答弁ありましたけれども、この内容ですか、伺います。そうですか。

○藤原則文デジタル戦略課長 はい。

○鈴木浩己副委員長 以上、終わりです。

○渋谷英彦委員長 では、18番に行きます。

○杉田源太郎委員 それでは、2款1項13目、社会保障・税番号制度システム、マイナンバー、これについて伺います。

令和元年度、約1,600万円だったんですけど、この比較について伺います。

○藤原則文デジタル戦略課長 杉田委員の御質疑にお答えさせていただきます。

こちらの事業につきまして、令和元年度と比較いたしまして、令和2年度、約1,040万円の増となっております。

増額の主な要因ですけれども、こちら、国の施策でありますマイナンバーカードを活用した消費活性化事業、いわゆるマイナポイント事業が始まりまして、その実施に当たりまして、マイナポイントの予約支援等を行うための派遣業務委託や、あと、設定支援端末の賃借、それから、広報のパンフレット作成等の必要な経費を計上したことと、あと、情報連携に必要な中間サーバープラットフォームの利用に係る負担金がそれに伴い増額したことなどによるものでございます。

以上です。

○杉田源太郎委員 今説明いただいた制度改正というか、そういうものだと思うんですけど、マイナポイント、この事業の比率というのはどれぐらいなんですか。

○藤原則文デジタル戦略課長 お答えさせていただきます。

先ほど1,040万円の増と申し上げましたけれども、そのうち、まず、マイナポイントの予約支援の派遣業務委託につきましては約425万円。それから、マイキーIDを設定いたします専用端末の賃借ですけれども、こちらが約402万円。あと、広報用のチラシや広告等作成や新聞折り込み料などを含めまして約30万円、そういったものがマイナポイント事業の関係でかかった経費でございます。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、19番。

○鈴木浩己副委員長 同じく維持管理費でありますけれども、マイナポイント事業の予約申込み支援の取組を行ったというふうに書かれておりますけれども、その詳細についてお伺いいたします。

○藤原則文デジタル戦略課長 鈴木委員の御質疑にお答えさせていただきます。

マイナポイント事業の詳細な取組についてでございますけれども、こちらは、まず、派遣業務委託によりまして、昨年8月から本庁舎2階に支援員を1名配置するとともに、マイナポイントの予約申込みを専用の端末を賃借いたしまして、こちらは本庁舎及び大井川庁舎に各1台配備いたしました。そういった体制を整えて、マイナポイント事業の説明や問合せへの対応、それから、支援端末を用いたお客様の予約申込みの支援等のお手伝いをさせていただいたものでございます。

また、より丁寧な支援を行うために、12月からは支援員を本庁舎2名、大井川庁舎1名配置いたしまして、支援体制を強化いたしました。

その結果、年度末までに支援員が約1万1,790件の予約申込み支援や問合せに対応いたしまして、あと、支援端末では4,465件の予約と2,099件の申込みが行われまして、非常に効果が高かったものと考えてございます。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、20番。

○安竹克好委員 2款1項13目、情報政策推進事業費、LINE公式アカウントにおいて、3か月間半、情報発信をされたと思いますが、件数をお伺いいたします。

○櫻井芳之シティセールス課長 安竹委員の御質疑にお答えをさせていただきます。

LINE公式アカウントにおけます3か月半の情報発信でございますが、本市では昨年12月10日に焼津市LINE公式アカウントを開設いたしまして、利用者がほしい情報を選択して受信できる分野別配信サービスを実施しております。昨年12月10日から今年の3月31日までの情報発信件数は339件で、1日当たり約3件の配信を行っております。

以上、安竹委員への御答弁とさせていただきます。

○安竹克好委員 このLINEを使ったプッシュ型情報発信は非常に好評な御意見をいただいております。本市の登録者数はもう既に5万人を超えており、多くの市民の方に情報を流せるツールとなっております。

昨年は登録者数を増やす目的としてキャンペーン等を行ってりましたが、新たにこの登録者数を増やす取組はございますでしょうか、お伺いいたします。

○櫻井芳之シティセールス課長 お答えをさせていただきます。

取組でございますけれども、LINEの友達登録者数を増やすために、昨年度はLI

NEアカウントからアンケートにお答えいただくと、さばチキンやなると、ツナ缶といった市内の水産加工品が当たるキャンペーンを3回、そして、焼津黒潮温泉の温泉の素「やいづの湯」が当たるキャンペーンを1回、合わせまして計4回実施しております。

これらキャンペーンの実施前の登録者数に対しまして、実施後は約5,000人の登録数が増加しております。今年度でございますけれども、10月から12月まで、各月で異なった水産加工品が当たるLINEの友達獲得キャンペーンを実施する予定でございます。以上でございます。

○安竹克好委員 ありがとうございます。

一日平均3件も情報発信されていて、本当に成功している事業と思われまして。こういう新たな登録者を獲得するためには、やはりいづれも欠かせないものですので、こういうキャンペーン等、継続的に行うようお願いして終わります。

○内田修司委員 私のほうからは、テレワーク・オンライン会議推進事業費330万円というところですけど、職員の方のテレワーク及びオンライン会議の環境整備ということだったんですけど、具体的にこの費用の内容について教えてください。

○藤原則文デジタル戦略課長 内田委員の御質疑にお答えさせていただきます。

本事業の具体的な内容についてでございますが、こちらは新型コロナウイルス感染症対策といたしまして国が進める働き方の新しいスタイルであるテレワークやオンライン会議の環境整備をさらに進めるために、専用のパソコン機器とウェブ会議用のマイクつきヘッドホン等を整備したものでございます。

具体的には、ノートパソコン20台購入、マイクつきヘッドホンを50個、その他周辺機器やパソコンを収納するPCバック等を購入いたしまして、より利用しやすい環境を整備したものでございます。

以上です。

○内田修司委員 新しい働き方というんですか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で出てこないようにしてリモートでということの対策だと思います。先日の緊急事態宣言の折に各公民館でもってリモートオフィスのに使われたということがあるかと思うんですけど、それは結局のところ、個人情報等、あと、機密に当たる部分の情報をなかなか外で、自宅で仕事をするというのは難しいということでそのような形を取られたんじゃないかなと思うんですけど、当然次もあることなので対応していかなくちゃいけないとは思いますが、業務と情報セキュリティの関係、情報漏洩がないということに気を配っていかなくちゃいけないとは思いますが、その辺りについてどのようにお考えですか。

○藤原則文デジタル戦略課長 お答えさせていただきます。

今委員おっしゃられるとおり、セキュリティの部分は大前提でございますので、そちらにつきましても昨年からテレワークの関係では、基本的に個人情報を扱う業務はやらないということで、そちらは徹底をさせていただいております。あと、今後、今それこそ新庁舎のほうに移転いたしまして、Wi-Fiなどで情報系でないもの、パソコンを使えるようになりましたので、その辺の新庁舎での対応、会議室等でウェブ会議ができたりとかということも変わってきておりますので、その辺を踏まえながら、また、今後さらにこういった体制を整えていく方策を今検討しているところでございます。

以上です。

○内田修司委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、22番。

○安竹克好委員 ただいまの内田委員に対する御答弁で大体把握できましたので、私からは一言だけ意見を言わせてください。

今後も新型コロナウイルス感染症は、繰り返し波が襲ってくる可能性がございます。人流抑制のためにも、市職員も自宅などで業務しなければならない状況になることも想定しなければなりません。そのような状況でも市役所の業務、止めないためにもテレワークの環境整備が必要であります。

しかし、情報漏洩などのセキュリティ対策、その点では大変難しいかと思われませんが、セキュリティ対策をしっかりと行っていただくことが重要だと思ひ、セキュリティの確保もしっかり実施していただき、感染拡大に備えたテレワーク環境整備を引き続き進めていただくようお願いいたします。

以上です。

○渋谷英彦委員長 続きまして、23番。

○安竹克好委員 2款2項3目、収納管理費です。

スマートフォン決済導入準備にチラシを同封したと書いてありますが、軽自動車税の納税証明書についての御説明はされているのか。また、それに対しての市民の混乱等はどうでしたでしょうか。お伺いいたします。

○小池善栄納税促進課長 安竹委員にお答えします。

スマートフォン決済導入に伴う軽自動車継続検査用の納税証明書の交付につきましては、当初発送の納税通知書にチラシを同封しまして、納税後すぐに証明書が必要な方は、金融機関やコンビニエンスストアの窓口での納付をお願いしているところであります。

また、口座振替、クレジット納付、スマホ決済で納付期限までに納付されたものにつきましては、継続検査用の納税証明書を6月中旬頃に納税義務者宛てに送付しております。特に大きな混乱等はございませんでした。

以上です。

○安竹克好委員 混乱がないと御答弁いただき、安心しております。

このスマートフォン決済にされている利用数、利用率、その辺をもうちょっと教えていただけますか。

○小池善栄納税促進課長 8月末時点でのスマートフォンの決済の利用率につきましては、市税全般に対しまして3.32%の利用率となっております。

以上です。

○安竹克好委員 3.32%と御答弁いただきました。まだまだ利用率も少ないかと思われませんが、これから多く増えていく傾向があるかと思ひますので、様々な支払い方法が選択できる環境というのは市民サービスにもつながります。特にスマートフォンによる決済は、御自宅で決済が完了する大変便利なものと承知しております。これからも市民サービスにつながるような環境整備を進めてください。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、24番に行きます。

○深田百合子委員 納税費について伺います。

滞納整理費223万9,000円、広域連合静岡地方税滞納機構負担金1,104万5,000円、債権回収対策事業費596万5,000円。それぞれの内訳に現年度及び滞繰分の税別滞納者数及び金額が滞納整理機構への移管した件数、また、解決した件数の差押え件数及び対象、令和2年度の状況を伺います。

○小池善栄納税促進課長 深田委員にお答えします。

滞納整理費の内訳は、主なものとして、会計年度任用職員の賃金等215万6,265円でございます。広域連合静岡地方税滞納整理機構負担金の内訳は、同機構への負担金1,104万5,000円でございます。

債権回収対策事業費の内訳は、主なものとして、会計年度任用職員の賃金等516万2,315円、預金調査手数料48万674円、一般消耗品費27万5,361円などがございます。

次に、税別滞納者数と金額ですが、個人市民税は現年が1,058人で7,684万3,049円。滞納繰越し分は1,798人で1億4,988万4,119円です。法人市民税は現年が38人で1,739万2,100円。滞納繰越し分が19人で179万6,719円です。固定資産税と都市計画税につきましては、現年が545人で1億1,860万3,851円。滞納繰越し分が626人で1億1,085万9,945円です。軽自動車税種別割は、現年が133人で469万8,063円、滞納繰越し分が577人で923万5,110円でございます。

次に、機構への移管件数100件のうち、市民税などの市税滞納件数は96件でございます。解決した件数は、完納が26件、一部納付が64件ございました。

次に、差押え件数は33件で、対象は主に預貯金、給与、不動産などがございます。差押えに至る状況につきましては、納税相談に応じない、あるいは、担税能力があるにもかかわらず適切な納税計画を立てないなどの状況で差押えに至っているということがございます。

以上でございます。

○深田百合子委員 滞納世帯、滞納額と件数ですけれども、都市計画税のほうは、御説明いただけますか。

○小池善栄納税促進課長 申し訳ありません。個別のカウントはしておりませんので、固定資産税と都市計画税の合算ということで徴収をしておりますので、別にした件数は出てきません。

以上です。

○深田百合子委員 金額でいうと、現年度の滞納金額が2億1,752万円で、滞納繰越し分のほうが2億7,275万円ぐらいになると思います、合わせて。これは納税費としての対策としては、国保のほうも含まれておりますでしょうか。

○小池善栄納税促進課長 これはあくまでも一般会計の費用でございますので、国保の費用は含まれておりません。

○深田百合子委員 じゃ、滞納整理機構へ移管した件数とか解決した件数とか差押え件数の中身は、全部一般会計の対象人数ということでよろしいでしょうか。

○小池善栄納税促進課長 滞納整理機構に移管している件数の内訳ですけれども、これは、100件のうち市政が関連している滞納件数ということでございますので、この中には国保税を滞納されている方も含まれています。国保税のみの滞納で滞納整理機構に移管されている方は、96件の残りの4件、これが国保税のみで移管されている件数でございます。

す。

以上です。

○深田百合子委員 というのは、滞納現年度分と繰越し分を比較しますと、やはり、国保の全体に占める割合が、国保の滞納者が75%を占めますよね。滞納繰越しのほう66%を占めるものですから、その人たちも全て含めた滞納整理機構へ移管した件数も含まれるのかなと思ったら、やはり4件が入っていたということですが、差押え件数も同じでしょうか、国保だけ入っていますか。

○小池善栄納税促進課長 差押えの件数につきましては、96件に対する差押えの件数でございますので、中には国保を滞納されている方も含まれておりますが、それはまた別カウントにしております。

○深田百合子委員 分かりました。

滞納整理機構へ移管した件数とか差押えの方は、しっかり応じてもらえないよと、滞納対策についての相談とかがあるのに来ていただけないとか電話に出ていただけないとかあると思うんですが、実際に電話にも出られないという方もいらっしゃると思うんですが、所得段階で見ますと、この現年度と滞納繰越しというのは、国保と同じように8割の方が低所得者であるかどうか、それともまた、それは全然関係ないよということなのか、その辺のことを聞かせてください。

○小池善栄納税促進課長 まず、滞納されている方の所得段階の状況でございますが、これは私どものほうでは把握しておりませんので、滞納されている方の中に所得幾らの方がどれぐらい含まれているかということは把握しておりません。

また、滞納整理をするにつきまして、所得を基準に行っておりませんので、あくまでも納められる資力があるかどうか、そういうものを調査を通して把握して、納める能力のある方につきましてはお納めをしていただく。そういう能力がない方につきましては、執行停止あるいは納税猶予などを通して納税緩和措置を行っていく。そういう姿勢で臨んでおりますので、以上です。

○深田百合子委員 大体分かりましたけれども、それでは、差押えとか滞納整理機構へ移管した中には低所得の方はいらっしゃるということでよろしいでしょうか。

最後にもう一点。正規職員と任用職員の方の1人当たりの滞納者数、前回、去年は400人ぐらいということ、職員1人当たり400人ぐらい担当しているということをお聞きしましたが、そうした状況は改善されたかどうか。

○小池善栄納税促進課長 はっきり申し上げますと、所得の把握はしておりませんので、滞納整理機構に移管された方の中にもしかしたらそういう所得の低い方もいらっしゃるかもしれません。

ただ、先ほども申し上げましたが、所得というのは、あくまでも1期の状況でございますので、今で申しますと、昨年度の所得の状況しか分かっておりませんので、現在がどうかということにつきましては、あくまでも資産調査を通じて納付をする資力があるかどうかという判断をさせていただいております。

それから、職員の担当件数でございますが、これにつきましては、状況はほぼ変わっておりませんので、昨年と同じという形になっております。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、以上で認第10号「令和2年度一般会計歳入歳出決算認定について」の審査を終了いたします。

続きまして、議第62号「令和3年度焼津市一般会計補正予算（第7号）案」中、行政経営部所管部分を議題といたします。

質疑に入ります。これより順次発言を願います。

ナンバー1の質疑について、秋山委員、お願いします。

○秋山博子委員 歳出のところ、債務負担行為補正として、電子申請サービス整備事業1,590万円とありますけれども、その目的が住民サービス向上ということなんですけれども、具体的にどういうサービスが向上になるのかということをお教えください。

○藤原則文デジタル戦略課長 秋山委員の御質疑にお答えさせていただきます。

こちらの住民サービス向上の詳細についてでございますが、本債務負担行為につきましては、市の申請手続につきまして、令和4年度に電子化を導入するためのライセンス使用に要する経費でございます。本システムを導入することで、市役所に行かなくても必要な手続を必要とときにネット上から行えることとなり、より便利な行政サービスの提供につながるものと考えております。

なお、電子化する手続については、若い世代が多く申請している子育て分野などを中心に現在選定作業を行っているところでございます。

以上です。

○秋山博子委員 分かりました。

特に対象とする分野をいろいろ検討しているということで了解したんですけれども、その申請に当たって、例えば、マイナンバーはあるけどマイナンバーカードは作っていないよというようなことによる何らかのサービスに差が出るということはないのかというのが気になります。

それから、デジタル環境を持たない市民に対するサービスというのも併せてどんなふうにサポートしていくのか。

あと、もう一つは、やはり多言語の対応をどのように考えるかということですね。外国人市民の数は、やはり数字を見ますとかなりここに来て増えているというのもありますので、その辺いかがでしょうか。

○藤原則文デジタル戦略課長 お答えさせていただきます。

まず、デバイドの部分ですね。デジタル機器をお持ちでない方も当然いらっしゃる、今後もデジタル機器が活用できない、また、しない方も当然いらっしゃいますので、その辺につきましては、現在策定を進めておりますDX推進計画のほうでその辺を検討させていただいておりますので、それに基づき、当然、全てをデジタルにするということではできませんので、そういった方へのサポートも含めての検討を今進めているところであります。

言語につきましても、まだ具体的な検討はしておりませんが、こちら、まず、電子申請の手続を進めて、その中で、それこそシステム上の今自動の翻訳等も大分進んではきておりますので、その辺も含めて、こちらでこういったサポートが必要になるかといったことも今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○秋山博子委員 マイナンバーカードの……。

○藤原則文デジタル戦略課長 失礼いたしました。

マイナンバーカードにつきましてですが、マイナンバーカードにつきましても、国のほうで今、ぴったりサービスということで手続を、マイナンバーカードを使ってするというものを進めております。ただ、そちらだけですとどうしてもそのほかの手続、必ずマイナンバーカードを持っていなければできないような手続だけではございませんので、施設予約等を含め、簡単な申請届出とか、例えば、今紙でやっているところで押印の要らないものとか、そういったもの等を含めて、こちらの今回上げさせていただきました債務負担行為での電子化の電子申請手続のシステム、そういったものを活用して、併用した形でうまく補完していければなと考えているところでございます。

以上です。

○秋山博子委員 そうすると、マイナンバーカードを作っている、作っていないによってサービスに差が出ないように組立てていきたいという、そういうことでいいですか。

○藤原則文デジタル戦略課長 はい。

○渋谷英彦委員長 次の質疑。

○秋山博子委員 歳出2款1項7目、焼津未来創生事業費で、ここで300万円の補正が入っていました。この企業版ふるさと納税の獲得に向けてと説明されましたけれども、事業のスケジュール、歳出の内訳、目標とする納税額、よろしくをお願いします。

○山下敦史政策企画課長 秋山委員にお答えいたします。

初めに、事業のスケジュールでございますけれども、補正予算の成立後に、直ちに企業版ふるさと納税の民間プラットフォーム運営事業者に申込みを行いまして、10月中に寄附を募集するプロジェクトをウェブサイトに掲載しまして、年度末まで寄附募集を行う予定となっております。

次に、歳出の内訳ですが、歳出は全て手数料でございます。掲載サイトを通じて企業から企業版ふるさと納税の寄附があった場合に手数料として寄附額の10%を民間プラットフォーム運営事業者に支払う予定となっております。

続きまして、目標とする納税額ですが、サイトを通じた企業版ふるさと納税の目標額につきましては3,000万円を目標としておりまして、その10%の300万円を補正予算として計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

○秋山博子委員 ここで、特に民間のプラットフォームにということなんですけれども、企業版ということで返礼品の工夫でありますとか、何らかのこれまでのこととの違いとございますか、そういったものはあるのでしょうか。

○山下敦史政策企画課長 企業版ふるさと納税につきましては、返礼品等は特に考えてございません。事業内容をアピールして、そちらに協力いただく企業を募集すると、そういう形で考えております。

以上でございます。

○秋山博子委員 そうしますと、事業は、こういう事業というようなことを幾つか公募を出して、そこに一般のふるさと納税のようにチェックしてもらおうという、そういうことなんですか。

○山下敦史政策企画課長 返礼品につきましては、企業版ふるさと納税の仕組みとして、直接的にその企業に何か対価とかそういったものをするということは、制度的に認められていません。

募集する企業版ふるさと納税の先ほど申しましたプロジェクトにつきましては4つほど今考えておまして、浜通りの服部家の交流拠点整備事業であるとか、ターントクルこども館を核とした子育て支援事業、あとは、焼津版ワーケーションの推進事業、デジタルデータを活用したデジタルマーケティングの活用事業、こういった事業につきまして、地方創生推進交付金も活用しておりますけど、こういったところに企業版ふるさと納税を募集しているといった申請をしてございまして、これもまた事業として広報いたしまして、ここへの寄附を募集していると、そういう形で考えております。

○秋山博子委員 すみません、こちらの調べるのが不足してございまして。ありがとうございます。

○渋谷英彦委員長 では、次、3番。

○内田修司委員 債務負担行為の人事給与・庶務事務システム整備事業費2億3,000万円強ですけど、今回のシステムに含まれる機能は何でしょうか。前回の補正予算で、内部情報系システム系整備を挙げていましたけど、本システムとの関連性はあるのか。

3番目としまして、内部情報系システムときは令和9年度までということでしたけど、今回、令和10年度までとしているその理由について教えてください。

4番目、内部情報系システムとアプリケーションの部分は異なるというのは当然だと思うんですけど、インフラの部分については共通化できる部分も多いと考えられます。発注に当たって、そこら辺の共通化というのは考えるのかどうなのか、教えてください。

○萩原雅頭人事課長 内田委員の御質疑に対しまして、私から1番目と3番目の御質疑にお答えをしまして、2番目と4番目の御質疑については、デジタル戦略課から御答弁申し上げます。

まず、システムの機能についてでありますけど、今回の整備事業におきましては、既存の人事給与庶務事務システムの業務機能の更新、それに加え、人事給与システムにおいては、人事評価業務のシステム化、庶務事務システムにおきましては、職員からの各種申請のデジタル化に加え、勤務状況の見える化を行い、働き方改革の推進につなげていく考えでございまして。

次に、債務負担行為の期間についてでございますけれども、本整備事業は、新たに構築する業務の設計協議や既存システムからのデータ移行など、業務に対応するシステム構築期間を設けておまして、人事給与システムは令和4年9月までに、庶務事務システムは令和5年9月までに構築し、運用を開始する予定でございまして。人事給与システムのほうが1年早く運用開始となりますが、新システムでの業務執行期間は、事務運用の効率化などを考慮すると最低5年程度は確保すべきと考えまして、庶務事務システムの運用開始から5年間を経過する令和10年度を予定したものでございまして。

以上でございます。

○藤原則文デジタル戦略課長 続きまして、内田委員の質疑に、私からはシステムの関連性についてとインフラの共通化についてお答えさせていただきます。

まず、システムの関連性についてでございますけれども、今回の人事給与庶務事務シ

システムにつきましては、前回の内部情報系システム、財務会計システム等でございますけれども、こちらと同様に内部情報系システムに分類されるものでございますけれども、今回の事業を進めるに当たりまして、財務会計や行政評価、監査事務、人事給与、庶務事務など、それぞれの個別業務システムを統合する範囲などを検討した結果、人事給与庶務事務システムにつきましては個別パッケージで構築し、必要な連携を図っていくこととさせていただきます。

次に、内部情報系システムにおけるインフラの共通化についてでございますが、こちら、ネットワーク環境におきまして、クラウド化を前提に検討を進めております。

本年度更新いたしますグループウェアの使用におきまして、プライベートクラウドでの構築としておりまして、財務会計システムや臨時給与庶務事務システムにつきましても同様の環境での構築を予定し、予算面も含め、構築業務の効率化を図っていきたくと考えているところでございます。

以上です。

○内田修司委員 内容は分かりました。

実際にはまた、入札、提案、そういったものはやると思うんですけど、前回のシステムと今回の人事給与、同じ発注先になるかもしれない、想定はあるんですか。

○藤原則文デジタル戦略課長 お答えさせていただきます。

今の財務会計などと人事給与ですけれども、どちらもそれぞれプロポーザル方式で業者を決めさせていただく、業務を今進めているところでございますけれども、結果として同じになる可能性はありますが、今のところ、一緒にするとかそういった前提はございません。

以上です。

○内田修司委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 以上で通告による質疑は終了いたしました。

質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第62号中、行政経営部所管部分の審査を終わります。

以上で、行政経営部所管部分の議案の審査は終わりました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。1時15分、再開したいと思います。

休憩（12：20～13：15）

○渋谷英彦委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、認第10号「令和2年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、防災部所管部分を議題といたします。

質疑に入ります。これより順次発言を願います。

ナンバー1。

○青島悦世委員 私からは、9款1項3目、消防水利の整備費についてお伺いします。

消火栓（設置工事・修繕工事）等ですが、令和2年度終了時点で市内の消火栓の設置箇所数、それから、耐震性貯水槽は何基あるのか、その他、どのような井戸といたします

か、あるか、お伺いします。

○石川雅章地域防災課長 それでは、青島委員にお答えします。

市内の消火栓設置数につきましては、2,096基となります。

次に、耐震性貯水槽の設置数につきましては41となります。

その他としましては、公設の井戸の設置数は101か所となります。

以上でございます。

○青島悦世委員 耐震性の貯水槽ですけれども、用量が幾つかあると思うんですけれども、それを分けてお答えできますか。

○石川雅章地域防災課長 耐震性貯水槽ですが、100トン以上が3基、60トン以上が19基、40トン以上が19基となります。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、2番。

○杉田源太郎委員 歳出の9款1項4目についてお伺いいたします。

災害時に地域での安否確認、あるいは避難行動、そういう要支援者、支援活動を迅速、適切に行うことができるようにするために世帯家族調べ、これを実施したとあります。

防災部としてどのように調査項目を使っているのでしょうか。

2番目に、原子力防災対策の推進として広域避難計画、この策定に向けた関係機関との協議というふうにありますけど、どのような協議が行われたのでしょうか。具体的に進展はあったのでしょうか。

○川村剛之防災計画課長 杉田委員にお答えします。

世帯家族調べについてですが、地区防災会、民生委員・児童委員及び市が共同で行う調査で、防災部としましては、災害時における地域内での安否確認用の活用と備蓄調査について調査集計を行っておりまして、その啓発活動などの参考資料として活用しております。

以上です。

○石川雅章地域防災課長 私からは、原子力関係にお答えいたします。

原子力災害広域避難計画の策定に向けた関係機関の協議につきましては、静岡県及び藤枝市と連携し、避難先となる県内の東部市町や埼玉県及び神奈川県と計画書策定に向けた避難所の受入れ調整や避難経路所の設定などの調査を継続しました。

具体的な進展につきましては、避難先となる県内の東部の6市町や埼玉県及び神奈川県における避難施設の確保や運営方法などについて協議を重ねております。

以上です。

○杉田源太郎委員 まず、世帯調べの関係なんですけど、それをかなり、1軒1軒全部に資料を送るわけです。それについてどのように活用している、具体的な活用の方法というのはどうしたんですか。

○川村剛之防災計画課長 具体的には、資料、調べが3部複写になっておりまして、1部を自主防災会、1部を児童委員あるいは民生委員の方、そして、市で1部持っているということで、それぞれ3者共有して災害時のときに活用していくということになります。

○杉田源太郎委員 今、3部の複写と言いましたが、大井川は4部ですね。

○川村剛之防災計画課長 大井川は4部なんですけど、それは自主防災会の組織が町内会に

なっておりますので、プラス自治会長さんを入れて4部ということになります。

以上です。

○杉田源太郎委員 今、ほかのところでも議論しているところなんですけど、防災計画課が発行している文書の中で、過年度の記入済み世帯調べ、それを回収しますというふうになっているんですけど、回収されていますか。

○川村剛之防災計画課長 各町内会、自治会に連絡をさせていただいて、取りに伺っております。

以上です。

○杉田源太郎委員 それはまた別のところでやりますけど、回収されていないでしょう。それはまた確認をしてください。

それから、原子力の関係なんですけど、昨年その前の年も、私、個別に質疑させていただいているんですけど、具体的な進展というふうに、ちょっと分からないので、同じように藤枝、それから県と埼玉あるいは県内のいろいろなところと調整をしているというのが、去年もその回答だったんですけど、その進展具合がどうだったのかというのを聞きたいんですけど。

○石川雅章地域防災課長 状況としましては、やっていることは今までと同じ形で、実際には、協議としましては各団体と自治体と14回の協議という形で、状況としては、状態について課題等含めながら解決に向けて協議を行っているという形で、まだ途中の段階でございます。

以上です。

○杉田源太郎委員 今、令和2年度でどこまで進展したのかということについて、昨年度との進捗状況を聞いたかったんですけど、また具体的に個別に聞かせていただきます。

終わります。

○渋谷英彦委員長 では、3番。

○深田百合子委員 自主防災組織資機材整備事業補助金の内訳、これは、主要施策概要報告書の147ページの上から3段目に書いてございます。及び、各自主防災の要求に対する状況はどうか。

2、出前講座等の参加人数の目標に対する参加人数や参加率を伺います。

最後に、2020年10月発行の台風や豪雨に備える、この資料の活用状況を伺います。

○石川雅章地域防災課長 深田委員にお答えします。

まず、自主防災育成費決算額2,001万8,690円のうち、自主防災組織資機材整備事業補助金については、834万5,100円となっております。

各自主防災会の要求でございますが、市内76自治防災会のうち37自主防災会から申請が提出され、全て交付決定を行いました。

次に、出前講座につきましては、目標とする年間50回の開催と参加数が2,500人の参加目標に対し、令和2年度では新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、開催は37回で参加者は1,143名であり、参加率は45.9%でありました。

最後に、昨年10月に発行しました資料、台風や豪雨に備えるの活用状況につきましては、新聞折り込みによる全戸配布や市内公共施設に配架したほか、出前講座、防災関係会議の際に防災資料として活用をいたしております。

以上です。

○深田百合子委員 初めに、自治防災の資機材に関しては、全て37、自主防災からの要求に応じて事業費補助金を出したということなんですけれども、例えば、1つの自治会に3つの区があるというところもありますし、そうしたところがそれぞれではなくてまとめたの要求になっているものですから、もう少しきめ細かくというか、対応できるのかなというふうに思いますが、その辺についてはどうですか。

○石川雅章地域防災課長 実際にこの補助金の使い方のお話だと思うんですけど、今年度につきましては、もう少し事細かく自主防災会の個別な、集団の会議がなかなか新型コロナウイルス感染症で難しいものですから、個別の相談等で回数を重ねて相談を受けております。

以上です。

○深田百合子委員 分かりました。

補助率も今年度は上げていただいたということで、改善がされているというふうに聞きましたので、引き続きお願いしたいと思います。

出前講座のほうは目標を立てて、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の関係で、約半分、45.9%の参加率ということなんですけれども、その内容についてちょっとお聞きしたいんですが、地震のときと風水害のときと避難場所が異なりますが、出前講座については、そういうことも説明とかはありますでしょうか。

○石川雅章地域防災課長 こちらの出前講座につきましては、実際には各団体からの依頼を受けて開催しておりますので、そのテーマによっていろいろな話の内容が変わってきます。今委員がおっしゃったことは非常に大事なことでありますので、そういったテーマに沿って、事あるごとに細かく御説明をしたいと思っております。

以上です。

○深田百合子委員 分かりました。

もう一つは、新しい資料の活用状況も新聞折り込みとか出前講座なんかで活用していただいているということなんですけれども、去年、秋山委員も質疑されていたと思うんですが、自宅の2階に避難するというのが今後常識になっていくということで、それを進めていくということなんです。避難訓練のときは、一度皆さん、避難訓練に来てもらいたい。だけど、この資料とか自宅の2階に避難すればいいよということを知っていきますと、訓練には来なくていいんだというふうに受け止めちゃう方もいらっしゃると思うんですが、その辺の誤解というのはないでしょうか。

○石川雅章地域防災課長 垂直避難のお話ですが、通常風水害の関係、台風等、そういったものについては、まずは垂直避難という形で推奨しております。先ほど言いましたように、避難訓練等は大規模な地震等、そういったもので津波等を想定しておりますので、その際は垂直避難では危険ですので皆さんに集合していただくような、そういった形で進めております。周知もそういう形で進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○深田百合子委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次、4番。

○須崎 章委員 私のほうからは、歳出の9款1項4目、防災備蓄資機材整備事業費につ

いて、2点ほどお伺いをいたします。

当初予算よりも約2倍以上の増額になった根拠は何か、お伺いします。

2点目は、備蓄資機材の保管先はどこにあるのか、お伺いをいたします。

○石川雅章地域防災課長 それでは、須崎委員にお答えします。

防災備蓄資機材の整備事業費が増加した根拠につきましては、本来の備蓄食料のアルファ化米3万食の更新などの備蓄資機材の購入に加えまして、避難所などの新型コロナウイルス感染症対策として、マスクや消毒液等の消耗品やテント型の間仕切りや段ボールベッド等の購入を行ったものでございます。6月定例会において、補正予算で814万9,000円の増額をしたものが原因となっております。

次に、備蓄資機材の保管先につきましては、消防防災センター、大井川防災備蓄倉庫、清見田防災倉庫、石津西防災倉庫、焼津防災備蓄倉庫、大井川保健センター及び各避難所などに配備しております。

以上です。

○須崎 章委員 避難所にも保管をしてあるよということですので、避難所は、これは市の指定する避難場所は全て備蓄されるような形なんですか。

○石川雅章地域防災課長 基本的には防災倉庫を中心に配備する形にはなっております。必要なもの、早急に必要な物、数等を考えながら、ほかの避難所にも配備という形で、その都度対応したいと思います。

以上です。

○須崎 章委員 この備蓄資機材の中には、今お話ししたように段ボールベッドであるとか簡易テント、このようなものが配備されるということなんですけれども、配備はされたけれども、すぐに使用できるような訓練とか何かということはなされているんでしょうか。

○石川雅章地域防災課長 訓練でございますが、昨年ですが、新型コロナウイルス感染症の感染対策を含めた上で、こうした避難所の開設の訓練をまずは職員、担当を集めまして訓練を行いました。また、昨年はその訓練を自主防災会は役員の方に見学してもらうような形で行っております。

以上です。

○須崎 章委員 了解しました。

○渋谷英彦委員長 では、次、5番。

○岡田光正委員 私のほうからは、今の防災備蓄資機材の中で、アルファ米3万食の更新がなされているということなんですけれども、これは、いわゆる期限が来たから更新ということなのか。期限が来たもの、従来は期限前2年ぐらいに各地区の避難訓練で炊き出し等をやっていたんですけど、ここ2年やっていないですよね。そのアルファ米、どうしたのかという疑問と、これから先も考えられることなんですけど、更新したもので取りあえず対応していくか、教えていただけますか。

○石川雅章地域防災課長 それでは、岡田委員にお答えします。

期限が切れたアルファ米の処理につきましては、令和2年度は3万食の更新を行っており、例年は期限が1年以内となったものにつきましては、防災局で行う訓練や年3回の防災訓練での炊き出し用として配布し、有効利用を行っております。

なお、今のお話のとおりで、昨年度におきましてはコロナ禍で住民参加型訓練ができ  
ておりません。既に期限が切れたアルファ米については産業廃棄処理が必要となってお  
ります。今後、再資源化等、ほかに有効利用ができないかどうか、ただいま検討してい  
る次第でございます。

○渋谷英彦委員長 では、6番。

○杉田源太郎委員 同じ項目ですけど、須崎委員の質疑に答弁していただいたもので内容  
は分かったんですけど、約倍になっているこの金額、項目に書いてある簡易テントだと  
か段ボールベッドとか書いてありますけど、その分が増えた。じゃ、従来の分との関  
係、金額的にはどうなっているか、その辺をちょっと教えていただけますか。

○石川雅章地域防災課長 本来の更新部分の内容につきましては、先ほどお話ししたとお  
り、アルファ化米であるとか備蓄の飲料水、ガソリンの缶詰、あとは遺体収容袋等の購  
入が主なものでございます。それに対して、増加した部分につきましては感染対策とい  
うこともあります。マスクや非接触型の体温計、アルコール消毒、簡易テント型の間仕  
切り、あとは工場扇、扇風機の大型のものですが、そういったものです。

以上です。

○杉田源太郎委員 金額の内訳は。

○石川雅章地域防災課長 アルファ化米が484万3,000円、飲料水が92万6,000円、ガソリ  
ンの缶詰が23万9,000円、遺体収納袋が47万3,000円となります。感染症対策は、マスク  
が130万3,000円、非接触型の体温計が12万円、除菌用のアルコール消毒液が53万2,000  
円、簡易テントの間仕切りが242万円、あと、工場扇ですが、32万6,000円という形にな  
っております。

以上です。

○杉田源太郎委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、7番。

○内田修司委員 私のほうからは住宅防災対策推進費ですけど、説明資料の148ページに  
転倒落下防止器具サービスの件数等、実績を出されているんですけど、それぞれの予算  
でどう見たか、実績はこの数字だと思うんですけど、その評価というか、多分皆さんに  
は行っていないと思うので、そこら辺についてお伺いいたします。

○石川雅章地域防災課長 それでは、お答えします。

まず、家具等転倒落下防止器具取付けサービスにつきましては、予算額50世帯105万  
円に対し、実績は23世帯46万2,000円です。

次に、安心ブレーカー等設定事業補助金につきましては、予算では200世帯400万円に  
対し、実績は116世帯212万3,000円でございます。

評価でございます。評価については、毎年多くの申込みがありまして、市民の地震へ  
の備えの意識は非常に高まり、被害の減少につながっております。

また、高齢者世帯などの落下防止器具の取付けが困難な市民に対しては、取付けサー  
ビスの利用によりまして耐震対策が図られており、防災対策として一定の効果があるも  
のと考えております。

以上です。

○内田修司委員 予算に対して件数はそこまで行っていないというところだと思うんです

けど、申込みをされたものについてはほぼ支給されているということによろしいんですか。

○石川雅章地域防災課長 お答えします。

申請のあったものについては、もちろん審査が通るものについては全て支払いを行っております。

以上です。

○内田修司委員 例年やってきて予算に届かないというのは、それぞれやってきた感もあるというところだと思うんですけど、実際問題、実績がそこまで行かないんだとすると、予算の金額を見直すということも必要じゃないかなと思うんです。それか、その予算に上げた分に行くための何らかの努力というものが必要なんじゃないかなと思うんですけど、せっかく予算をつけて、この件数を見て、市民の方々にやっていただくという、お願いしているんですけど、なかなか予算まで行かないということは、そこら辺のところをどう考えるかということだと思うんですけど、足りているのかということの評価ではないですよ。

○石川雅章地域防災課長 こちらの予算、不用額が確かに出ておるんですが、実際にはうちのほうの内容を分析しているんですが、やはり新型コロナウイルス感染症の関係で、いろんな店舗でもってお客様の出足というのが非常に少なくなっていると。また、個別の訪問とかというのも極力新型コロナウイルス感染症で行っておりません。通常は特に感震ブレーカー等は400万円の予算は足りないものですから補正で追加をしてきたという実績がありますが、今回、新型コロナウイルス感染症について数字が少ないものから、補正等、必要がありませんでした。

以上でございます。

○内田修司委員 了解しました。

○渋谷英彦委員長 では、8番。

○川島 要委員 私も今の住民防災対策推進事業費、質疑は、意味は似ているんですけども、令和2年度の実績は書かれておりますので、一応参考に過去の実績の推移、それから、スタートから令和2年度までの合計の総数というものをお伺いします。

○石川雅章地域防災課長 川島委員にお答えします。

まず、家具等転倒落下防止器具取付けサービス事業の実績でございます。過去3か年の件数でございますが、令和2年度は23世帯で設置数は66組、令和元年度が83世帯で設置数は238組、平成30年度は109世帯で設置数は327組となっております。

また、設置総数でございますが、平成16年度に開始以降、3,226世帯で8,686組となっております。

次に、感震ブレーカーでございます。過去3か年の件数です。令和2年度は116世帯、令和元年度は348世帯、平成30年度は421世帯となります。

設置総数は、平成29年度から開始いたしまして、1,460世帯となります。

以上でございます。

○川島 要委員 ありがとうございます。

本当に、特に感震ブレーカーについては、先ほども申し上げましたように補正を組んでまで大変に申込みが多くて、対応されていたと思うんですけども、やはり令和2年

については、コロナ禍というのが大きな要因だったのかなというふうに思います。

引き続き、やっぱり市民からの需要というのはい多いと思うので、今後も啓発活動に取り組んでいただいて、少しでも設置件数を増やしていけるように頑張っていたいただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、9番。

○石原孝之委員 歳出の9款1項4目、感染症拡大防止資機材整備事業費についてお伺いします。

ページ数でいうと265ページ、説明資料147ページの段ボールベッドの件なんですが、段ボールベッド500基を購入したというふうに書かれていますが、結構な量だなと思いつながら、どこに保管されているか、お伺いします。

○石川雅章地域防災課長 石原委員にお答えします。

段ボールベッドの保管先につきましては、大井川防災備蓄倉庫に100基、大井川保健センターに300基、大井川水防倉庫、現在の16分団の詰所ですが、こちらに100基を分散配置しております。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、以上で通告による質疑は終了いたしました。

以上で認第10号中、防災部所管部分の審査を終わります。

次に、議第62号「令和3年度焼津市一般会計補正予算（第7号）案」中、防災部所管部分を議題といたします。

質疑に入ります。これより順次発言を願います。

まず、ナンバー1。

○増井好典委員 私のほうからは、補正予算の9款1項2目、消防団員報酬費の件です。

120名に定員増のためという説明がありました。これらの手法と身分、所属する組織はどうなりますかということでしたが、過日、議案質疑のところで確定をいただきましたが、確認の上、再度、簡潔で結構です、御答弁をいただければと思います。

○石川雅章地域防災課長 増井委員にお答えします。

120名の増員手法でございます。消防団の周知啓発を積極的に行うとともに、基本団員につきましては、自治会への勧誘依頼の継続、機能別団員につきましては、消防団の協力事業所を中心に参加の依頼を働きかけております。

また、消防団の身分につきましては、基本団員と機能別団員、ともに特別職の地方公務員としての身分という形になります。

所属する組織につきましては、基本団員の確保と機能別団員の増員という形で目指す形になっております。あと、女性消防隊とドローン隊のスカイシュートにつきましては、基本的には基本団員のほうで配置されております。

以上でございます。

○増井好典委員 分かりました、ありがとうございます。

それで、この報償費の件なんですけれども、予算額の中である程度決まっている報酬があります。当然、これ、補正の予算の中なので、残りの期間ということになると思うので短い期間ではありますけれども、計算できる報酬額以外に、当然入っていただくと

ですね、基本的な操作、あるいは団員訓練、そういったものが必要になってくる。そこに当然、訓練されたということで報酬費等が存在すると思いますが、そのようなものも一応想定された金額ということでよろしいでしょうか。

- 石川雅章地域防災課長 補正額の内訳の話に入っておりますが、報酬費につきましては今委員のおっしゃったとおりで、年報酬につきまして、それぞれが報酬額を月割り額、実際には半年分になるのですが、そちらのほうで当初予算から不足額の分を補正要求でお願いしているものでございます。それ以外の部分で、先ほど言った訓練であるとか、そういったものの費用弁償のほうで、こちらは現計予算の中で対応していきたいと考えております。

以上です。

- 増井好典委員 了解しました。
- 渋谷英彦委員長 では、2番。
- 岡田光正委員 ただいまの増井委員に対する御説明で了解ができました。
- 渋谷英彦委員長 では、次、3番。
- 秋山博子委員 私も同じ消防団員報酬費のことなんですけれども、これは、議第66号の条例改正案と連動した補正というふうに理解していますけれども、それでいいんですよね。

それで、補正金額はどのように計算したものかというふうにここに書きましても、今御説明いただきましたけれども、年報酬の半年分というふうに。そうすると、何人分の数字でこの補正が上がったのか、幾ら掛ける何人でこの数字というのをちょっと教えてください。

- 石川雅章地域防災課長 最初の条例に関するものというのはお話のとおりで、条例改正に伴うものという形で、実際にこの金額の根拠でございます。報酬額につきましては、基本的には基本団員が年額3万円で、機能別団員の場合は1万5,000円という形になります。実際には1年間で異動が繰り返されているものですから、当初予算で528人分を既に用意してあるんですが、そちらの実際の金額と今後120名増額する半年分、それを精査しまして、差額の106万円という形で補正をお願いしているものでございます。

なお、福祉共済掛金というものにつきましては月割り計算にならないものですから、こちらは3,000円掛ける120名という形で36万円の補正額となっております。

以上です。

- 秋山博子委員 今回、この条例の質疑のときに確認させていただいたんですけれども、こういうふうに体制を整えていこうという中で、今、年報酬の金額の話が出ましたけれども、報酬金額というのは全国平均と比べて適当であるのかというような検討というのは、今回はどうだったんでしょうか。
- 石川雅章地域防災課長 年報酬でございますが、こちらの金額が適切かどうかという形で、この段階ではまだそういった示された数値のほうはありませんでしたが、実際に県下の自治体の消防団の報酬額と比べましても決して低いほうではなくて、上位のほうであると認識してございます。

以上です。

- 秋山博子委員 了解です。

全国平均と比べるとちょっと検討すべきところもあるのかなと思いますが、またよろしくをお願いします。

○渋谷英彦委員長 では、次、4番。

○青島悦世委員 9款1項2目、消防団加入促進事業費、これについてですが、先ほどの質疑等の中にあるように、事業の内容の中で重複するかもしれないけれども、全般に詳細をもう一度お聞かせください。

○石川雅章地域防災課長 それでは、青島委員にお答えします。

こちらの事業につきましては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けて、消防団員の加入促進の取組について、消防庁の委託調査事業として受託するものでございます。

詳細ですが、団員に貸与する防火着や活動服の被服費やPR活動に要するポスターや広報紙等の作成経費、あと、機能別消防隊に配備する簡易無線機の購入などに要する備品購入費などが主なものでございます。

以上です。

○青島悦世委員 消防団の定員数と実員数、それと女性消防団員の人数をもう一度教えてください。

○石川雅章地域防災課長 実人数ですが、定員が現在528名で、実員数は全て、528名となっております。そのうち、基本団員が438名で、残り90名は機能別団員という形になっております。女性ですが、女性につきましては全員で20名で、そのうち12名が女性消防隊という形で所属しております。

以上です。

○青島悦世委員 令和3年4月の時点では、ホームページに載っているのは、女性が19、団員は524とたしかになっていたと思うんです。ですから、更新されていないという形で取ればいいのかと思うんですけれども、女性消防団員数の目標値というのはあるんですか。

○石川雅章地域防災課長 機能別団員の目標数値等はございますが、その詳細として、女性が何人といったものの数値というのは持っておりません。

以上です。

○青島悦世委員 ホームページ上等でいろいろ載っているのを見ても、1割というところもありますけど、それにこだわらずに、これからはそういった方たちがもっと増えてもいいんだという考えもありますし、やはり目標値というか、ある程度持っていけないと、目的としている機能といいますか、それらが、これから災害が増えていくと想定される中で活動していただかなきゃならない状況が幾らでも出てくると思います。女性団員というのは、啓蒙活動とか予防活動とか、場所によっては音楽隊というのをやっているところもありますし、そういったいろんな形の中で、女性にとってもボランティアという魅力ある場所にしていくということも大事だと思います。

それで、528のうちの438、それから90という数字を言われましたけれども、実際聞いてみますと、団員が不足しているというところがあるというのを聞くんですけども、そういった実情というのは当局には入ってきていないと思っているのか。

それから、私がそういった人たちと話したときに、ある程度の、例えがよくないかもしれませんが、民生委員等でも年齢制限もある程度設けられている。そして、消防団

員もそういった形の中でやっていると、かえってトップのほうはずっと居続けるということは、その地域で選ぶという癖が、なかなか消防団員をつくるということが苦勞する。ただ、4年任期という中で2年で辞めていく人もいます。だけど、ある意味、ここにいる薫科委員と一緒に私もやった頃にそういうことがいろいろあった中で、2年であろうと訓練をしっかり団員さんとしてやっていけば、地域の防災委員もどんどん、じゃんじゅん育ってきているというような気持ちでやればよいということで、随分訓練等もやってきた経緯があります。

ですが、今は分団のそれぞれのところ、いろいろと形が変化してきていることも伺ってはいますけれども、やはり……。

- 渋谷英彦委員長 青島委員、もうちょっと端的に行きましょうよ。
- 青島悦世委員 定年制というような形というのがいいかどうか分かりませんが、そういった形である程度回転していくというような状況にしないと、新しい団員が生まれにくいということも言えると思います。そこら辺も検討してください。どういうふうに考えますか。
- 渋谷英彦委員長 要望でいいんですか、今のは。
- 青島悦世委員 だから、そういう考え方があるかどうか。
- 石川雅章地域防災課長 定年につきましては、実際には入るときの年齢は18歳以上というところの年齢の縛りはあるんですが、年齢のきっちりとした線を引いて体力等がいつかというのがなかなか整理が難しいということではございます。

ただし、先ほど委員が最初に冒頭でお話ししたとおり、各地域の分団で、どこが何人足りていないという状況は十分こちらでも把握しております。そちらのほうで、新規でどんどん必要な分を確保するような形で、いろんな啓発活動、周知は十分しており、最近、かなり地元推薦以外のもので、うちのほうに直接消防団に入りたいとメールで来たりとか、そういったものもだんだん動きとしては変わってきているものですから、その辺も含めて、いろんな形での周知を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

- 渋谷英彦委員長 では、次、5番。
- 秋山博子委員 私も同じくこの消防団加入促進支援事業費490万8,000円についてです。この事業費の内訳をお願いします。
- 石川雅章地域防災課長 それでは、秋山委員にお答えします。

事業の内訳につきましては、団員に貸与する活動服等の被服費が417万1,000円、PR活動に要するポスターや広報紙の作成に要する印刷製本費が17万4,000円、機能別消防隊に配備する簡易無線費購入に要する備品購入費が56万3,000円というものが主なものとなっております。

以上です。

- 秋山博子委員 今回、これは財源として国庫支出金の委託金というふうな性格を持っているということなんですけれども、この加入促進支援事業は今年度限りということなのか、または継続してやっていくものなのか、その辺はいかがでしょうか。
- 石川雅章地域防災課長 こちらの事業は、先ほどお話のとおり、国庫の委託事業という形で、こちらから加入促進に対する内容をうちのほうから申請して採択されたものでご

ございます。来年以降どうなるかという形で、まだ国の事業自体が正式に確定されているわけではございませんが、今のところ、予算は確保されているものではないかと思っておりますので、来年につきましてもうちのほうで手を挙げていきたいなと思っております。

以上です。

○秋山博子委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、6番に行きます。

○須崎 章委員 私からは、歳出9款1項4目、感染症拡大防止の資機材整備事業費について、3点ほどお伺いをいたします。

避難所に配備する資機材は何か。2点目ですけれども、全ての避難所に配備するのか。

3点目は、配置する時期はいつ頃になるのか、お伺いいたします。

○石川雅章地域防災課長 それでは、お答えいたします。

まず、配備する資機材につきましては、避難所や出先出張所の会議室で使用するパーティションや避難所の受付用のサーモグラフィーカメラでございます。

配備する避難所につきましては、令和元年度のときの台風第19号の際に開設した避難所3か所と土砂災害警戒区域となる東益津地区の2か所の計5か所への配備を想定しております。

時期につきましては、補正予算提出後に早期に発注事務のほうを進めまして、できる限り手続等を簡素化しまして、早急な配備に努めていきたいと思っております。

以上です。

○須崎 章委員 了解しました。

○渋谷英彦委員長 では、次、7番。

○秋山博子委員 今の質疑と内容のほうは同じなんですけれども、聞き逃してしまいました、事業費の内訳なんですけれども、パーティション、サーモグラフィー等の設置、それから何とおっしゃいましたか。もう一回お願いします。

○石川雅章地域防災課長 先ほどは資機材という形ですので、実際には須崎委員へのお答えとしましては、パーティションとサーモグラフィー等の消耗品や備品等の御説明をいたしました。細かいものは主なものという形ですので、秋山委員には細かいことをまた御答弁を用意しております。

○秋山博子委員 恐縮です。

それでは、事業費の内訳、それから事業の進め方で、これは議案説明のときにチラシという発言もあったかなと思っておりますので、チラシ等の多言語の対応についてのこの3点、よろしくをお願いします。

○石川雅章地域防災課長 先ほど回答すればよかったんですけど、重複すると思っております。よろしくをお願いします。

まず、避難所や出先庁舎の会議室で使用するパーティションにつきましてはの消耗品や新型コロナウイルス感染症まん延防止の啓発チラシ発行経費、あと、避難所の受付のサーモグラフィーカメラの備品購入を予定しております。

事業の進め方につきましては、先ほどもお話ししましたが、消耗品や備品等の購入が中心となってきます。可能な限り事務手続を簡素化しまして、早急な配備をいたします。チラシの関係なんですけど、多言語等の対応ということでございますが、こちらにつき

ましては、広報やいづ等と全く同様な対応で、6か国語等の対応を考えております。具体的には、英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、タガログ語、ビサヤ語という形で考えております。

以上です。

○秋山博子委員 そうでしたら、1つ教えていただきたいんですが、パーティションを資機材としてという御説明がありました。新型コロナウイルス感染症のウイルスの株の変異によって、パーティションがかえって空気の流れをうまく、その流れを止めてしまうといえますか、そういうような情報があつて、換気を妨げてしまうんじゃないかというようなことも聞かれます。その辺はどんなふうに見止めているのかなということ。それから、啓発チラシを6か国語対応ということで感謝します。チラシの設置の方法ですね、確実に届けるためにどういう配布方法を考えていらっしゃるのかということをお伺いします。

○石川雅章地域防災課長 まず、パーティションの考え方でございます。

まず、パーティションにつきましては、直接的な飛沫防止、直接の予防という形や考え方としてのものがございます。ただ、先ほど言った空気循環の心配という形で、本庁市役所全体ですが、会議等、1時間ごとの換気というものは十分対応した上でのパーティションという形で考えております。

また、チラシにつきましては、その配布の仕方、実はもう今年度、何度か全戸配布しておりますが、広報と同様に新聞折り込み等、そういったものの配布を中心に考えていきたいと思っております。

以上です。

○秋山博子委員 新聞折り込みについてなんですけれども、多言語のチラシに関しては、実際にそれについても新聞折り込みということなんでしょうか。それはどういうやり方でしょうか。

○石川雅章地域防災課長 新聞折り込みのところでは、多分タイミング的には間に合わないと思っております。必要な希望者に対する直接配布なり、あと、実際には各市役所の各庁舎等への配架という形で皆さんの手に届くような形で考えていきたいと思っております。

以上です。

○秋山博子委員 外国人の方々が多く住んでいらっしゃる場所として、幾つかの団地といったところもあると思っております。既に市のほかのセクションではやられているかと思っておりますけれども、住宅供給公社が管理されていることになっていきますよね、公営住宅。個別にポスティングもされているということも聞いていますので、配布もなるべくちゃんと届くようにということで、ぜひ工夫をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○石川雅章地域防災課長 こちらにつきましては、御希望等、把握する必要があると思っております。市民協働課と連携しまして検討したいと思っております。

以上です。

○秋山博子委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、以上で通告による質疑は終了いたしました。

質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第62号中、防災部所管部分の審査を終わります。

以上で、防災部所管部分の議案の審査は終わりました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

ただいまから休憩いたします。14時20分、再開いたします。

休憩（14：10～14：20）

○渋谷英彦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

認第10号「令和2年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、生きがい・交流部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次御発言願います。

○安竹克好委員 14款1項7目教育使用料の歳入でございます。

2点伺います。

緊急事態宣言において、施設利用が中止となった際、使用料はどのように返還されたのでしょうか。

2つ目に、コロナ禍において、各団体が自粛にてキャンセルされた使用料は返還されたのでしょうか、お伺いいたします。

○松永年史スポーツ課長 安竹委員にお答えいたします。

教育使用料における同部所管の公民館、文化施設、それからスポーツ施設につきましては、共通した取扱いをしておりますので、私から一括してお答えさせていただきます。

まず、緊急事態宣言により休館あるいは利用自粛の要請に応じていただいた場合には、申請者に対し使用料を還付する旨を連絡いたしまして、必要な手続の上、申請者が指定する口座へ振り込む形で返還しております。

次に、緊急事態宣言等にかかわらず利用者側が自主的にキャンセルをした場合につきましても、新型コロナウイルス感染防止という趣旨から、同様に使用料を返還しております。

なお、天文科学館の観覧料につきましては、当日払いとしておりますので、料金の返還はございません。

以上でございます。

○安竹克好委員 御答弁ありがとうございます。

私の近隣市町では、施設側からの使用不可の場合は返還されております。ただし、各団体が感染防止対策として活動自粛によりキャンセルされた場合は、使用料の返還はされておられません。

その点、本市では、緊急事態宣言下での施設利用不可はもちろんのこと、各団体による活動自粛の際にも返還されておると。大変評価されると思います。

他の市町は規則に準じて、そのような措置かもしれませんが、本市においては、規則に縛られず臨機対応に市民に寄り添った形の対策をしていただいております、大変評価が高いと感じます。これからも市民に寄り添った対応をお願いします。

失礼します。

○岡田光正委員 それでは、私は14款1項7目の同じものなのですが、その中で焼津文化

会館の使用料についてお尋ねしたいと思います。

令和2年度、中止、延期等が何件あって、そして、基本的に減額要因はどの程度だったのか。

このコロナ禍が収束しない限り、この傾向はどっちにしても続くのだろうというふうを考えるわけですが、当然、今言われたように、文化会館だけでなく、市内の社会教育施設の使用料、これなんかもやはり同じように確保していかなきゃならないんだろうとは思っています。

しかしながら、今年度の令和2年度の焼津文化会館の使用料のものについて、今言ったように、どの程度影響があったのか。

なぜ、こういったような問題を聞くかといいますと、6次総合計画の中で、未来共創プラン成果事業で文化会館の利用、利用者、これが、文化振興計画の最終の目標になっています。これがもとで事業推進が計画どおりいかないというようなことになる可能性も中になきにしてもあらずということを考えてときに、この使用料、これについて、これからどういうふうを考えていけばいいのか、お考えがあれば教えていただきたいと思っただけです。

○山本智美文化振興課長 では、岡田委員の質疑にお答えいたします。

令和2年度焼津文化会館の催しや会議等の中止は248件、延期は3件ありました。

使用料の減額理由は、委員のおっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症の流行により臨時休館期間があったことや市民の利用自粛が続いていることによるもので、1,525万8,027円の収入は、当初予算に対して約4割の収入減額となりました。

次に、市の施設の使用についてですが、コロナ禍においては、国や県の対応方針、それから各種ガイドラインに従い、感染防止策の徹底を図りながら、市民の皆様が安心・安全な利用をしていただけるように対応してまいりたいと思います。

以上です。

○岡田光正委員 まさにそのとおりでと思いますけれども、実際のところ、昨年度、部長と一緒に、あそこの使い方をどうしたらいいかと、新型コロナウイルス感染症対策をどうしたらいいかということ具体的に活動されている方々に聞きながらやっていただいたケースがあります。

そのように、やはり文化振興の中で、使用の状態をできるだけできるような方向というものを考えていただいて、いかに収入を上げるか。これもやはり新型コロナウイルス感染症対策の中で考えていく必要があるのかなというふうに思いますし、それから、そのために文化振興に関する予算が削られることのないよう、できるだけ確保していただいて、そして、要は文化の火を消さないというために、何とか使用料について頑張っていっていただけたらというふうに思いまして質疑させていただきました。

以上、よろしくお願ひいたします。

○鈴木浩己副委員長 新元気世代プロジェクト事業費について伺います。

令和2年度については、焼津おとな倶楽部を立ち上げていただいて、30講座を実施していただきましたけれども、その実績ですとか、あるいは参加者の声といったものを、また次年度にどういうふうにつなげたかということをお伺ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

○見崎孝之スマイルライフ推進課長 鈴木委員の御質疑にお答えいたします。

焼津おとな倶楽部は、おおむね50歳以上の新元気世代の皆さんが生き生きと暮らせるよう、趣味づくりや活動探し、健康維持に関する情報の発信や大人世代の趣味づくりの場として立ち上げたものでございます。

今年度の実績につきましては、初級編と応用編を開催しましたZ o o mの使い方講座や食、料理、マジックなどの教養や趣味の講座のほか、健康維持のための講座などを開催し、延べ415人の皆様に参加をいただいたところでございます。

次に、参加者の声についてでございますけれども、楽しかった、いろいろな講座があるので次も楽しみにしている、もう一度同じ講座を受けたいなどの感想をいただいており、今後の趣味づくりにつながるものと期待をしているところでございます。

次に、次年度にどのようにつなげたらについてでございますが、昨年度開催した講座の中には、焼津おとな倶楽部の市民講師として活躍していただくことを目的としました市民講師育成講座を実施しております。今後は、市民講師による講座であります趣味活案内人講座を拡充していき、新元気世代の活躍の場と趣味づくりの場の提供につなげていきたいというふうに考えているものでございます。

以上です。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

初年度を経て令和2年度に入ったわけですがけれども、様々初回の課題等も見つかったであろうし、それはそれとして、それをもってまた次年度にしっかりとした参加者の声に対応したような講座がまた広がりを見せているなというふうに思います。

実際のところ、延べ415名の参加があったというお話なんですけれども、趣味クラブの登録者数というのが、K P I じゃないですけれども、事業の目標数値の中にあったり、あるいは講座数、そういったものもこれからまただんだん拡充されていくやに伺っておりますけれども、そういった令和2年度の話ではありませんけれども、初年度を受けて、今年度にこれぐらいの講座、あるいは登録者数を目標して頑張りたいなというような目標を持っていらっしゃるかなというふうに思いますけれども、具体的な目標数値を伺えたらありがたいですけれども、いかがですか。

○見崎孝之スマイルライフ推進課長 お答えさせていただきます。

まず、焼津おとな倶楽部の回数の今年度の目標数値につきましては、200人を目標としているものでございます。また、講座数の開催につきましては、年度当初50講座の開催予定を目標しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次に行きます。

○内田修司委員 私から、歳出10款5項2目文化振興費の中の話なんですけど、予算では、芸術のまちやいづ推進事業費として123万3,000円を計上していたようなんですけど、今回、その部分の報告が細目等も含めて上げられていないんですけど、この事業自身がどうなったのかをお伺ひいたします。

○山本智美文化振興課長 内田委員の質疑にお答えをいたします。

芸術のまちやいづ推進事業では、市民の皆さんに気軽に芸術文化等に触れ、文化活動の楽しさを知っていただくため、子どもと新元気世代を対象に令和元年度より芸術体験

講座を開催しておりました。

令和2年度においても、講座開催のため予算を計上し、講師をお願いする焼津市文化連盟と準備を進めていましたが、新型コロナウイルス感染症流行のため、開催を中止し、予算は未執行となりました。

以上です。

○内田修司委員 多分新型コロナウイルス感染症の関係で実施できなかったんだろうなと思ったんですけど、決算書のほうに何か一言上げていただけたら、特に質疑しなくてよかったかなと思ったという点では1つと、参考までに、今年度はどのようにするかを教えてください。

○山本智美文化振興課長 令和3年度は、新元気世代対象に講座の開催を計画しておりますが、7月に2講座開催をしております。また、中止となってしまったものもありますが、要望が大変多いので延期開催等も検討をしております。

以上です。

○内田修司委員 了解です。

次で、10款5項3目青少年教育費のうちの成人式開催費ですね。2点お伺いいたします。

今回、新型コロナウイルス感染症の関係で、はたちの集いについては、ドライブイン方式、他市町にはない形で開催されましたが、参加人数等について教えてください。

2番目としまして、このドライブイン方式について、開催前、様々な意見があったかと思えますけど、この方式で開催した点についてどのように評価しているのか、お伺いいたします。

○見崎孝之スマイルライフ推進課長 内田委員にお答えいたします。

まず、参加した新成人につきましては、3回の合計で712人。参加車両につきましては、471台でございました。

内訳でございますが、1回目の和田、港、大井川地区は212人で160台、2回目の焼津、大村、豊田地区は219人で138台。3回目の東益津、小川、大富地区は281人で173台であります。

次に、評価についてでございますけれども、開催前には、賛否両論、様々な御意見が寄せられておりましたが、式典に参加しアンケートに回答いただきました新成人の皆様からは、他の地域が中止やオンラインになっているところ開催をしていただき、ありがとうございました。一生の思い出になります。また、今回は開催できないものと諦めていましたが、成人式ができてとてもうれしいですと、などの開催に感謝する声をいただいております。

また、主催者としては、事故や交通事故などのトラブルもなく開催できたことを大変よかったと思っております。

これは、会場を管理しております県漁港管理事務所をはじめ、焼津漁業協同組合や焼津警察署のほか、多くの関係団体の皆様の御理解と御協力により実施できたものと大変感謝しているところでございます。

以上でございます。

○内田修司委員 例年よりは当然人数は少ないですけど、開催によって式に参列できた成人の方々がたくさんいらっしやったということは、非常に良かったなと思いますので、開催前、マスコミにも取り上げられたというところもありまして、どちらかというところと批判の声の多い様々な意見があったかなと思います。

という状況の中でありまして、勇気を持って、そういったこと、新しいことをやってくださった企画者の方々については、非常に感謝したいと思います。ともすると、批判のほうが多くて萎えちゃうところもあると思うんですけど、新しいことをやるのはいろいろ批判も多いと思いますので、今後とも頑張ってください。

以上です。

○渋谷英彦委員長 次、6番に行きます。

○須崎 章委員 私からは、歳出10款5項8目、花沢地区伝統的建造物群保存対策事業費についてお伺いをいたします。

当初予算よりも約215万円減の根拠をお伺いいたします。

○山本智美文化振興課長 須崎委員にお答えいたします。

花沢地区伝統的建造物群保存対策事業費の当初予算額と決算額の約218万円の減についてですが、花沢地区の建造物群などの修景保存を目的とした修理事業の補助金がございます。こちらは所有者との協議により、設計変更等に伴い補助金額が172万1,000円減額になったこと。

次に、新型コロナウイルス感染症対策のために、令和2年度中に4回開催を予定していましたが伝統的建造物群保存地区審議会の開催を2回にしたことにより、報酬、旅費等が21万8,000円不用になったこと。同じく新型コロナウイルス感染症対策のため、全国協議会、研修会、担当者事務連絡会等が中止となりまして、旅費の22万4,000円を使用しなかったこと。

以上が理由となっております。

○須崎 章委員 やはり新型コロナウイルス感染症の関係で、いろんな協議会等が取りやめになったなということは分かります。

ただ、建物のほうは、持ち主さんの所有者と協議をして、少し減額になったというんですけども、修理修景事業ですので、修理というところをちょっと感じまして、安全性とかその辺のところには、関係はないのか、影響ないのか、ちょっとお伺いします。

○山本智美文化振興課長 保存修景事業につきましては、それこそ地区の住民の皆様と負担も必要となって実施することですので、もちろん危険のないように、それから無理のない実行を計画して進めております。

以上です。

○須崎 章委員 了解しました。

○村松幸昌委員 ここに書いてあるとおりでございまして、交流人口の増加が期待される現状、その辺はどういうふうになっているのかというのと、観光部局、観光業界等々の市内外の関係者との調整はどういうふうに行っているのかなというのと、それと、ここが今までは歴史民俗資料館のほうでやっていた事業がこっちへ移ってきたという、その辺のことについて、どういったふうな考え方を持っているのか、それをお尋ねします。

○山本智美文化振興課長 村松委員にお答えします。

まず、増加が期待されます交流人口の現状についてですが、まず花沢城の整備について、昨年度は山里で知られる八の曲輪の竹林を伐採し、のぼり旗を立てたり、御城印を作成したり、フェイスブックなどで整備の様子を紹介するなど、周知に努めました。

その結果、花沢城への来訪者数は、把握はできておりませんが、周辺住民から見学者が多くなったとの報告をいただいております。また、4月から販売している御城印ですけれども、現在までに約600枚を売り上げており、城の認知度は高まっていると考えます。

今後も文化財については、見学環境を整えるなど活用を図り、交流人口の増加に努めてまいります。

次に、2点目ですけれども、花沢城及び花沢地区などの文化財群は、本市の貴重な地域資源であり、これらの文化財については、観光交流課や焼津市観光協会、焼津案内人の会なども協調し、保存と活用を図っております。

今後とも庁内の関係部局、民間団体と連携し、文化財の保存と活用による焼津市の魅力発信に努めていきたいと考えております。

以上です。

○村松幸昌委員 分かりました。

それで、私も何回かここを歩くんですけど、意外と上っていくところが狭いとか、ちよっと足場がというふうなのがすごく懸念されます。

ただ、この辺の強みは、冬が勝負かなと思っているんですけども、ここを含めまして花沢とか、さっき言いましたようなあそこが、この辺の地区は雪が降りませんので、その辺をうまくセールスしてもらって、いろいろ黒潮温泉等々もいよいよというふうな時期ですので、大いに活用を期待していますので、関係機関との調整をよろしく願います。

以上です。

○川島 要委員 私のほうからは、歳出10款6項1目保健体育総務費のうちのスポーツ推進委員費についてお伺いいたします。

まず、焼津市が委嘱しているスポーツ推進委員の方々の人数を伺います。

○松永年史スポーツ課長 川島委員にお答えいたします。

令和2年度末現在、市が委嘱しているスポーツ推進委員は47名でございまして、内訳として、自治会選出が38名、市推薦が9名となります。

以上です。

○川島 要委員 それから、委嘱の期間というのは定めがあるのでしょうか。

○松永年史スポーツ課長 委嘱期間は毎年4月1日から3月31日までの1年間という形になりますが、委員の任期自体は2年間という形になります。

○川島 要委員 分かりました。

特に令和2年度、非常にコロナ禍で、結局、地域交流スポーツ祭等が最終的には全て中止になったということなんですけれども、そういった非常に例年と違う年だったんですが、推進委員さんの具体的な活動の内容というのは、何かで言ったかな。お伺いします。

○松永年史スポーツ課長 スポーツ推進委員会でございますが、毎月、まず開催しており

ます定例会という会議の場です。スポーツクラブ、我々はサタデースポーツとっていますが、そちらのスポーツクラブや市民トリム大会などの運営補助、それから、自治会の体育委員さんとの連携によりまして地域のスポーツ教室等の開催をさせていただいております。

また、推進委員のレベルアップということをしていただきまして、研修会などを平日に開催させていただいております。

以上です。

○川島 要委員 ありがとうございます。

本当に特に令和2年度は、コロナ禍で先が見えないような状態で、本当に毎回毎回地域交流スポーツ祭も準備をしていただきながら、結果的には中止という、そんなことを繰り返していたような年度だったと思うんですけども、非常に日頃から、そうしたスポーツの行事の裏方で本当に支えていただいております。

これからも、今年ももう半分終わりましたが、地域の交流スポーツ、また焼津市のスポーツ競技に対して御尽力いただけることを期待して終わります。

以上です。

○松島和久委員 それでは、質疑させていただきます。歳出10款6項1目、概要説明書のほうでは184ページになります。

質疑内容は、決算額46万3,262円、この費用の内訳はどうか。それが1つ目。

もう一つが、焼津市内で、概要説明では、これ、68か所という説明がありましたが、この活動に参加している人数、それと、毎年夏休みになりますと子どもたちの参加があるんですが、この参加状況を把握しているかどうか、伺います。

○松永年史スポーツ課長 松島委員にお答えいたします。

まず、決算額46万3,262円の内訳でございますが、市ではラジオ体操の優秀出席者を表彰しております、この表彰に係る費用が36万3,612円。もう一つ、ラジオ体操のB級公認の指導者養成講習会というものを開催しております、こちらの事業をラジオ体操連盟に委託しております、この費用が10万円という形でございます。

次に、市内でラジオ体操に参加している人数でございますが、現在1,380人でございます。

なお、夏休み期間中における子どもの参加状況につきましては、把握はしておりませんが、例年、市内の未就学園児と、それから小学生全員に出席カードを配付しております、令和2年度は5,900枚を配付したところでございます。

以上です。

○松島和久委員 御答弁いただきました。

表彰の部分で36万円、講習会で10万円ということですが。

それでも2番目の答えの中で、1,380人が参加して、なおかつ夏休みの子どもの参加が、今回コロナ禍により、子ども会によっては、人が集まるところには行かないという判断をして欠席のところもあれば、ラジオ体操会によっては、ほぼ皆出席というような地域もあったように聞いております。

そんな中で、コロナ禍においてもソーシャルディスタンスを持ちながら一生懸命やっているよということ。

そして、特に、これ、高齢者が多いんです。先ほどページを言った184ページ、見ていただきますと、1,000回が何人と、一番多いところで1万回を達成している人が今年6名もいる。1万回やるというと大体28年ぐらいかかるんですよ。休む人がちょっとでも休めば30年はかかる。この方が、今年は6名だけれども、毎年何人もいらっしゃる。

この事業というのは、いかに高齢者の健康づくりと、それから、健康長寿のための部分、そして居場所として、ましてや交流、独居老人なんかも非常に多い中で来てくれている人、多いんですけれども、交流の場になっているというところ。そして、子どもに対して夏休みが何で大切かという、だらけがちな夏休みを早寝早起き朝御飯、この習慣を守るためにも、子どもたちにも必要な事業であって、本当に大事な事業だというふうに思っています。

このために費用として、先ほどありましたけれども、表彰で36万円、講習で10万円とありますと、多分ラジオ体操会は、CDカセットを用意して、出席カードの判こを打ったよと。それ以外にも、焼津市のラジオ連盟の上部団体の人は県に回って、県のラジオ体操連盟、そして国がある。NHKやかんぽ生命と一緒に事業をやっているわけですが、そういった中で、本当に、これ、大事にしなきゃいけないというふうに思っておりますので、個々のラジオ体操会が運営に非常に苦労しているということも聞きますので、ぜひとも手厚い支援をいただきながらということをお願い申し上げまして、終わらせていただきます。

以上です。

○須崎 章委員 私からは、歳出10款6項3目、焼津体育館再整備事業費について、2点程お伺いをいたします。

1点目は、当初予算より大幅な減額の根拠、理由は何か。

2点目は、整備事業の推進に影響はないのか、お伺いをいたします。

○松永年史スポーツ課長 須崎委員にお答えいたします。

まず、令和2年度当初予算に対する執行額についてでございますが、焼津体育館の再整備手法の決定に当たりまして、公設の場合における基本計画策定費用、また民設の場合における可能性調査費用に要する予算を計上したものでございまして、庁内協議の結果、まずは、民設による再整備が候補となりましたので、その必要な調査業務を実施したものでございます。

したがって、本事業の進捗といたしまして、大幅な遅れはございません。

以上です。

○須崎 章委員 了解いたしました。

この前、全員協議会の中でも、この焼津体育館の再整備に関するアンケートというのがあったんですね。そのアンケートの結果の中では、70%以上が現在地と同じ場所、またその周辺となっていました。

現体育館及び南側の市有地一体として計画を進めていくのでしょうか。その辺のところもお伺いいたします。

○松永年史スポーツ課長 焼津体育館の再整備プランを、今、公表させていただいているところでございますが、現焼津体育館の南側の敷地及び現施設の場所を含めまして建設予定地としておりますので、そこに変更はございません。

以上です。

○須崎 章委員 了解しました。

○渋谷英彦委員長 以上で通告による質疑は終了いたしました。

質疑、意見を打ち切ります。

以上で、認第10号中、生きがい・交流部所管部分の審査を終わります。

以上で、生きがい・交流部所管部分の議案の審査は終わりました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。3時5分、再開いたします。

休憩（14：54～15：04）

○渋谷英彦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

認第10号「令和2年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、教育委員会事務局所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次発言を願います。

○深田百合子委員 放課後児童クラブ運営事業費について伺います。

1、申込みをしたが入所できなかった家庭の理由、また待機児童数。

2、各施設の各支援の指導員数及び子どもの人数及び一覧表についてはどうか。

3、小6までの受け入れている施設数。

4、各施設の正規職員または非正規職員の割合。

5、指導員の研修の実施状況。

6、小学校と放課後児童クラブの連携。

以上について伺います。

○服部正宏家庭・子ども支援課長 深田委員にお答えします。

まず、申込みをしたが入所できなかった家庭の理由と待機児童数についてであります。令和2年度当初の状況におきましては、保護者の勤務状況等の審査の段階で、保護者等が御家庭におられる場合は不承認とさせていただきましたが、その他の御家庭につきましては入所可能となりまして、待機児童数はゼロということでありました。

次に、指導員と子どもの人数についてであります。令和2年度は27クラブ、33支援に、支援員が82名、補助員が76名、計158名の指導員、年間の平均児童数、こちらが1,053名ということでした。

あと、各クラブそれぞれの人数については、改めて一覧表を事務局を通して配らせていただきたいと思っております。

それから、次に、6年生を受け入れている施設数でございますが、令和2年度の当初で6クラブ、7支援、令和2年度末では3クラブ、4支援となっております。

次に、各施設の正規と非正規の職員の割合ということですが、正規、非正規の把握はしておりません。常勤、非常勤ということでお答えをさせていただきますが、法人からの報告では、令和2年5月1日時点では、27クラブ全体で常勤者が53名、非常勤者が105名で、常勤としましては34%、非常勤が66%ということになっております。

次に、研修の令和2年度における指導員の研修の実施状況でございますが、支援員の資格を取得するための県主催の研修に20名が参加いたしました。また、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上などスキルアップのための県主催の研修には15名、市主催の研修に54名が参加いたしました。そのほかにも、スキルアップのための研修8件を各クラブに情報提供しております。

次に、小学校とクラブの連携についてであります。行事日程や日々の日課、また緊急の日程変更など、常に学校とクラブは連携を取り合っております。また、児童の様子につきましても情報共有を行うなど、クラブを利用する児童の通う小学校と密接に連携して児童の支援に当たっているところでございます。

以上です。

○深田百合子委員 待機児童がゼロということで少し安心しました。ただ、保護者の中には、午後の仕事があるんだけど、仕事の時間数が足りないということで、受け入れて入所できなかったということがありますので、実際の週何時間働いていなければ受け入れられないのか、入所できないのかというのは分かりますか。

○服部正宏家庭・子ども支援課長 その辺の基準につきましては、持っておるんですけども、今手元に用意してございませんので、また改めて事務局を通してお答えしたいと思います。

それで、ただ、今回の1つ、週の勤務時間とかというのはまた別にしまして、昼間の早い時間に帰ってこられるお母さん、お父さん、います。午前中はお仕事で午後の早い時間に帰ってこられるよということで出してくれてくれた方はおるんですけども、その方につきましては、ちょっと勤務時間が短いということで、不承認ということで処理をさせていただきました。

以上です。

○深田百合子委員 分かりました。

次に、各施設の正規、非正規の職員数については、27クラブ中、常勤の方が53名ということで、1人以上は常勤の先生がいらっしゃるということでよろしいですか。

○服部正宏家庭・子ども支援課長 クラブによりましては、常勤がゼロというところもございます。

○深田百合子委員 クラブによって常勤がゼロというところがあるというのは、今、たしか何回か聞いているんですけども、大変私は危険だと思います。

常勤の先生が1名以上は、施設には2名以上は配置をすることが、国の規制緩和で1名以上となりましたけれども、焼津市の場合は2名以上ということで対応をお願いしていると聞いておりますので。

今、幾つあるんですか、常勤がゼロというところ。

○服部正宏家庭・子ども支援課長 今というか令和2年度ということでよろしいでしょうか。

支援におきまして、常勤がゼロというところが5か所、5支援ございます。

○深田百合子委員 5支援もあるというのはかなり多いと思うんですが、市の指導としてはどのような支援、指導、どういうふうにやっておられましたか。

○服部正宏家庭・子ども支援課長 例えば、ちょっと具体的なお名前はあれですけども、

非常勤といいましても、そこには指導員が7名とかおりまして、その7名がローテーションを組んで支援を当たってくれているので、そこには必ず2人以上いるような形になっています。

以上です。

○深田百合子委員 難しいですね。常勤の方と非常勤の方、そして支援員の方と補助員の方、その支援員の方が全ていろんなスキルを持っている方が支援員の方だと思います。

補助員の方が全部働いて施設にいるという、このことはないですか。

○服部正宏家庭・子ども支援課長 全てのクラブに支援員は配置がございます。

以上です。

○深田百合子委員 分かりました。

全てのクラブで2名以上配置されているということで、それもよろしいでしょうか。

○服部正宏家庭・子ども支援課長 支援員は1名のところもございます。ただ、支援員、補助員を合わせて2名以上ということになります。

以上です。

○深田百合子委員 やはり子どもは具合が悪くなることもあるものですから、部屋の中で1人具合が悪くなったところを見られる先生が1人いて、外で遊ぶ子どもたちを見る先生が1人。やはり3名は最低必要だと思いますので、そういう支援、市としても指導を、支援をぜひしていただきたいなと思います。

それから、資料については、後で頂けるといことなんですけれども、三、四年前から、この主要施策概要報告書に載らなくなってしまったんですね。だから、その位置づけが、私はだんだん薄くなってきてしまったんじゃないかなというのを大変心配します。

その代わりに保育園の地域型保育事業がどんどん増えてきまして、そこの一覧表もばっと増えてきたものですから、やっぱり先ほど鈴木浩己副委員長からも、その表をここにも載った健康診断のお話でしたね。載せてほしいよというお話もあったものですから、いろんなところで、参考資料としてここにまた1つ必要なんじゃないかというのは非常に感じております。主要施策概要報告書のさらなる資料という、資料集みたいだね。そういうのもぜひ考えていただければと思います。

それから、最後に、放課後児童クラブと学校の連携ということなんですけれども、今回、今年度から家庭・子ども支援課ができれば教育委員会に移って、学童保育もこちらに移ったということになって、ちょっと戸惑いもあるんですけども。

やはりオンライン授業のときなんか、学校と学童保育の連携ができていなかった部分もあるものですから、連携というのは、どういうふうに連携しているのでしょうか。担任の先生と学童保育の施設の支援員の先生に何か変わったことがあれば連絡するのか、それとも、学校の教頭先生とか、主任さんとか、主幹の先生とか、どういう。

○服部正宏家庭・子ども支援課長 学校のほうの御担当者は、基本的には教頭先生が多いかと思いますが、ケース・バイ・ケースに応じて先生が学童のほうに連絡をしているものと認識しております。

以上です。

○深田百合子委員 分かりました。

○渋谷英彦委員長 では、次に行きます。

○河合一也委員 私からは、歳出10款1項3目、部活動指導員配置事業費についてお伺いします。

54万9,818円ですが、1つ、合計2校と御説明ありましたが、もう二校の校名と、その部活動の種目をお伺いします。

2点目として、県の中学部活動指導員配置事業費補助金によるこの指導員ですけれども、これまでの外部指導者とどう違うのか、指導内容と報酬規程も含めてお伺いします。

○池田純也学校教育課長 河合委員の御質疑にお答えします。

初めに、部活動指導員が配置されている2校の学校名と種目についてであります、1校が東益津中学校の女子バレー部で、もう一校が和田中学校の男子バスケットボール部です。

次に、部活動指導員と部活動外部指導者の違いについてであります、指導内容はどちらも部活動を行う際の生徒への技術面での指導に当たりますが、部活動指導員は顧問である学校の教員がいない場合でも生徒への指導ができたり、練習試合や公式戦などにおいても教員がなくても生徒を引率できたり、指導や監督もしたりすることが可能です。一方、外部指導者は、教員がいない場合には生徒への指導ができず、また、引率等もできません。

部活動指導員の派遣時間は年間394時間以内で、部活動外部指導者が1回の指導を2時間とし、年間40回以内で、校長の指示により派遣しております。

次に、報酬規程についてであります、部活動指導員については、焼津市会計年度職員給与等に関する条例に基づき支給しております。時給は393円で、通勤手当も支給しております。一方、部活動外部指導者については、1回の謝礼を2,000円としております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○河合一也委員 つまり、予想されているとおり指導員としまして運動部とか、ちょっと大変な特別な技術を伴うクラブだろうと思うんですけども、その2校の2名の指導員の、できれば経歴といますか、年齢ぐらいも含めて教えていただければと思います。

○池田純也学校教育課長 経歴についてであります、東益津中学校の女子バレー部の部活動指導員は、元中学校の保健体育科の教員です。61歳であります。和田中学校のバスケット部の指導員は、これまで小・中・高生にコーチ経験のある方で、55歳の方であります。

○河合一也委員 お二方とも技術もきつと豊富で経験豊富な感じで安心ですけども、学校側との連絡とか、指導あるいは引率を任せたりした後の学校との連絡というのは、どういう形になっているのでしょうか。

○池田純也学校教育課長 これまでも、部活動指導員のみで部活動を行ったことはよくあります。そのときには、終わったその日、連絡がつけばその日ですけども、遅くとも翌日に、教頭が窓口ですので教頭等に連絡をしております。

○河合一也委員 従来の外部指導者に比べて責任も伴う部分がやっぱり多くて、あるところで成り手が限られるという、そういう報道もちょっと聞いたことがあって、指導員バンクみたいものを県がつくって、県の教育委員会が中・高、それぞれの指導員の中で希望に合わせてマッチングしていくような、そういう指導員バンクを開設している、栃木だったか、どこかだったと思うんですけども、そんなことも聞いたことがありますけ

れども、本市の場合は成り手の問題はなかったかどうか、お伺いします。

- 池田純也学校教育課長 本市においては、昨年度、本年度は2名の部活動指導員を任命、任用しているんですが、2名ですので、足りないとか成り手が無いということは起こっておりません。

その任用についても、お人柄等が重要ですので、教育委員会と学校とで協力をしながら、これまで部活動の指導等を当たっていただいた方や元教員の方等に声をかけて任用しているということです。

- 河合一也委員 そもそも教員の長時間労働とか、そういったことを解消しようということで動いていることではありますけれども、確かに、中学の先生たちを見ていますと、ふだんの授業もやらずにちゃいけないことが多い中で、部活動指導というのはなかなか大変で、休日返上されている人もいっぱいいるわけで、大きな負担かとは思いますが、ただ一方で、やっぱり部活の指導で見えてくるものといいますか、先生たち御存じだと思えますけれども、ふだんは見せない部分を部活動で見せてくれる。そういったところがよくありますので、指導員との連絡はやっぱりしっかり図れるようにしていただきたいということと、よく検討した上で引率を任せるとか、きっと指導時間が多くなれば、それだけ報酬もたくさんかかっていって費用もかかっていく事業だと思いますので、よくよく考えた上で現場の先生を助けるいい事業になっていただければなというふうに思います。

以上です。

- 石原孝之委員 河合委員とほぼかぶっているところ、1番はちょっと割愛させていただきます。

2番、説明を聞きましたので、年度更新かどうかというところをお伺いします。

あと、3番、この事業の歳出で、説明書では54万9,818円、2名の指導員の報酬等と記載されておりますが、県支出金と払出しの乖離があったように感じました。足りない部分は市から持ち出しているという認識でよろしかったでしょうか。

- 池田純也学校教育課長 石原委員の御質疑にお答えします。

部活動指導員の更新についてであります。焼津市部活動指導員活用事業では、派遣期間を派遣が決定した日から翌年の3月31日までとしております。そのため、年度ごとの更新となります。

次に、県支出金と市の払出しの乖離についてであります。静岡県中学校部活動指導員配置事業では、補助上限額が事業実施に要した経費の3分の2を補助対象としているため、経費の3分の1については市から支出しております。

以上です。

- 石原孝之委員 説明もちゃんと、先ほどの河合委員のときも全て連携も取れているとか、いろいろ細かいところも聞きましたので、僕からは以上です。

- 渋谷英彦委員長 では、4番に行きます。

- 河合一也委員 次に、歳出10款1項3目、教科書改訂費4,954万1,510円についてをお伺いします。

1点目として、小学校教師用の教科書、指導書とのことでしたけれども、例年と比較して大幅な増額となった理由。

2番目として、教科書と指導書の購入数がどのように決められているのか、お伺いします。

○池田純也学校教育課長 河合委員の御質疑にお答えします。

初めに、例年と比較して大幅な増額となった理由についてであります。小学校の教科書はおよそ4年ごとに改定が行われ、令和2年度には小学校の全教科の教科書の改定の年度でありました。そのため、改定に合わせて教師用教科書並びに指導書を購入したため、例年と比較して大幅な増額となりました。

次に、購入数についてであります。小学校の場合、学級担任がほぼ全ての教科を担当するため、それぞれの学年の学級数を基に必要な数を算出し購入しております。また、中学校は教科担任制であるため、それぞれの学年の教科担当者数を基に必要な数を算出し購入しております。これらについて、各校に調査を行い、過不足が生じないように購入しております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○河合一也委員 調査をするという話がありましたけれども、調査した結果をそのままではなくて、こちらでやっぱりある程度査定するというか、それはちょっと多いんじゃないとか、それはというのはあるのかどうか、そこだけ確認させてください。

○池田純也学校教育課長 委員のおっしゃるように、学校から報告が上がった数をそのまま購入しているということはありません。こちらでもう一度精査しまして、過不足がないように購入しているものです。

○河合一也委員 この教科書改定期と、過去というか平成30年度を見ていましたら336万円ぐらい、平成元年度を見ると170万円ぐらいですね。それが令和2年小学校の教科書改訂になると、ほぼ5,000万円ぐらいになるわけですね。今年も中学の教科書採択があるものですから3,300万円となっていて、やっぱり指導書とか、これがすごくお金がやっぱりかかる高価なものですよね、どう考えても。

小学校は、特に中学よりも学校数も多くて、1人の先生が複数を教えるということで、やっぱり高額になると思うんですけども、指導書というのは、これはなくちゃいけないものというのがある一方で、あったほうが便利かなというのとか、あるいは複数で1つでいいようなものとか、そういうものがセットで買うことになったり、あるいは指導教具という感じでばらでいろいろ、これ、必要ない、必要だと。現場の先生としては、ぜひあったほうがいいかなと調べていろいろ調査されれば、いろいろとそこに書き込みたくなると思うんですけど、そこはやっぱり現場をよく分かっている学校教育課の方たちが、気持ちが分かるなとって、それをよしにしちゃうんじゃないかと、今ちょっと答弁していただいたように、ちょっとこれは我慢してほしいなとか、そういうやっぱり査定をちゃんとされているということを今伺って、それはとてもいいなというふうに、そうしてほしいなというふうに思います。

現場の声を聞きながらも、我慢できるようなところは我慢してもらいつつ、学校教育課のほうでしっかりコントロールをして、節約できるものは節約した上で、でも、やっぱり必要なものはちゃんと与えていくという形で購入に努めていただければなというふうに思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 引き続きお願いします。

○河合一也委員 続きまして、10款1項3目の中の小学校社会科副読本編集事業費です。

140万8,224円、これにつきまして、社会科副教材の編集印刷製本代ということでしたけれども、1つ目として、改定発行されるのはいつなのか。

2点目として、令和2年度の事業内容と発行までのスケジュール。

3点目として、編集内容に大きな変更や改定が検討されたかどうか。

その3点をお伺いします。

○池田純也学校教育課長 河合委員の御質疑にお答えします。

初めに、次回の改訂、発行される時期についてであります。

小学校社会科副読本は、教科書の改訂に合わせて、これまでの掲載内容を見直し、教科書に準拠する内容を検討し、編集、発行しております。

次回の教科書の改訂が令和6年に行われる予定ですので、令和6年度以降に編集会議等を行い、令和7年度以降に発行する予定であります。次回の改定時は、学習指導要領の改訂はありませんので、小改定を想定しております。

次に、令和2年度の事業内容と発行までのスケジュールについてであります。

事業内容は、小学校3、4年生にとって、学習に役立ち使いやすい副読本を目指し、各小学校の教諭等に研究委員や協力委員等を委嘱し、編集内容や構成についての検討、取材や執筆、掲載内容の検討や構成等を行い、発行しております。

スケジュールについては、令和2年5月22日に役員会を行った後、月1回の研究会議と途中2回の役員会議を経て、令和3年3月8日の第4回役員会議において、原稿の最終推敲を行い、発行に至りました。

次に、編集内容の変更や改定についてであります。今回の改定は、教科書だけでなく、学習指導要領についても改定が行われたため、新たな単元として市の移り変わりを加えたり、これまで以上に子どもたちの主体的な学びや友達との対話が生まれるように構成を工夫したりして改定を行いました。

○河合一也委員 分かりました。

私、かつて協議会の方に4年に一度と聞いていたものですから、実際自分が手元に頂いた副読本を見たら、ほぼ4年に一度ずつ発行されたものですから、そう思っていたけど、ほぼ4年ということで、3年のときがあったり、教科書採択とか指導要領の改定のタイミングでやっぱり変わっていくということが分かりました。それで了解しました。

内容は使いやすいものということですが、本当に私なんかが見て、大人が見てもいい勉強になるなという、やっぱり本になっているなということで、いろんな焼津市の成り立ちだとか、下水道とかそういったもののシステムとかが非常に分かりやすくいいなというふうに思っています。

そういう中で、昨年、総務文教委員に自分が所属してまして、その政策提言の中で、教育委員会の方にお話を伺って、本市の平和教育にも実は触れさせてもらったんです。その中で、副読本に第五福竜丸がちょっと2ページにわたってあって、それが各学校で必ず大なり小なり扱われると聞いて、とてもうれしいなというふうに思ったわけですが、けれども。

ただ、それが後ろのところに2ページただ載せてあるというだけで、小泉八雲と一緒に、中の単元として扱われるようには実はなっていないので、多分各学校の授業時間数を考えながらいろんな扱い方をしているんだろうと思うんですけども、できればそれを単元扱いしてほしいなというのを、実は提言に入れたんですね。

それが出たのが12月だったので、先ほどのスケジュールの中で考えれば、もう編集の進んでいる中で、多分検討されておられなかったと思うんですけども、今回検討されなかったということで、できれば、次回平成6年に編集を検討するときにはぜひ検討していただいて、多分限られた授業時数の中で単元を増やすということは難しいと思うんですけども、平和を考えるという単元なものですから、ほかは多少単元を減らせとは言わないけど、ボリュームをちょっと少なくしてでもぜひ入れてほしいなというふうに思います。

もし単元にできなくても、先生たちが使う指導展開例というのを、私、それも見させてもらったんですけど、それを見て現場の先生たちは指導を展開する先生もいると思いますので、その中に扱い方を入れてほしいなと。

入れる部分としては、戦時中の漁業の苦難みたいな、そういうところがあるんですよ、単元の中に。その中に入れるとか、あるいは、文化センターを探検しようみたいなところがありますので、その中でちょっと展開例の中に第五福竜丸をこう扱おうみたいな、そういったものを入れてもらってもいいんじゃないかなというふうに思いました。

実際にやられていることは知ってはいますので、展開例の中に、あるいはできれば単元みたいな形で、焼津市の子どもたちはみんな、ある程度のボリュームで第五福竜丸のことを知っているという状況がつかられていくのはどうかなというふうに思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

以上です。

○須崎 章委員 私からは、歳出10款1項3目、不登校児等適応指導・就学支援費について3点程お伺いをいたします。

1点目は、適応指導教室に配置した教員免許証の所有者は何名か。それが適切なのかなどなのか。

そして、2点目は、適応指導教室に通っている児童・生徒数は何人か。直近の5年間の傾向をお伺いいたします。

3点目は、令和2年度に適応指導教室に通っていた児童・生徒のうち、状況が改善されて学校に足が向くようになった児童・生徒数は何名いるか、お伺いをいたします。

○服部正宏家庭・子ども支援課長 須崎委員にお答えします。

まず、教員免許所有者の人数等についてであります。適応指導教室には5人の指導員を配置しておりまして、その5人全員が教員免許状を所有しております。

それから、その中には、退職校長もおりまして、その退職校長を中心とした運営が図られておりまして、人材的にも人数的にも適切な人員配置であると考えております。

次に、適応指導教室に通う児童・生徒の人数と直近5年間の傾向についてであります。令和2年度は、54名が通っております。直近5年間の傾向につきましては、平成28年度が29名、平成29年度が19名、平成30年度が36名、令和元年度が42名、そして、令和2年度が54名となっております。

次に、状況が改善していった児童・生徒の人数についてでございますけれども、ほとんど学校に行くことのできなかつたお子さんが、学校に足が向くようになった、また適応指導教室入る前に比べて学校に通える日数が増えてきたと。お子さん個々により違いはありますけれども、状況が改善していった児童・生徒の人数は15名でした。

以上です。

- 須崎 章委員 非常に先生たちの努力でそういうふうに変更されることが多くなったかなというふうに感じました。そして、年度ごとのあれを見ますと、少し増加傾向というのがあって、やはりそういうところの環境が変わってきているので、そういうふうな年度ごとの増加傾向になってきたかなというふうに感じました。

近隣の藤枝市、あるいは島田の適応指導教室に配置している教員免許を持っている方の状況というのは分かりますでしょうか。

- 服部正宏家庭・子ども支援課長 令和2年度の状況になりますけれども、藤枝市においては、指導員が5名いて、教員免許状を所有しているのがやはり5名、それから、島田市におきましては、指導員が3名で、うち1人が教員免許所有者ということでございます。

以上です。

- 須崎 章委員 了解しました。

やはり藤枝と焼津は同じくらいかなというところになっていきますので、5名というのは適当なものかなというふうにちょっと感じました。

私がやはり知っている方のお子さんも人と接するのが非常に苦手で、やはり不登校になっているというふう聞いております。今、やはり改善されて、少しでも学校へ行けるような子が多くなっているということは、やはりそういう親御さんについては、非常に改善されれば喜ばれるのかなというふうに思っておりますので、今後も、先生方の御活躍をお願いしたいと思っております。

以上です。

- 岡田光正委員 私もやはり不登校児等適応指導・就学支援費に関することなんですが、基本的に、もうこれは人件費であるということですよ。

それで、これだけのお金を使って、先生方あるいは対応される方々にお支払いをすることによって、いろんな形の御指導をいただくということなんでしょうけれども、もう不登校、不登校児という言葉はどうも好きじゃないんですけども、いわゆる学校に行きたいんだけど行けない子、あるいは、何らかの形でどうしても行けなくなっちゃった子、それぞれ相談する内容というものが違うと思うんです。

実際に、私も、私自身は仕事をしていたものですから、直接関わらなかったんですけど、私の妻なんかは、6年間、もつとか、中学3年まで9年間、娘のために随分苦労したということで、その子も今は教員免許を取って、そして、いろんな形で焼津市の会社に入っていますけれども。

そんな中で、現状、この令和2年度の状況の中で、この指導がどのような成果が表れているのか、そして、それについて教育委員会としてどのような評価をされているのか、何か教えていただけたらと思ひまして御質疑させていただきました。

- 服部正宏家庭・子ども支援課長 適応指導教室の指導による成果ということでお答えさ

せていただきますけれども、児童・生徒さん、お子さんの中には、これまで家も出ることでも大変だったお子さんもいらっしゃいます。そのようなお子さんたちが適応指導教室に来てくれて、笑顔でコミュニケーションを交わせるようになったのであるとか、勉強できるようになった。そういう場を提供できたということは、1つのそのお子さんたち、御家庭にとって大きな成果になっているものと考えております。

以上です。

○岡田光正委員 ありがとうございます。

本当にそのような形で基本的に、私の子どもの例もありますけれども、先生の出会いであって、そして、何とかそのような形でやれるようになったということもあります。

逆に、学校を離れてフリースクール、こういった形を利用しようとしている方々もいらっしゃいます。そうすると、やはりいろんな問題が生じてきますので、こういった問題も含めて、今後とも、不登校児という言葉を使っていいのか分かりませんが、不登校児と言われる児童・生徒の対応につきまして、ありがとうございます。

以上です。

○深田百合子委員 先ほど須崎委員のお答えの中で、適応指導教室に通われているのは、令和2年度54名ということがございました。

私は、①から③、ちょっとお聞きしたいんですけども、不登校児等適応指導・就学支援費のまず金額の内訳をお聞きます。

2つ目に、適応指導教室の利用状況。これ、54名というのは、小学生と中学生を合わせた人数だと思うんですが、現在、先日の一般質問の御答弁で、小学生が41名、中学生が105名、学校に行けていない、行かないというお子さんがいらっしゃるということなので、この54名の内訳がちょっと分からないものですから教えてください。

3つ目に、主要施策に、これ、152ページに書いてありますが、また不登校児童・生徒の学校復帰を目的とした親子のためのカウンセラー（臨床心理士）の記述がございましたが、これは教育確保法との関係ではどのように整合性を考えるか。

教育確保法は、2013年成立されて、多様で適切な学習活動の重要性や個々の不登校児童・生徒の休養の必要性を規定しております。国や地方公共団体は、子どもの状況に応じた学習活動等が行われるように支援を行うものとしておりますので、一概に学校復帰を目的とするということではなくなっていると思いますが、どうでしょうか。

以上、お願いします。

○服部正宏家庭・子ども支援課長 深田委員にお答えします。

まず、不登校児等適応指導・就学支援費2,985万7,940円の内訳についてでございますが、不登校児等適応指導費として1,702万5,456円、就学支援事業費として1,283万2,484円になります。

そのうち、不登校児等適応指導費1,702万5,456円の内訳ですが、適応指導教室の指導員5名とスクールカウンセラー1名の人件費が1,669万6,000円、パソコン講師等の謝礼が13万2,825円、通信運搬費が10万7,256円、消耗品費が8万3,895円、負担金が5,000円、旅費が480円となっております。

就学支援事業費1,183万2,484円の内訳ですが、巡回相談員4名の人件費が1,239万486

円、消耗品費が36万1,998円、就学支援員等の謝礼が8万円となっております。

次に、適応指導教室の利用状況についてでございますが、合計54名ということで、小学生は17名、中学生が37名、令和2年度の数字となります。

次に、カウンセラーの教育機会確保法との整合性についてであります。不登校の児童・生徒のお子さんに対しては、まずは学校復帰ができるように支援することを心がけておりますが、実際のカウンセリングにおいては、それぞれの児童・生徒、それから保護者の悩みや希望に寄り添って実施しております。

そのため、状況によっては、学校復帰に限ることなく、どの児童・生徒も社会において自立的に生きる基礎を培っていくことができるようなカウンセリング、いろいろな教育の機会も含めて、そういうことを念頭に置いて実施しております。

以上です。

- 深田百合子委員 大体分かりましたけど、適応指導教室の先生が5名1,669万円ということは、約、1人の先生は元校長先生ですよね、年間333万円のお支払いをされているということでもよろしいでしょうか。
- 服部正宏家庭・子ども支援課長 スクールカウンセラー1名の人件費も入っておりますので、少し数字がもう少し変わってくるかなと思います。単価がちょっと違ってはいるものですから。すみません、細かくは、今ちょっと計算はできていません。
- 深田百合子委員 分かりました。またお聞きします。

適応指導教室に通っている54名のうち17名が小学生ですよね。37名が中学生。全体に小学生が41名で、中学生が105人ということで、146人からするとやはり37%のお子さんが適応指導教室に来て、それ以外の方はフリースクールまたは自宅にいらっしゃるということになったんですから、やっぱりどこでも学習の機会を、社会で生活できるような、そういう場をもっとももっとつくっていく必要があることを感じました。

それから、大井川庁舎とアトレ庁舎に適応指導教室があると思うんですけども、行きますと、アトレ庁舎のほうは中学生向きだと、大井川庁舎のほうは小学生向きにいろいろ工夫されているということなんですが、そうしたことも、どちらにも小学生も中学生も来ていると思うんですね。

だから、両方に小学生も中学生も来られるような工夫というのがもう少し必要じゃないのかなと思いましたが、その点はどうでしょうか。

- 服部正宏家庭・子ども支援課長 小学生と中学生、焼津のアトレ庁舎のほうには、小学生が8人、中学生20人、それから大井川庁舎のほうでは、小学生が9人、中学生が17人と、現在このような状況ですので、決してアトレ庁舎のほうは中学生が主だよというような状況では、現在はなっております。
  - 深田百合子委員 不登校児童・生徒の学校復帰を目的とした親子のためのカウンセラー、ここの記述は、やはり次回は、今、課長がお話しされましたように改定をぜひしていただきたいと思います。
- 以上です。
- 川島 要委員 私も10款1項3目、不登校児等適応指導・就学支援費ですが、今るる説明をいただきましたので、了解いたしました。
  - 渋谷英彦委員長 それでは、ここで1時間ごとに空気の入替えがありますので、4時ま

で休憩いたします。

休憩（15：52～15：59）

○渋谷英彦委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

○深田百合子委員 小中学校教育ICT環境整備事業費について伺います。

1、事業費の内訳。

2、1人1台の端末（クロームブック）の金額。

3、クロームブックを選択した理由や特徴。

4、持ち帰り用のケースについては、この中に含まれるか。

5、破損したときの補償はどうなっているか。

以上、伺います。

○増田洋一教育総務課長 深田委員にお答えします。

初めに、事業費の内訳であります。端末の購入費は4億1,043万4,420円、充電保管用電源キャビネットの購入費が2,287万4,280円、授業支援ソフトの使用料が913万円、既存の教育用ネットワーク機器の設定業務委託料が1,705万円、それからコンセントの増設費用が113万7,300円あります。

次に、端末の金額であります。1台当たり3万7,510円あります。

次に、クロームブックを選択した理由、特徴でありますけれども、当初、文部科学省からは、クローム、ウィンドウズ、iPad、この3つのOSが推奨されておりましたので、情報教育推進委員会を中心にデモを行ったり、業者から聞き取りとかを行いまして、比較検討を行いました。

クロームのメリットとしましては、起動が速くて動きが軽いということ、それから、特に本市はクラウド対応を前提としておりましたので、クロームの場合、データを端末本体に保存するのではなく、ほぼ全てのデータを随時クラウド上に保存をするため、ウイルスの感染リスクが極めて低いということ、また端末が故障したときも、予備機を使えば個人のアカウントを入力することによりまして、その故障前の直前の状態から再スタートが切れるという運用上の大きなメリットがあります。

加えて、端末本体の堅剛性が高い、丈夫だということですのでけれども。それから、落下に強いといったようなことも含めて、総合的に判断しましてクロームブックを採用したところであります。

ちなみに、県内では、県、それから政令市を含めて、約6割の自治体がクロームブックを採用しております。

次に、持ち帰り用のケースについてでありますけれども、現時点では、市で用意したケースはございません。

今月実施をしましたオンライン授業と、それから対面授業の併用の際には、例えば端末をタオルで巻いてランドセルに入れるとか、持ち帰り用の手提げ袋を御用意いただくなどのお願いをしたところであります。

今後、日常的に端末を持ち帰って家庭学習を行うかどうかということについては、今の時点で未定であります。したがって、年内のところは、持ち帰り用ケースを購入する

予定はございません。

次に、破損したときの補償についてでありますけれども、端末自体の不具合については、現在はメーカーの1年補償の中で対応しております。それから、児童・生徒の過失により端末が破損した場合は、一旦予備機を使って、授業に支障が出ないようにした上で、教育総務課の教育振興費の器具等修繕料の予算の中で対応しております。

ただし、児童・生徒が、故意または重大な過失により端末を破損させたというような場合があった場合には、保護者に負担を求めることになると思いますけれども、現在のところ、そういったケースは発生しておりません。

以上、御答弁とさせていただきます。

○深田百合子委員 すみません。金額が4億6,000万円でしたので、ちょっと訂正してください。決算額が違っていた。総合計じゃなくて、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策のほうで。

1台当たり3万7,510円ということで、これは割引価格になっておるのでしょうか。

○増田洋一教育総務課長 端末の購入に当たりましては、入札で行いましたので、業者の企業努力の中でそういった金額となったものです。

○深田百合子委員 割引価格となっているのであれば、ケースも含めてもらえればよかったのかなと思ったんですが、そういう話はなかったんですか。

○増田洋一教育総務課長 もともと国のほうでは、1台当たり4万5,000円の国庫補助がありまして、果たして4万5,000円以内で端末が用意できるかという不安も実はあったので、そういう中で仕様を決めて発注したものですから、その中にはそういうケースとか、そういったことは含めませんでした。

○深田百合子委員 結局、今回のオンライン授業に活用されたということで、次回もまたあるかもしれないということもあって、保護者の方がタオルでくるむとか、ケースを自分で買ってくださと言われてたりとか、大変心配な面がありますので、ぜひ、今現在は購入を考えていないということですが、ぜひ考えていただきたいと思いますが、今後についてはどうでしょうか。

○増田洋一教育総務課長 先ほど申し上げましたように、今、全校一斉に端末を持ち帰っての家庭学習というのは、今、現時点で未定なものですから、今考えられるのは、また再びクラスが一斉に例えば休校になったりして、また9月のときにオンライン授業をしなければならない状況になったりとか、まずは新型コロナウイルス感染症の関係で濃厚接触者に特定されてしばらく登校できないとか、そういった個別のケースが生じた場合に持ち帰るといのが、持ち帰り学習をすることになると思いますので、全体で一斉にということは考えていないものですから、併せてケースのほうを使うということは、今は考えておりません。

○深田百合子委員 そうすると、今後も考えはないということですかと、やはりいずれタオルでくるんでいくじゃなくて、自分で買わなければいけないということになってくるということで、よろしいでしょうか。

○増田洋一教育総務課長 研究したりはしているんですけども、例えばあるメーカーのものだと定価が700円ぐらいとか、もしこれを全員ということになると、1万用意することになると700万円ですよ。そういった予算も必要になるという中で、あと

は、学校に配当された予算の中で、学校が個別に少しずつ用意していくということも考えられると思いますけれども、今、全部一斉にこちらで予算を確保してというのは、ケースを最優先に購入していくものかどうかということも含めると、なかなか今は難しい状況かなというふうに考えております。

○川島 要委員 私からは、歳出10款1項3目、いじめ防止等対策事業費について伺います。

まず、令和2年度のいじめ問題、何件のいじめ問題に対して対策協議をされたのか伺います。

○服部正宏家庭・子ども支援課長 令和2年度のいじめに対する認知件数ということでお答えさせていただきますが、小学校で38件、中学校で37件、計75件という状況でした。

以上です。

○川島 要委員 今、件数がありました。ちょっと踏み込んで聞きたいんですが、そのいじめの状態というのは、子ども同士のいじめというのが多いのか、それとも、それ以外の形もあるのか、その辺の状況はいかがでしょうか。

○服部正宏家庭・子ども支援課長 このいじめにつきましては、被害者、加害者に何らかの関係性を持った者、形のトラブルがいじめということになりますので、対象はお子様同士ということになります。

以上です。

○川島 要委員 基本的な考え方としてはそういうふうになると思うんですが、先ほどの不登校と非常に関連が大きいと思います。先ほど来の不登校の問題についても、いろんな御相談を伺っていると、当然いろんな子ども同士のいじめの問題もあるんですけども、お子様自体の様々な性格的な問題に対して、学校での先生の対応によって、逆にさらに追い込まれてしまったような、そういったケースもあると。これはいじめとは言わないんでしょうけれども、いろんなケースがあって子どもが追い詰められていくという様々なケースがあると思います。

特にいじめというのは、なかなか予防といいますか、そういったのが取りにくいものでありますし、事が起こっても発見しづらいという、そういうものでもありますし、様々な体制を取っていただいて、今、説明書にも書いてありますけれども、いじめ問題の対策連絡協議会ですとか、スクールソーシャルワーカーの方が3人いらっしゃるとか、ネットパトロールもやっていただいておりますけれども、本当にまだまだ発見できないいじめというのがたくさんあると思うんですね。そういったものをとにかく1件でも減らしていけるように、今後とも様々な対策に取り組んでいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

終わります。

○渋谷英彦委員長 では、12番、杉田委員であります。12番と13番、小・中で質疑のほうは一緒ですので、12番と13番を一括して行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○杉田源太郎委員 今言っていたように、10款2項2目、10款3項2目、内容としては同じですので、一緒にいたします。

円滑な教育活動を推進するために、小学校の教育、小学校、中学校ですね、教材備品、あるいは図書などの整備とあります。新たに購入された図書について、学校の人数割というのは以前にも一般質問で答えていただいているんですけど、多文化共生という、そういう観点から、全体の人数は少なくとも、外国人児童あるいは生徒、その比率が高い学校のところにはちゃんと配慮されているのでしょうか。

○増田洋一教育総務課長 杉田委員にお答えします。

学校の図書費の予算につきましては、今、御指摘がございましたように、学校の規模、すなわち児童・生徒数に応じて配分をしておりますので、外国人児童・生徒の比率に応じた配分というのはしてございません。

外国人児童・生徒が多い学校としましては、小学校では、和田小、港小、大井川南小、中学校では、和田中、港中、大井川中が挙げられますけれども、各校とも配当された予算の中で、外国人指導の担当教員と司書が相談をしながら、必要に応じて購入をしていただいているということであります。

それから、実態としまして、英語やポルトガル語で書かれた絵本などを購入することもありますけれども、外国人児童・生徒の日本語指導のために簡単な日本語で書かれた図書やカード、こういったものを購入することもございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

○杉田源太郎委員 やっぱり対応は変わっていないということなんですけど、私も今言われた学校の中、2つの学校の学校関係者といろいろお話を聞いてきました。

やっぱり学校の中で、生徒がいつ入ってきたのかによっても違うんですけど、日本語についてまだ十分分かっていないという児童・生徒がおって、絵本なんかも外国語のやつは高いらしいですね。そうなったときに人数割となったとき、その配分が非常に大変だというふうに聞いています。

先ほど言いましたけど、円滑な教育活動を推進するため、円滑な教育活動ってどういうことですか、お尋ねします。

○増田洋一教育総務課長 例えば、外国人の児童・生徒であれば、一日も早く日本の環境に慣れて、教育活動を受けられるような、そういった環境をつくるということだと思います。

○杉田源太郎委員 どうにも取れるわけなんだけど、実際に、先ほど、前回一般質問をやったときもそうだったんだけど、この図書費じゃ買えないもので、外国から来たときにその先生が買ってくる。それをただ聞くんですね。そういうこともあっているんですよ。

だから、そのときにやっぱり少しでも日本語を理解してもらおう。それにつながるような、そういう本なんかを買ってもらおうように、そういう配慮というのは、私はすべきだったんじゃないかなと思うんですけど、どうですか。今後もそれは考えないですか。

○増田洋一教育総務課長 学校の図書につきましては、それこそ杉田委員はお詳しいかと思えますけれども、文部科学省のほうで学級数を基準に学校図書館に整備すべき蔵書数というのが定めてあります。

そういう中で、先ほど申し上げました小・中学校、先ほど私、言いましたけれども、いずれの学校もその蔵書数の標準を上回っている状況です。例えば、外国人児童が最も多い和田小では、図書標準の122.3%の蔵書がございまして。

そういう状態でありますので、毎年各学校において、毎年配分をされる予算の中で、それぞれ事情に応じて外国人向けの図書を買うように、そういった工夫ができていないかというふうに考えております。

- 杉田源太郎委員 1人も取り残さないというのを、今までずっと言っていることだもんで、だから、今百二十何%と言われましたけど、そういうところをもう少し考えていただいて、実態を見ながら、本なんかについてもお願いいたしたいと思います。

以上です。

- 松島和久委員 それでは、私のほうは、歳出10款6項6目学校給食費です。

ページ数は、決算書の291ページの分です。291ページの最上段の部分。

学校臨時休業対策事業費18万4,300円というのが決算報告されておりますが、この内訳をお聞きます。

それと、あと2つ、コロナ禍の影響により、学校給食の実施状況はどうだったのか。

3つ目として、食材納入業者への影響はどうであったかということです。

主要施策概要報告書では、190ページに学校給食の実施状況というのが掲載をされておりますが、この状況がコロナ禍の影響を受けているかということも含めまして質疑させていただきます。

- 石上睦晃学校給食課長 松島委員にお答えいたします。

学校臨時休業対策事業費は、衛生管理を改善事業として、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとした衛生管理の徹底や改善を図るための設備や消耗品の更新、購入などを行った場合の経費を学校給食調理業者に対して補助したものであります。主に、アルコール消毒液や飛沫感染防止用カーテンフィルムなどの申請があり、それらの経費を補助いたしました。

次に、コロナ禍による学校給食の実施状況ですが、緊急事態宣言による小・中学校の休校により、学校給食の提供は4月9日から5月20日までの期間が停止となりました。また、1学期が8月7日まで延長となったため、給食の提供は当初の予定より10日間延長されましたが、献立などの内容につきましては、特に大きな影響はありませんでした。

次に、食材納入業者への影響についてですが、例年と異なり、8月に給食があったことなどにより食材調達への影響は考えられますが、キャンセル不可の食材への適正な対応や年間計画提供数以内であったことなどから、直接的な影響については伺っておりません。

以上、松島委員への御答弁とさせていただきます。

- 松島和久委員 後半の2つで、概要報告書の190ページを見まして、なおかつ、ただいま報告いただいた内容からすると、予定数量がほぼ確保されているということで、納入業者への影響はなかったということなんですが、実施時期によって食材の調達も変わってきたりすると、メニューが変わってきたりすると、非常に大変だったのかなというふうに感じました。

というのも、児童・生徒、保護者に対しての万全の体制を取ってくれたのかなという感覚があったんですが、どうしても新聞報道等を見ると、そちらに偏っていて、実際に市内の納入業者、市内の方が給食で頑張っていた中で、そういった方に影響が本当になかったのかなということが心配だったものですから、確認のため質疑させて

いただきました。

了解いたしました。ありがとうございます。

○川島 要委員 私も、10款6項6目、学校給食食材費について伺います。

この説明を拝見しても、献立のものについては、献立作成と地産地消ということで、地産地消を意識して地場産品であるかつおぶしとか水産加工品を使っているという説明があります。

確かに焼津はお魚のまちというような、そういったPRをやっているわけですが、農産物についても非常に様々なおいしいものがあるわけで、その辺についての、水産加工品と同じように使い勝手は悪いのかもしれないんですけど、現状、これまでの献立の検討の中で、地場の農産品についての考え方というのはどうだったのか、ちょっと伺います。

○石上睦晃学校給食課長 川島委員にお答えいたします。

焼津市の学校給食では、水産物同様、農産物につきましても地産地消を意識し取組を行っております。

主食の米飯は、平成26年11月より100%焼津市産米を取り入れております。しかし、副食で使用する野菜につきましては、量や規格などの問題から、焼津産はほとんど出てこないため、基本的には県内産や国内産を使用しております。

そのような中、特に焼津特産品11品の中、3品以上を使用しますやいちゃんランチ、こちらのメニューの場合は、焼津産のトマトを使用するなど、可能な限り地場の農産物を使用するよう心がけております。引き続き地産地消の推進に取り組んでまいりまさせていただきます。

以上、川島委員への御答弁とさせていただきます。

○川島 要委員 ありがとうございます。

やはり量的な問題とか、価格的な問題とか、いろいろあると思います。

例えば、こういった場合に、農政課さんと連携を取って安く仕入れる手だてを考えると、またJAさん、こういうようなものに交渉するとか、そういったことというのはどうなんでしょうか、やっていらっしゃいますか。

○石上睦晃学校給食課長 ただいまのようなことにつきましてですけれども、令和2年の例でございますと、先ほど御答弁させていただきましたトマト、それ以外にもキャベツにつきまして、農政課及びJAさんと協議させていただいて焼津産という形で給食に取り入れたケースはございます。

ただ、どうしても絶対量の問題などもございますので、なかなか、そこら辺につきまして広げていくというのが難しいところではありますけれども、今後も引き続き協議を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○川島 要委員 ありがとうございます。

本当にお魚もおいしいんですけど、新鮮な野菜もおいしいので、ぜひ焼津産の野菜、こういうのがあって、こんなにおいしいんだよということを、お魚同様に子どもたちがよく知ってもらえると、またどこへ行ったときにも、そういった会話の中で、焼津のトマトはおいしいよとか、いろんな会話の中で弾んでいくと思いますので、ぜひ今後とも

可能な限り魚と同様に農産物も献立に入れていただけるように尽力をよろしくお願いいたします。

以上です。

- 岡田光正委員 それでは、私のほうから学校給食停止交付金について、ちょっとお聞きしたいなと思います。

先ほど、川島委員の学校給食費に関する中で、食材納入業者への影響はどうであったか、特になかったよというようなお話だったんです。影響があったから、こういうものが出たんじゃないのかな。

業者の補償という形になっていたかと思います。この交付金については、いわゆる例の6月のばたばたしている中での補正予算だったと思うんですね。私も正確な理解ができなかったんですが。

このときには、いわゆる食材の原価を基にした計算なのか、製品単価、いわゆる納入単価での交付の算定だったのか、その辺、どっちだったんでしょうか。

- 石上睦晃学校給食課長 岡田委員にお答えいたします。

まず、学校給食停止交付金は、業者への補償としてではなく、支援金として交付いたしました。

交付の対象は、令和2年3月3日から17日までの小・中学校の臨時休業に伴う学校給食休止期間の食材のうち、既に発注していた食材の発注額となります。よって、対象は令和元年の休止の部分になります。

このうち、第三者に売却した額を除いた額に原価率や経費率を総合的に判断しまして、45%を乗じた額を相当額として交付しております。

以上、岡田委員への御答弁とさせていただきます。

- 岡田光正委員 内容的には分かりました。

それで、そのときにふっと思ったんですけれども、やはりその影響で、その間いわゆる納入しない部分、生産しないことがあったものですから、従業員さんを休ませたりとかというような話も聞いておりました。

支援金としてということだもんで、補助金じゃないよということでもありますので、その後は、国の政策としていろんな形で補助金だとか、それこそ支援金といったものが出るようになったから、今現在は何とか回っておるんでしょうけれども、今後、やはり国の施策が始まる前に、例えばストップしちゃったとか、あるいは、これによって生産者そのものの影響が出るというようなことも十分に考えられるものですから、その辺も含めて給食費の在り方、給食の材料費のお支払いの在り方、それについてもう一度研究いただければと思いましたので、考えを述べさせていただきました。

以上です。

- 渋谷英彦委員長 では、以上で通告による質疑は終了いたしました。

質疑、意見を打ち切ります。

以上で、認第10号中、教育委員会事務局所管部分の審査を終わります。

以上で、教育委員会事務局の所管部分の議案の審査は終わりました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

以上をもちまして、本日の審査は終了いたしました。皆さん、御苦労さまでした。

閉会（16：29）